

---

---

2026 年度

# 通常総会

---

---

日 時 2026年6月20日(土)9:30~

会 場 かしはら万葉ホール ロマンピアホール

「看護の日」キャラクター



公益社団法人 奈良県看護協会

# 目 次

奈良県看護協会の基本理念  
奈良県看護協会長 挨拶  
2026 年度奈良県看護協会通常総会プログラム

## 議 決 事 項

### 提 出 議 題

第一号議案	公益社団法人奈良県看護協会定款の一部改正（案）について-----	5
第二号議案	2026 年度改選役員及び推薦委員の選出 並びに 2027 年度日本看護協会 通常総会の代議員及び予備代議員の選出について（案）-----	5
第三号議案	2025 年度決算報告（案）及び監査報告	（ 別 冊 ）

## 報 告 事 項

報告事項 1	2025 年度事業報告	
	理事会報告-----	7
	事業報告-----	11
	職能委員会活動報告-----	23
	地区支部活動報告-----	25
	委員会活動報告-----	28
	教育計画実施一覧-----	32
	ナースセンター事業報告-----	37
	訪問看護総合支援センター事業報告-----	40
	訪問看護ステーション満足度調査 調査結果-----	41
	訪問看護ステーション利用状況-----	42
	ホームナーシングセンター利用状況-----	42
報告事項 2	2026 年度事業計画-----	43
報告事項 3	2026 年度収支予算	（ 別 冊 ）

## [資料]

2026 年度役員・委員候補者 -----	55
公益社団法人奈良県看護協会定款-----	58
公益社団法人奈良県看護協会定款細則-----	65
公益社団法人奈良県看護協会総会運営規則-----	68
公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員の選出に関する内規-----	71
地区別会員数一覧-----	72
奈良県看護研修センター利用状況-----	73
奈良県看護協会組織図・事務局体制-----	74
2025 年度役員・委員 -----	75
看護職の倫理綱領-----	78

# 奈良県看護協会の基本理念

## I 使命

人々の人間としての尊厳を維持し、健康で幸福でありたいという普遍的なニーズに応え、県民の健康な生活の実現に貢献する。

- ・教育と研鑽による専門性にに基づき看護の質の向上を図る。
- ・看護職が生涯を通して安心して働き続けられる環境づくりを推進する。
- ・地域の人々の健康ニーズに応え看護及び保健衛生の発展に努める。

## II 活動理念 C A N

創造的に行動し、責務を果たし、共に生きる。

創造 Creativeness 、責務 Accountability 、共生 Network

## III 基本戦略

政策形成 → 調査研究、制度改革（保険・医療・福祉）への政策提言、政策決定過程への参画と働きかけ、県民の理解と賛同を得るための働きかけ、県看護連盟等関連団体との協働

自主規制 → 看護倫理規定、業務基準・ガイドライン、機能評価

支援事業 → 継続教育の実施、学術研究の推進、医療安全に関する相談支援、看護職の権利擁護、労働条件・環境の改善、福利厚生、国際交流

開発・経営 → 看護業務・事業の開発と経営、業務上の権能拡充、事業経営

広報 → 機関誌、ホームページ等による情報提供、マスコミを通じた広報

社会貢献 → まちの保健室等健康情報の提供と健康意識の啓発、災害支援、国際協力等

人口動態推計に基づくと、特に 18 歳人口の減少傾向は看護職員数の減少を示唆しています。「看護の心の普及」活動が看護職の社会的価値および魅力の発信は極めて重要です。そして、看護職の連携と労働環境改善を基盤とした専門性の発揮が必須となります。協会会員数の減少が不可避と予測される中、看護協会加入の意義について説得力ある根拠を提示する必要があります。現場状況把握とニーズ再評価を通じ、理想と現実の乖離への具体的対策策定が喫緊の課題です。

日本看護協会は、2025 年「看護の将来ビジョン 2040」を公表し、生涯を通じて個人の尊厳重視支援、専門職としての自律的判断・実践、多職種協働におけるキーパーソンの役割という三つの目標を掲げています。達成手段として看護職のタスクシフト・シェアの推進も不可欠です。さらに、2026 年 2 月に『看護職の「多様で柔軟な働き方」導入応援ブック』を刊行、「Be Well, Work Well, Nurse Well」の理念を提唱し、看護職のウェルビーイングを重要視しています。多様な人材活用の必要性が増す中、看護管理者のリーダーシップが重要な役割を担っています。令和 8 年度診療報酬改定では、過去 30 年間で最高の改定率 3.09%が適用され、医療関係団体間の連携の成果となりました。本改定による財源の活用による持続可能な医療従事者勤務形態確保が期待されます。「急性期病院 A/B 一般入院基本料」の新設により、「治す医療」と「治し支える医療」の連携推進が重視されました。看護配置基準、重症度、医療・看護必要度、平均在院日数等要件のほか、看護師長等の経験および所定研修修了者配置が推奨されています。当看護協会としては、特に看護管理者育成の研修企画・運営への取り組みが不可欠と認識しています。

日本看護協会は、病院看護職員需給動向および業務実態把握を目的として「病院看護実態調査」を継続実施しています。ご回答の皆様へ感謝いたします。

調査期間 2025 年 10/1～11/17、全国 8,022 施設（有効回収率 43.7%）、一部データを抜粋

○2024 年度離職率は、正規雇用 11.0%、新卒採用 8.4%、既卒採用 16.1% と前年同水準で、奈良県は離職率が全国最高水準となっています。

○退職理由は、健康上の問題、看護職員適性・実践能力への不安が上位で、病気による 1 ヶ月以上休暇取得者がいた病院 72.6%、うちメンタルヘルス不調者がいた病院は 79.5%でした。

○初任給は、高卒・3 年課程 216,416 円、大卒 221,883 円で、前年度比では増加しています。

○夜勤手当は 2010 年以来横ばいで、二交代制夜勤は 15 年間で 725 円のみ増加し、72 時間夜勤者率 33.9%でした。

○看護職員出向事業実施病院は 18.3%で、出向推進には自施設内人員不足が主因でした。

奈良県へき地における看護人材確保には在籍型派遣制度導入の推進が必要です。課題解決にはナースセンター事業の強化、エビデンスに基づく行政への要望・政策提言が不可欠です。

奈良県看護協会は、37 年慣れ親しんだ所在地から 2026 年度より新所在地へ移転しました。これまでのご支援・ご協力に深謝するとともに、今後も新天地での組織体制強化と課題解決に尽力してまいります。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

## 2026年度 奈良県看護協会通常総会プログラム

---

日 時 2026年6月20日(土) 9:30~12:30

場 所 かしはら万葉ホール(ロマントピアホール)

---

9:00 開場

9:20 オリエンテーション

9:30 開会式

物故会員への黙祷

会長挨拶

来賓祝辞

来賓紹介・祝電披露

知事表彰・奈良県看護協会会長表彰授与

10:30 (休憩)

10:45 議事開始

議長団選出

議事録署名人決定

<議決事項>

第一号議案 公益社団法人奈良県看護協会定款の一部改正(案)について

第二号議案 2026年度改選役員及び推薦委員の選出並びに

2027年度日本看護協会通常総会の代議員及び予備代議員の  
選出について(案)

改選理事等候補者紹介

選挙管理委員の任命

第三号議案 2025年度決算報告(案)及び監査報告

<報告事項>

報告事項1 2025年度事業報告

報告事項2 2026年度重点事業及び事業計画

報告事項3 2026年度収支予算

12:15 退任役員紹介

新役員紹介

12:30 閉会

---

# 議 決 事 項

---

## 提出議題

第一号議案 公益社団法人奈良県看護協会定款の一部改正（案）について

第二号議案 2026 年度改選役員及び推薦委員の選出並びに  
2027 年度日本看護協会通常総会の代議員及び予備代議員の  
選出について（案）

第三号議案 2025 年度決算報告（案）及び監査報告 （別冊）



# 提 出 議 題

## 第一号議案 公益社団法人奈良県看護協会定款の一部改正（案）について

### 公益社団法人奈良県看護協会定款の一部改正 案

改 正 後	改 正 前
<p>第1条から第34条（省略） （種類及び開催） 第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。 2 定例理事会は、<u>理事会の決議により別途定める理事会運営規則によるものとする。</u></p> <p>第36条から第60条（省略）</p> <p>附則 <u>この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。（2026年6月20日）</u></p>	<p>第1条から第34条（省略） （種類及び開催） 第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。 2 定例理事会は、<u>原則として毎月1回開催する。</u></p> <p>第36条から第60条（省略）</p>

## 第二号議案 2026年度改選役員及び推薦委員の選出並びに2027年度日本看護協会通常総会の代議員及び予備代議員の選出について（案）

### 2026年度改選理事・監事・推薦委員

#### 役

#### 員

会 長	春 木 邦 恵	地区理事（奈良）	杉 下 薫
専 務 理 事	黒 田 和 子	地区理事（東和）	高 間 朋 子
常 任 理 事	高 島 範 子	地区理事（中和）	村 島 明 子
助産師職能理事	吉 川 紀 子	外 部 理 事	森 田 康 文
看護師職能Ⅰ理事	宮 本 雅 美	監 事	福 井 智 賀 子
看護師職能Ⅱ理事	山 崎 優 美 代		

#### 推 薦 委 員 会

覚 野 典 子                      堀 口 陽 子

## 2027 年度日本看護協会通常総会の代議員及び予備代議員候補者

### 代議員候補者名簿

第 1 副会長	橋 口 智 子	看 護 師
専 務 理 事	黒 田 和 子	看 護 師
保健師職能理事	尾 島 典 子	保 健 師
助産師職能理事	吉 川 紀 子	助 産 師
看護師職能 I 理事	宮 本 雅 美	看 護 師
看護師職能 II 理事	山 崎 優 美 代	看 護 師
准看護師理事	西 山 晋 輔	准看護師
奈良地区支部	杉 下 薫	看 護 師
東和地区支部	高 間 朋 子	看 護 師
南和地区支部	谷 向 克 子	看 護 師

### 予備代議員候補者名簿

第 2 副会長	高 橋 久 子	看 護 師
常 任 理 事	高 島 範 子	看 護 師
保健師職能委員	葛 本 奈 美	保 健 師
助産師職能委員	初 井 山 下 千 桃 生	助 産 師
看護師職能 I 委員	吉 川 有 子	看 護 師
看護師職能 II 委員	中 川 朋 子	看 護 師
准看護師委員	新 見 真 希	准看護師
奈良地区支部	清 水 真 樹	看 護 師
東和地区支部	田 村 亜 矢 子	看 護 師
南和地区支部	小 森 智 江	看 護 師

第三号議案 2025 年度決算報告（案）及び監査報告 （別冊）

---

# 報 告 事 項

---

## 報告事項 1      2025 年度事業報告

理事会報告

事業報告

職能委員会活動報告

地区支部活動報告

委員会活動報告

教育計画実施一覧

ナースセンター事業報告

訪問看護総合支援センター事業報告

2025 年度看護協会立訪問看護ステーション満足度調査 調査結果

公益社団法人奈良県看護協会立訪問看護ステーション利用状況

ホームナーシングセンター利用状況

## 報告事項 2      2026 年度事業計画

## 報告事項 3      2026 年度収支予算

( 別冊 )



## 報告事項

# 理事会報告

会長 春木 邦恵

### 1. 理事会開催状況

回	月 日	場 所	出席人数	
			理 事	監 事
1	2025年4月11日(金) (9:30~11:13)	看護研修センター研修室1	14	3
2	2025年5月16日(金) (9:27~12:00)	看護研修センター研修室1	15	2
3	2025年6月21日(土) (16:05~16:30)	かしはら万葉ホール 4階 視聴覚室	16	2
4	2025年7月11日(金) (9:27~11:27)	看護研修センター研修室1	16	2
5	2025年10月10日(金) (9:27~12:35)	看護研修センター研修室1	15	2
6	2025年11月14日(金) (9:30~11:40)	看護研修センター研修室1	13	2
7	2025年12月12日(金) (9:30~12:05)	看護研修センター研修室1	15	2
8	2026年1月16日(金) (9:27~11:54)	看護研修センター研修室1	16	2
9	2026年2月13日(金) (9:31~11:38)	看護研修センター研修室1	14	2
10	2026年3月13日(金) (9:30~12:05)	看護研修センター研修室1	16	2

## 2. 主な協議事項

### 2-1 2025 年度通常総会審議事項の確認(4 月)

#### 提出議題

- 第一号議案 公益社団法人奈良県看護協会定款の一部改正（案）について
- 第二号議案 公益社団法人奈良県看護協会理事報酬等の総額の上限(案)
- 第三号議案 公益社団法人奈良県看護協会監事報酬等の総額の上限(案)
- 第四号議案 理事・監事・推薦委員並びに 2026 年度日本看護協会通常総会の代議員及び予備代議員の選出について（案）
- 第五号議案 2024 年度決算報告（案）及び監査報告

#### 報告事項

- ・ 2025 年度事業計画及び 2025 年度収支予算について
- ・ 2024 年度事業報告について

### 2-2 協会組織・運営について

- ・ 奈良県看護協会通常総会開催について（4 月）
- ・ 理事報酬等の総額の上限について（4 月）
- ・ 監事報酬等の総額の上限について（4 月）
- ・ 2025 年度奈良県看護協会理事・監事・推薦委員並びに 2026 年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員等候補者推薦名簿(案)について(5 月)
- ・ 「公益社団法人奈良県看護協会職員辞令交付等に関する内規」の新設について（5 月）
- ・ 職員就業規則等の一部改正について（5 月）
- ・ 2025 年度奈良県看護協会委員について（5 月）
- ・ 2024 年度事業報告について（5 月）
- ・ 公益社団法人奈良県看護協会組織体制及び組織図の変更について（5 月、2026年1月、3月）
- ・ 2025年度理事の役職の決定について(6 月)
- ・ 2025 年度理事会・業務執行理事会開催日程について（6 月）
- ・ 日本看護協会会議等の行事日程について（6 月）
- ・ 公益社団法人奈良県看護協会理事報酬規則の一部改正について（7 月）
- ・ 公益社団法人奈良県看護協会監事報酬規則の一部改正について（7 月）
- ・ 外部団体への後援・協賛に関する内規の一部改正について（7 月）
- ・ 公益社団法人奈良県看護協会謝金等の取扱い内規の一部改正について（7 月）
- ・ 公益社団法人奈良県看護協会職員給与支給規則の一部改正（10 月）
- ・ 研修会受講料の検討について（2026年1月）
- ・ 委員会委員構成見直し等に伴う関係規定一部改正について（12 月）
- ・ 理事報酬規則の一部改正について（12 月）
- ・ 資産運用について（12 月、2026年1月）

- ・就業関連規則の改正について（2026年3月）
- ・理事会開催回数に関する定款・規則改正について（2026年3月）
- ・事務所移転および組織改正に伴う諸規定の改正について（2026年3月）
- ・2026年度役員候補者の推薦について（2026年3月）

### 2-3 2025年度事業計画の推進に関すること

- ・2025年度事業報告書(案)・決算報告書(案)について（2026年3月）
- ・2026年度奈良県看護協会委員会等事業計画（案）について  
（12月、2026年1月、2月、3月）
- ・2026年度重点事業・重点計画について（2026年3月）
- ・2026年度事業計画・収支予算（案）について（2026年3月）

### 2-4 看護教育及び学会等学術振興に関する事業

- ・2026年度教育計画（案）について（2026年2月）
- ・奈良県看護学会の開催について(11月)

### 2-5 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉増進に関する事業

- ・看護労働環境改善推進委員会について
- ・セカンドキャリアナース研修について（2026年2月）

### 2-6 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業

- ・就業継続が可能な看護職の働き方の提案の冊子を参考に、施設での就業改善の取り組み状況の追跡調査の実施（10月）
- ・協会立訪問看護ステーション利用者の満足度調査について（11月）
- ・2021年度の「コロナ禍に就職した保健師を対象に、コロナ禍を経た現在の業務に対する思いや職場の満足度」の追跡調査について（2026年1月）

### 2-7 地域ケアサービスの実施及び促進等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業

- ・「なら看護の日」看護フェスタの開催について(5月、11月、2026年2月)
- ・「一日町の保健室」開催について（9月）
- ・災害時の看護支援体制について（10月）
- ・地域の実情に応じた看護職確保推進事業について（奥大和地域医療現地見学ツアー）  
（11月）
- ・地区支部活動について（1年間）

### 2-8 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業

- ・2025年度日本看護協会代議員・予備代議員研修会について（5月）
- ・日本看護協会理事会報告について（5月、10月、12月）
- ・2025年度日本看護協会重点事業について（5月）
- ・第56回日本看護協会学術集会について（7月）
- ・2025年度地区法人会員会の協議事項について（9月）
- ・2026年度日本看護協会名誉会員及び日本看護協会長表彰候補者推薦について（11月）

## 2-9 その他本会の目的を達成するために必要な事業

- ・後援名義使用許可申請について（5月、7月、10月、12月、2026年1月）
- ・各種表彰事業への候補推薦（4月、11月）
- ・奈良県への要望について（4月、5月、7月、10月）
- ・「奈良県看護関係団体連携会議」について（2026年1月）
- ・奈良県看護功労者知事表彰候補者推薦について（4月）
- ・奈良県看護協会会長表彰候補者推薦について（4月）
- ・移転にかかわる進捗状況について（5月、7月、10月、2026年3月）
- ・新施設への移転記念事業・記念品について（7月、11月）
- ・橿原地区四師会との連携について（8月）
- ・クラウドサービスの導入について（10月）
- ・福利厚生事業の新規提携先について（11月）
- ・新看護協会会館表示について（11月）
- ・委員会構成メンバー・規定見直しについて（11月）

# 2025年度 事業報告

専務理事 西岡 令子

## I. 看護教育及び学会等学術振興に関する事業（公益目的事業）

事業内容	
1. 看護職の継続教育の推進	
1) 「看護の将来ビジョン 2040」達成に向けて、質の高い看護人材を育成する教育プログラムの企画・実施・評価	教育計画「ブロード」版の作成、全会員に配付 オンライン研修システムマナブルに掲載 教育研修実施録の作成
2) 研修内容	全部で43研修と学会1の44コースを実施 受講・参加延べ人数3,142名（詳細は一覧表参照）
(1) 専門職としての活動の基盤となる研修	(1) 23研修 計1,569名受講
(2) 看護・医療政策に関する研修	(2) 3研修 計130名受講
(3) 人材育成や教育支援を行う者を対象とした研修	(3) 8研修 計612名受講
(4) 看護管理者を対象とした研修	(4) 3研修 計107名受講
(5) 資格認定教育	(5) 5研修
①認定看護管理者教育課程ファーストレベル	① 6/16～7/18（20日間）63名修了
②ファーストレベル公開講座	②2研修（6/28、7/5）計10名受講
③セカンドレベル実践報告会	③9/17 修了者25名、修了者以外16名
(6) 委員会活動と連動した交流会・研修	(6) 11交流会・研修 計392名参加・受講
①助産師実践能力熟段階Ⅲ（CLoCMip®）認証申請研修	①2研修 計29名受講
2. 奈良県受託事業に関する研修	上記2) 研修内容の再掲
1) 看護職員資質向上推進事業	1)
(1) 実習指導者講習会（一般分野）	(1) 6/2～10/28（うち27日間） 66名修了
(2) 実習指導者講習会（特定分野）	(2) 6/2～10/28（うち11.5日間） 6名修了
2) 認知症対応力向上研修	2)
(1) 奈良県看護職員認知症対応力向上研修	(1) 11/27・11/28・12/10（3日間） 60名受講 58名修了
(2) 奈良県病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修	(2) 1/22 21名受講
2) 新人看護職員研修事業	
(1) 新人看護職員集合研修	(1) 5/16～11/4（5日間）108名受講
(2) 2年目フォローアップ研修	(2) 10/17 63名受講
(3) 新人集合研修公開講座	(3) 7/3 25名受講
(4) 実地指導者研修	(4) 11/10～1/19（うち4日間）70名受講
(5) 研修責任者・教育担当者研修	(5) 11/10～1/16（うち3日間）45名受講
3) 訪問看護推進研修事業	
(1) 奈良県訪問看護師養成講習会～訪問看護eラーニング活用～	(1) 6/1～11/30（eラーニング6か月） 7/12・8/23・9/20（集合研修3日間） 10/1～11/28（実習4日間） ※9/30までにeラーニング修了者対象 集合研修受講延べ92名修了 （うち公開講座50名）
(2) 訪問看護人材確保支援事業	訪問看護養成講習+eラーニング修了14名
(3) 訪問看護における暴力・ハラスメント対策事業	
3. 日本看護協会 ODE 研修	

1) 看護補助者標準研修 -看護補助体制充実加算該当パッケージ-	5/20 19名受講 19名修了
2) 看護補助者の活用推進のための看護管理者研修	10/10 85名受講 85名修了
3) 外来における在宅療養支援能力向上のための研修	1/15 26名受講 26名修了
4) 認知症高齢者の看護実践に必要な知識	11/14 87名受講 87名修了
4. 奈良県看護学会 ハイブリッド形式 オンデマンド配信	12/13 (土) かしはら万葉ホール テーマ「看護の本質 ～そこに看護はあるのか～」 参加者 208名 (オンライン 16名含む) 発表演題 口演 15題 示説 5題
5. 医療安全管理者養成研修 (日本看護協会主催)	日本看護協会からのオンデマンド研修後、 11月7日 集合研修 医療安全検討委員会が運営 54名修了

II. 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業 (公益目的事業)

事業内容	
1. ナースセンター事業 (奈良県受託事業)	37～39 ページ参照
1) ナースバンク事業 無料職業紹介所	1) 相談日:月～金曜日 9:00～16:30
(1) NCCS システムによる登録・管理	場所: 奈良県看護研修センター
(2) 求人・求職者に対する相談及び紹介・連絡調整	相談方法: 電話・メール・来所
(3) 求人・求職に関する情報提供	
(4) 求人・求職動向の把握	
(5) 雇用給付金取扱職業紹介事業所 (助成金申請)	
(6) 「病院ガイド」作成・協会ホームページ掲載	(6) 看護学生、看護職の就職相談等の活用
2) 看護職員復職応援事業 (奈良県受託事業)	(1) 復職支援研修 38 研修 6/3～12/12
(1) 看護職復職支援研修 (講義・病院、施設等実習)	受講者 62 名
(2) 採血演習 (シミュレーターを使用)	3) 3/2 開催
3) ナースセンター事業運営協議会	
2. ナースセンター機能強化事業 (奈良県受託事業)	
1) 看護師等免許保持者の届出制度「とどけるん」	
(1) 離職時等の届出制による登録推進と潜在看護職の把握	
(2) 届出制度 PR	
2) 出張相談	
①奈良県女性センター (奈良県福祉人材センター共催)	①月 1 回 計 12 回 就業相談 8 名・進路相談 0 名・求人 0 件
②ハローワーク奈良	②月 2 回 計 24 回 就業相談 41 名・進路相談 0 名・求人 1 件
③ハローワーク大和高田	③月 2 回 計 24 回 就職相談 12 名・進路相談 0 名・求人 0 件
④ハローワーク大和郡山	④月 1 回 12 回 就職相談 21 名・進路相談 0 名・求人 1 件
⑤介護職 看護職面接/相談会 (ハローワーク大和高田)	⑤月 1 回 計 12 回 就職相談 27 名・進路相談 0 名・求人 56 件
3) ハローワークとナースセンター連携事業	
(1) ハローワーク連携事業 (奈良・大和高田)	(1) 求人 0 名 求職者 34 名 就業者 16 名
(2) 事業周知チラシ掲示依頼	県内 2 ヲ所のハローワークより月 1～2 回
(3) 求人情報の提供、求人情報誌の配布	年 48 回
(4) 看護職セミナー	(4) ①11 月 12 日 参加数: 12 名/就職者
①ハローワーク奈良	数: 4 名

②ハローワーク大和高田	②9月12日 参加数：9名/就職者数：5名
(5) 看護補助者セミナー	(5)①7月4日 参加者：33名/就職者数4名
①ハローワーク奈良	②6月4日 参加者：24名/就職者数6名
②ハローワーク大和高田	(6)
(6) 看護補助者オンデマンド研修	①7月28日 参加者：41名/就職者数2名
①ハローワーク奈良	(7)
(7) 就職応援フェア	6月20・27日・11月19日・3月5日
4) セカンドキャリアナース研修	場所：奈良県コンベンションセンター
5) 看護職員就業状況調査	相談者：4名
調査のねらい：看護職の働き方改革推進や就労支援を行うために活用する。	37～39 ページ参照
調査集計を各病院に報告：12月	5) 時期：8月
6) 進路・キャリアアップ相談	奈良県内75病院勤務の常勤看護職の就業状況（離職率）調査
(1) 看護学校進学ガイダンス	37～39 ページ参照
(2) 看護職の進学や看護職を目指す方からの相談・問合せ対応、情報提供	(3) 500部
(3) 看護職をめざす方へのパンフレット作成 「看護専門学校等募集要項」	4月3日 講義：春木邦恵
(4) 行政、大学、企業等の看護学生の就職相談会の協力	12月15日 講義：春木邦恵
①奈良県立医科大学医学部看護学科	37～39 ページ参照
②畿央大学	
7) 看護職メンタル相談事業	
(1) 相談窓口（予約制）	
8) 広報活動	
(1) 看護学生にナースセンターをPR（講義）	(1) 奈良県内看護学校：3校
(2) 求人情報発行	対象者：3年生等看護学生・教員
(3) 看護協会広報誌「看護なら」掲載（ナースセンターだより）	参加者：学生89名・教員2名
(4) 出張相談案内チラシ	他看護学校には、e ナースセンター登録、NuPSのチラシなど訪問し配布
(5) 看護協会ホームページへ事業紹介・情報提供	(2) 年12回
(6) ポスター、チラシ作成・掲示依頼	(3) 年2回
(7) 県ホームページ等情報提供	(4) 配布先：奈良県労働局・各ハローワークなど
(8) ナースセンター事業紹介	(6) 配布先：病院・施設、公共機関など
①実習指導者講習会	(8)
②ファーストレベル	①6月2日 65名
9) 他機関との連携	②6月16日 63名
①ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議	
10) 他団体との連携	
①日本看護協会中央ナースセンター	①20 ページ参照
・ナースセンター長会議	
・ナースセンター事業担当者会議	
・ナースセンター事業担当者情報交換会	
②近畿地区看護協会人材確保定着会議	
③公共職業安定所	

<p>④奈良県福祉人材センター（出張相談）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の就職総合フェア</li> </ul> <p>⑤奈良県女性センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求人情報誌の配布</li> <li>・事業周知チラシ情報配布</li> </ul> <p>⑥奈良県医療勤務環境支援センター</p> <p>(12) 事業実施報告</p> <p>3. 「看護の心」啓発・普及事業</p> <p>1) 看護の出前授業：「みんなで話そう-看護の出前授業」</p> <p>奈良県看護協会 主催</p> <p>2) 「看護の日・看護週間」事業（厚生労働省・日本看護協会主催・文部科学省後援）</p> <p>3) ふれあい看護体験</p> <p>4) お仕事体験博</p> <p>4. 地域に必要な看護職確保推進事業</p> <p>1) 奥大和地域医療見学ツアーの実施</p> <p>5. 各賞候補者の推薦</p> <p>1) 叙勲</p> <p>2) 奈良県看護功労者知事表彰</p> <p>3) 日本看護協会会長表彰</p> <p>4) 奈良県看護協会会長表彰</p> <p>6. 看護労働環境改善推進委員会</p> <p>7. 医療安全検討委員会</p> <p>8. 看護補助者標準研修</p>	<p>(12) 県、奈良労働局、中央ナースセンター</p> <p>3. 37～39 ページ参照</p> <p>4. 37～39 ページ参照</p> <p>1) 11月3日 被表彰者 1名</p> <p>2) 5月11日 被表彰者：25名 (保健師1名、看護師24名)</p> <p>3) 6月10日 被表彰者：2名</p> <p>4) 6月21日被表彰者：6名 場所：かしはら万葉ホール</p> <p>6. 28 ページ参照</p> <p>7. 29 ページ参照</p> <p>8. 7月4日 参加者：24名</p>
--	--

III. 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業（公益目的事業）

事業内容	
1. 保健師職能委員会	1. 23 ページ参照
2. 助産師職能委員会	2. 23 ページ参照
3. 看護師職能Ⅰ委員会	3. 24 ページ参照
4. 看護師職能Ⅱ委員会	4. 24 ページ参照
5. 地区支部委員会	5. 25～27 ページ参照
6. 図書室の管理	
1) 図書文献サービス	
(1) 図書室資料の整理（看護協会移転に伴う準備）	(1) 蔵書数：専門図書 2656 冊 一般図書 0 冊 雑誌 10 種類 視聴覚資料 0 本
(2) 収集資料の受け入れ整備と所蔵資料目録の運営管理	
(3) 看護文献検索・情報提供サービスの向上	(3) インターネットによる検索案内： 検索リンク先 10 施設
2) 図書室の利用促進	2) 来室利用者：会員 10 名、非会員 0 名 他、長期間研修受講者（実習指導者講習会、ファーストレベル） 貸出：図書 14 冊、 視聴覚資料 0 本 文献複写：利用枚数 20 枚



<p>3) 訪問看護総合支援センター事業に関すること (訪問看護人材確保支援事業)</p> <p>(1) インターンシップ事業 県内看護大学・看護専門学校に訪問看護ステーションで実地体験してもらう</p> <p>(2) プリセプター配置・現場指導事業 ①新人訪問看護師が職場になじめるように支援する ②医療処置やケアを学ぼうとする職員に現場指導の実施 ③プリセプター研修 (プリセプターの養成)</p> <p>(3) 訪問看護制度研修 ①技術研修 (ビギナー：ミドル・カスタム) ②セミナー (小児看護・嚥下障害看護)</p> <p>(4) 多職種連携会議 災害時における医療・介護・福祉の多職種連携を考える</p> <p>(5) 訪問看護管理者研修 人材育成・奈良県の施策・労務管理</p> <p>(6) 地域教育事業 保健医療圏域ごとに教育ステーションを設け、地域の訪問看護ステーションを支援する</p> <p>(7) 教育計画・プログラム策定事業 訪問看護師用ラダーを作成</p> <p>(8) 認定看護師派遣調整事業 病院や訪問看護ステーションに勤務する認定看護師を派遣し、技術習得を支援</p> <p>(9) 訪問看護経営相談事業 ①新規開設する訪問看護ステーションの支援 ②既存の訪問看護ステーションの経営運営への相談</p> <p>(10) 訪問看護実態調査事業 県内訪問看護ステーションへ実態調査を実施</p> <p>4. 訪問看護推進研修事業</p> <p>1) 訪問看護師養成講習会 (奈良県受託事業)</p> <p>2) 訪問看護における暴力・ハラスメント研修 (奈良県受託事業)</p> <p>3) 奈良県医療的ケア児等在宅レスパイト (一時預かり) 事業</p> <p>5. 災害時の看護支援体制</p> <p>1) 災害支援ナース派遣調整合同訓練 (日本看護協会)</p> <p>2) 看護協会災害支援ナース指導者養成研修</p> <p>3) 災害・感染症に係る看護職員等確保事業 災害支援ナース養成研修</p>	<p>(1) ~ (10) 40 ページ参照</p> <p>・教育計画、研修内容の検討 申請事業所数 (8) 派遣申請件数 (8 件) 講師派遣数 (8 件) 受講者計 144 人</p> <p>(10) 委員会開催 (2 回)</p> <p>再掲</p> <p>2) ①集合・オンライン研修 5/31 41 名受講 ②オンデマンド研修 8/1~12/1 89 名受講 (上記研修の収録動画を配信)</p> <p>3) 2025 年 10/1~2026 年 3/31 まで 3 事業所申請</p> <p>1) 新たな派遣調整の仕組みに則って、一部の地域に限定して実施 (奈良県該当なし)</p> <p>2) 災害支援ナース養成研修の集合研修の企画・指導者資格取得 (企画指導者 1 名、災害指導者 1 名、感染症指導者 1 名終了) オンデマンド研修 ①共通編 11/1~2/10 ②演習災害編 2/13 ③演習感染症編 2/27</p> <p>3) オンデマンド研修 7/1~10/30 11/5 災害編演習 11/18 感染症編演習 修了者 61 名</p>
--	---

<p>4) 奈良県事業に協力</p> <p>(1) 国民保護法に基づく支援</p> <p>(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力・支援</p> <p>(3) 鳥インフルエンザ発生時における協定に基づく支援</p> <p>(4) 災害対策基本法に基づく支援</p> <p>(5) 奈良県防災総合訓練に参加、協力</p>	<p>(5) 10月25・26日 2026年度 近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練・奈良県防災総合訓練開催</p> <p>10/26 医療救護訓練及び避難所訓練に災害支援ナース 37名参加</p>
--	---

V. 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業（公益目的事業）

事業内容	
<p>1. 日本看護協会事業に協力</p> <p>1) 日本看護協会への入会手続き</p> <p>2) 各種会議への出席</p> <p>3) 地域に必要な看護職確保推進事業</p> <p>4) 日本看護協会と協働して実施する研修</p> <p>2. 災害支援ナース派遣調整合同訓練</p> <p>3. 日本看護協会会長表彰</p> <p>4. 日本看護協会との連携と情報交換</p>	<p>2) 20ページ参照</p> <p>再掲</p> <p>5研修（再掲）</p> <p>2. 奈良該当なし</p> <p>再掲</p> <p>20ページ参照</p>

VI. 施設の貸与に関する事業（公益目的事業／法人管理に関する事業）

事業内容	
<p>1. 施設運営に関する事業</p> <p>1) 看護研修センターの運営</p> <p>2) ホームナーシングセンターの運営</p> <p>3) 駐車場の管理と運営</p>	<p>73ページ参照</p> <p>42ページ参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金の管理</li> <li>・駐車券販売の管理</li> <li>・駐車場維持管理（草刈り：年2回）</li> <li>・ゲートシステム維持管理</li> </ul>

VII. その他本会の目的を達成するために必要な事業（公益目的事業／共益事業／法人管理に関する事業）

事業内容	
<p>1. 広報活動に関する事項</p> <p>1) 機関紙その他啓発出版物の刊行</p> <p>(1) ホームページの活用</p> <p>(2) 「看護なら」の作成配布（広報出版委員会）</p> <p>2) 奈良新聞への寄稿：看護の日に寄せて</p> <p>3) 県医師会広報誌 医師会新報への寄稿</p> <p>4) 産経新聞掲載</p> <p>2. 渉外活動に関する事項</p> <p>1) 関係団体との連携強化</p> <p>(1) 看護学校等</p>	<p>(2) 年2回（7月・1月）・総会特集号（5月）</p> <p>2) 5月10日 春木邦恵</p> <p>3) 年4回（6月・9月・12月・3月）</p> <p>4) 5月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県内看護学校、大学看護学部卒業式、入学式及び宣誓式（戴帽式）に出席</li> <li>・卒業生及び入学生へ祝電及びお祝いのメッセージを送付</li> </ul>

<p>2) 看護関連政策の実現</p> <p>(1) 奈良県への要望</p> <p>1. ナースセンター事業拡充に伴う支援</p> <p>2. 看護職のさらなる資質向上のための研修企画・運営への支援</p>	<p>・看護学校等行事への参加</p> <p>9月3日</p> <p>出席：春木邦恵、橋口智子、高橋久子、西岡令子、森田冴子、高島範子、山口豊仁</p>
<p>3) 県主催事業への出席・協力</p> <p>(1) 奈良県事業に協力</p> <p>(2) 県主催事業の審議・会議等に委員として参加</p> <p>(3) 関係団体の総会等への出席</p> <p>(4) 関係団体への協力支援</p>	<p>(2) 21 ページ参照</p>
<p>3. 会員支援に関する事業</p> <p>1) 表彰（再掲）</p> <p>2) 見舞い・その他</p> <p>(1) 弔慰見舞い</p> <p>3) 身分擁護と福利厚生</p> <p>(1) 医療事故に関する情報提供と相談</p> <p>(2) 個人情報適正管理</p>	<p>1名</p>
<p>4. 組織に関する事項</p> <p>1) 協会組織の強化</p> <p>(1) 会員数の増加の拡大</p> <p>①会員サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新会員情報管理体制（ナースシップ）による入会・継続手続き</li> <li>・オンライン研修システムマナブル運用</li> <li>・ホームページによる会員との連携</li> <li>・SNS開設</li> <li>・医療安全相談窓口の継続</li> <li>・個人情報保護法等関係法令の適正管理</li> <li>⑦適正な取り扱いを遵守</li> <li>①パソコンセキュリティ管理</li> <li>・入会案内・リーフレットの配布</li> </ul> <p>②地区支部活動の充実</p> <p>③地区医師会との連携（橿原地区四師会）開催</p>	<p>25～27 ページ参照</p> <p>8月28日（協会担当）会長、理事参加</p> <p>30 ページ参照</p>
<p>(2) 規約委員会</p> <p>①公益法人制度改革に対応した諸規程の見直し</p> <p>2) 円滑な組織運営のための諸会議の開催</p> <p>(1) 諸会議の開催</p> <p>①通常総会</p> <p>②職能集会</p> <p>③地区支部</p> <p>④理事会</p> <p>⑤業務執行理事会</p> <p>⑥職能委員会</p> <p>⑦常任委員会</p>	<p>6月21日</p> <p>場所：かしはら万葉ホールロマンピアホール</p> <p>参加人数：本人出席 197名 委任状出席 7,195名</p> <p>合計 7,393名</p> <p>23～24 ページ参照</p> <p>25～27 ページ参照</p> <p>年10回開催</p> <p>年9回開催</p> <p>定例会</p> <p>定例会</p>

⑧特別委員会	定例会
3) 推薦委員会	28 ページ参照
4) 選挙管理委員会	28 ページ参照
5. 奈良県看護研修センターの管理運営	
1) 施設管理に関すること	
(1) 施設整備・保守管理業者委託	
①館内清掃	日常清掃：週3回、定期清掃：年3回
②警備、消防、給水設備点検	警備：毎日
	消防設備点検：年2回
	給水設備点検：年2回
	月1回
	年4回
	年4回
	年6回
	各年1回
③エレベータ点検	
④空調保守	
⑤自動ドア点検	
⑥電気設備点検	
⑦植木剪定、消毒	
(2) 機器等リース保守管理	
①コピー機 (3台)	
②パソコン	
③ホームページレンタルサーバ	
④電話機	
⑤防犯	
⑥ダスキンマット	
(3) 音響・映像設備の保守・点検	
(4) 借上駐車場の管理 (草刈り)	(4) 年2回
2) 会計管理に関すること	
(1) 消費税・所得税積算等についての税務委託	(税理士に依頼)
6. ホームナーシングセンターの管理運営	
1) 施設管理に関すること	
(1) 施設整備・保守管理業者委託	
①館内清掃	①日常清掃：週1回、定期清掃：年2回
②警備、消防、給水設備点検	②警備：毎日
③エレベータ点検	③月1回
④空調保守	④年2回
⑤自動ドア点検	⑤年4回
⑥電気設備点検	⑥年6回
(2) 機器等リース保守管理	
①コピー機 (1台)	
②パソコン	
③電話機	
④防犯	
⑤ダスキンマット	
(3) 音響・映像設備の保守・点検	
(4) 借上駐車場の管理	
7. その他	
1) 公益財団法人日本対がん協会寄附	1) 9月24日
2) 第20回日本医療マネジメント学会奈良支部学術集会寄附	3) 8月26日

2025年度 日本看護協会主催会議等参加報告

会議名	日程	回数	参加者
1. 日本看護協会理事会	5/9・6/11.12・ 7/24.25・9/18.19・ 11/27.28・2/19.20	6回	春木
2. 日本看護協会法人委員会	6/7・11/29・2/28	3回	春木
3. 日本看護協会通常総会	6/10	1回	春木・代議員 高橋・森田
4. 代議員研修会	5/16	1回	代議員 予備代議員
5. 全国職能集別交流集会	6/11	1回	職能理事・代議員 高橋・森田
6. 全国職能委員長会	8/1・3/6	2回	各職能委員長
7. 地区別法人委員会(近畿地区)	11/6.7	1回	春木・西岡
8. 地区別職能委員長会	11/7	1回	各職能委員長
9. 都道府県看護協会政策責任者会議	9/18	1回	春木・西岡
10. 都道府県看護協会看護労働担当者会議 (Web)	7/17	1回	西岡・小田
11. 新会員情報管理情報交換会担当者会議 (Web)	7/30	1回	春木・古幡・西川
12. 都道府県看護協会・都道府県訪問看護連絡協議会 合同会議 (Web)	11/13	1回	春木・池之畑
13. ナースセンター事業担当者会議 (Web)	4/16	1回	西岡・小田
14. 都道府県看護協会図書室担当者研修会 (Web)	11/7	1回	西岡・山口(千)
15. 都道府県看護協会広報担当役員会議 (Web)	11/19	1回	春木・西岡・ 山口(千)
16. 都道府県看護協会健康危機管理会議 (Web)	12/17	1回	春木・高島
17. 全国基礎教育担当役員会議 (Web)	3/10	1回	森田
18. 日本看護協会医療事故調査制度に関わる専門家 連絡会議 (Web)	11/11	1回	春木
19. 都道府県看護協会教育担当者会議 (Web)	9/10・2/4	2回	森田・津森
20. 公益法人運営に関する勉強会 (Web)	10/26	1回	春木・西岡・ 山口・古幡
21. 訪問看護連絡協議会全国会議	11/13	1回	春木・伊藤
22. 認定看護管理者教育機関担当者会議(Web)	11/11・3/17	2回	森田・津森
23. 都道府県看護協会教育担当者対象研修(集合)	2/4	1回	森田・高島

近畿地区看護協会連携会議

1. 近畿府県看護協会事務担当者会議	12/1	1回	山口
2. 近畿地区看護協会災害看護担当者会議 (Web)	2/3	1回	春木・高島
3. 近畿地区看護協会教育担当者会議(Web)	12/15	1回	森田
4. 近畿地区看護協会人材確保定着担当者会議 (Web)	2/3	1回	春木・西岡・ 治田・小田・秦
5. 近畿地区看護協会立訪問看護ステーション統括者 及び管理者交流会 (Web)	3/4	1回	春木・高島 伊藤・池之畑 ・中川

2025年度 県関連団体会議等参加報告

会議名	日程	回数	参加者
1. 奈良県防災会議	2/12	1回	春木
2. 奈良県医療審議会	9/1・3/19	2回	春木
3. 奈良県医療推進協議会役員会	12/8	1回	春木
4. 奈良県防災会議幹事会	5/22・10/27	2回	高島
5. 奈良県防災総合訓練会議	5/22・6/3・ 8/4・8/8・ 9/29・10/25・ 2/12・3/11	8回	高島 災害看護委員
6. 奈良県地域医療対策協議会	8/26・1/29・ 3/18	3回	西岡
7. 奈良構想区域地域医療構想調整会議	3/5	1回	高島
8. 東和保健医療圏地域医療構想調整会議	3/4	1回	西岡
9. 西和構想区域地域医療構想調整会議 (WEB)	12/8・2/26	2回	高島
10. 中和保健医療圏地域医療構想調整会議 (Web)	12/8・/3/5	2回	森田
11. 南和保健医療圏地域医療構想調整会議	3/2	1回	西岡
12. 「面倒見のいい病院」指標検討会	11/20・3/11	2回	津森
13. 奈良県肝炎対策推進協議会 (Web)	9/16	1回	西岡
14. 奈良県感染症対策連携協議会	5/1・7/1・2/26	3回	高島
15. 奈良県感染症対策連携協議会 外来・在宅医療部会	8/26	1回	高島
16. 奈良県小児慢性特定疾病対策協議会	10/31	1回	森田
17. 奈良県要保護児童対策地域協議会	12/17	1回	高島 (欠席)
18. 奈良県病院看護管理者協議会	6/27・1/9	2回	春木・西岡 森田・高島
19. 奈良県介護実習・普及センター運営委員会	3/31	1回	森田
20. 奈良県在宅医療推進会議 (ZOOM)	2/1 (研修)・2/19	2回	高島
21. 奈良県医療勤務環境改善支援センター運営協議会	2/16	1回	西岡
22. 奈良県母性衛生学会理事会 (副会長)	2/17	1回	春木
23. 奈良県母性衛生学会理事会 (監事)	7/15・2/17	2回	森田
24. 奈良県母子保健運営協議会	10/31・2/12	2回	森田
25. 奈良県運営適正化委員会	4/15・6/17・ 7/17・8/19・ 10/14・12/16・ 2/17	7回	高島
26. 奈良県介護保険審査会 委員総会	6/5・7/10	2回	高島
27. 奈良県循環器対策推進会議 (Web)	2/20	1回	森田
28. 奈良県医療安全推進センター理事会	7/7・3/30	2回	春木
29. 奈良県医療安全推進会議	開催なし		春木
30. 在宅看護特別教育プログラム推進会議	6/9	1回	春木・伊藤 津森
31. 奈良マラソン実行委員会	4/14・11/11 (代 理)・12/14	3回	高島
32. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 奈良県準備委員会	8/5	1回	春木
33. ナースセンター事業運営協議会	3/2	1回	西岡・治田
34. ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議 (web)	7/16	1回	治田・小田
35. 近畿地域の医療機関における電波利用推進協議会 (Web)	2/13	1回	森田
36. 配偶者からの暴力被害者支援協議会	9/19・12/25・2/13	3回	森田

2025年度 市町村事業等・関係団体機関等参加報告

会議名	日程	回数	参加者
日本看護連盟通常総会	6/6	1回	春木
奈良県看護連盟通常総会	6/14	1回	春木・高島・西岡
1. 看護連盟近畿ブロック政策セミナー	9/27	1回	春木・西岡
2. 看護協会・連盟合同会議（地区別法人委員会）	11/7	1回	春木・西岡
3. 奈良市地域密着型サービス運営委員会	4/18・5/23・ 8/22・9/22・ 10/27・1/23・ 3/19	7回	高島
4. 奈良市高齢者福祉推進協議会（書面）	11/17	1回	高島
5. 奈良市地域包括支援センター運営協議会	3/12	1回	高島
6. 橿原市・橿原自治委員会連合同防炎訓練会議	開催なし		春木・高島
7. 橿原市介護保険運営協議会	2/26	1回	高島（欠席）
8. 桜井市介護保険運営協議会	7/22・11/18	2回	森田
9. 桜井市地域包括支援センター運営協議会	7/22・11/18	2回	森田
10. 大和高田市介護保険運営協議会	1/11	1回	西岡
11. 飛鳥ハーフマラソン実行委員会	6/13・2/6・3/8	3回	高島
12. 奈良県健康づくり財団理事会	3/24	1回	春木
13. 奈良県健康づくり財団評議員会	開催なし		橋口
14. 奈良県済生会支部理事会	5/27・6/20・ 10/7・3/6	4回	春木
15. 国保中央病院組合経営強化プラン点検・評価委員会	8/20	1回	春木
16. 奈良市立看護専門学校関係者評価委員会	3/26	1回	春木
17. 奈良県福祉人材センター運営委員会	8/21	1回	春木
18. ナースセンター事業運営協議会	3/2	1回	治田・西岡
19. 看護関係団体連携会議	1/23	1回	春木・西岡
20. 日本医療マネジメント学会奈良支部幹事会・運営委員会（運営委員）	6/18・2/21	2回	高島
21. 新しい公益法人制度説明会（内閣府）	7/16・2/2	2回	春木・西岡 山口・古幡
22. 日本医療マネジメント学会奈良支部幹事会・学術集会	2/21	1回	春木（欠席）
23. 奈良県病院看護管理者協議会	6/27・1/9	2回	春木・西岡 森田・高島
24. 奈良県橿原地区医師会互例会	1/25	1回	春木・西岡

## 2025 年度職能委員会活動報告

◇ 保健師職能委員会 ◇

委員長 尾島 典子

本委員会は5名の委員で構成され、県内保健師間の連携強化とネットワーク推進を目的に、以下の活動に取り組んだ。

**【活動内容】**

1. 定例会 (8回)
  - 1) 奈良県看護職交流会 (保健師職能委員会主催) の企画、準備
  - 2) アンケート調査
  - 3) 地区別保健師職能委員長会において「保健師の人材育成に向けた基礎教育と現任教育の連携・連動による取組の推進策」について現状、課題や取組を共有。このことについて、委員間の意見集約。
2. 奈良県看護職交流会 (保健師職能委員会主催) の開催
 

月 日：2026年1月10日(土) 13:30～16:30

講 演：「地域全体の健康・療養支援のしくみづくり ～DXを活用した医療機関と地域をつなぐ地域療養支援～」

講 師：慶應義塾大学 看護医療学部 健康マネジメント研究科 教授 田口敦子 氏

情報提供：「宇陀けあネット」による取り組みと課題

講 師：宇陀市役所 健康福祉部 次長 山中佳奈 氏  
 (一社) 宇陀地域医療・介護連携ネットワーク運営協議会 小寺恵子 氏

参加者：27名 (奈良県内に勤務する保健師、看護師等)

DXの活用は、地域療養支援に携わる関係者による顔の見える連携が大前提である。看護協会において、看護職の更なる連携を進める必要があり、その中でICT活用について検討していくこと等について、理解し、意見交換する機会とできた。
3. アンケート調査
 

2021年度の追跡調査として、コロナ禍に就職した保健師を対象に、コロナ禍を経た現在の業務に対する思いや職場の満足度等を調査し、コロナ禍に就職した保健師の人材育成方法について検討する

対 象：2020年4月～2021年3月に県内自治体に就職した保健師 50名

期 間：2026年1月5日～1月31日

結 果：回答数 26名 ※集計分析後、学会等にて報告予定
4. その他
  - ・2025年6月11日(水) 2025年度全国職能別交流集会 (東京ベイ幕張ホール)
  - ・2025年8月1日(金) 第1回全国保健師職能委員長会 (TKP新橋カンファレンスセンター)
  - ・2025年11月7日(金) 地区別保健師職能委員長会 (ホテルポストンプラザ草津)
  - ・2026年3月6日(金) 第2回全国保健師職能委員長会 (TKP新橋カンファレンスセンター)

◇ 助産師職能委員会 ◇

委員長 細川 喜美恵

本委員会は8名で構成され、本年度の活動目標は以下の通りである。

1. 「母子のための地域包括ケア病棟」の普及・推進
2. 女性の生涯にわたる健康への支援
3. 奈良県内の産科施設の連携強化 (情報共有及び情報の発信)

**【活動内容】**

1. 定例会 8回
2. CLoCMip®レベルⅢ認証申請のための必須研修 (90分×2)
 

月 日：2026年2月14日(土) 9:00～12:10

テーマ：1) 妊娠と糖尿病  
 2) 妊産褥婦のフィジカルアセスメント：呼吸・循環

講 師：地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター 産婦人科部長 佐道俊幸 氏

参加者：13名
3. 周産期看護職者職能集会 (CLoCMip®レベルⅢ認証申請のための選択研修)
 

月 日：2025年10月4日(土) 9:30～12:30

テーマ：「性暴力被害を経験した女性の出産支援」について

内 容：1) 性虐待を受けた女性への支援  
 2) 性暴力被害者へのトラウマ・インフォームドなケアを考える

講 師：奈良学園大学 保健医療学部 看護学科 母性看護学・助産学 教授 服部律子 氏

参加者：16名
4. 近畿地区助産師職能合同研修会 (CLoCMip®レベルⅢ認証申請のための選択研修)
 

月 日：2025年12月20日(土) 10:00～12:00 (オンライン研修)

テーマ：「ポジティブな出産体験を通して、女性とのパートナーシップを考えよう」

講 師：和歌山県立医科大学保健看護学部 母性看護学准教授 ドーリング 景子 氏

参加者：123名
5. 看護の出前授業
 

12校 (奈良市立東市小学校・生駒市立俵口小学校・生駒市立生駒台小学校・香芝市立真美ヶ丘西小学校)

橿原市立鴨公小学校・大和郡山市立郡山南中学校・王子町立王子北義務教育学校・五條市立五条小学校  
五條市立五條南小学校・五條市立五條東中学校・奈良女子大学附属中等教育学校・奈良県立奈良南高等学校

6. その他

- ・2025年 8月1日 第1回全国助産師職能委員長会 (TKP 新橋カンファレンスセンター)
- ・2025年 11月7日 地区別助産師職能委員長会 (ホテルポストンプラザ草津)
- ・2026年 3月6日 第2回全国助産師職能委員長会 (TKP 新橋カンファレンスセンター)

◇ 看護師職能Ⅰ委員会 ◇

委員長 河野 恵

【活動内容】

1. 定例会の開催 10回

- 1) 理事会内容の共有、看護師職能Ⅰ領域の現状把握、情報交換
- 2) 交流会準備・実施・評価
- 3) 次年度計画立案

2. 看護師職能Ⅰ交流集会

月 日：2025年12月6日(土) 13:00～16:00

テーマ：奈良の医療をつなげる看護の力 ～2040年への挑戦～

【第1部】講師：今村知明(奈良県立医科大学公衆衛生学教授)

内容：奈良県の医療を取り巻く状況、2040年問題

【第2部】講師：河野恵(看護師職能Ⅰ委員長)

内容：2040年に向けた看護のビジョン(日本看護協会)の伝達

【第3部】グループワーク

テーマ：第1部・第2部の内容を踏まえ自施設の役割とこれからの看護

参加者：39名

アンケート回答者：17名(60.7%)

3. 全国、地区別看護師職能Ⅰ委員長会議への参加による情報収集と共有

- ・2025年8月1日 第1回全国看護師職能委員長会Ⅰ 病院領域 (TKP 新橋カンファレンスセンター)
- ・2025年11月7日 地区別看護師職能委員長会Ⅰ 病院領域 (ホテルポストンプラザ草津)
- ・2026年3月6日 第2回全国看護師職能委員長会Ⅰ 病院領域 (TKP 新橋カンファレンスセンター)

◇ 看護師職能Ⅱ委員会 ◇

委員長 山崎 優美代

委員は7名(訪問看護ステーション3名 介護老人保健施設3名 有料老人ホーム1名)で構成され活動を行っている  
今年度は奈良・東和地区支部との合同交流会を開催した

【活動目的】

1. 地域包括システムの推進を図り看護師多職種連携ができる
2. 関係団体と地域の施設が連携できるようなネットワークの推進強化

【活動内容】

1. 定例会議 計7回実施

交流会企画・立案・実施 次年度活動方針・内容等の検討

2. 奈良地区支部・東和地区支部・看護職能Ⅱ合同交流会の開催

月 日：2026年1月24日(土) 14:30～16:30

テーマ：『在宅・施設・医療機関での看取り』

場 所：高井病院

内 容：在宅・施設・医療機関の施設から現状報告を受ける

後半はグループにて「看取りや連携でこうだったらいいのに」の討議・発表を行った

参加者：49名(看護師・介護職・SMW・相談員)

合同の交流会において自分たちの知らない施設の機能や役割について理解が深まった

3. 施設や在宅の看護の代表として看護問題を共有し、解決に向けて検討

全国職能委員会にて情報の共有及び職能Ⅱにおける魅力発信についての意見交換を実施

昨年の職能Ⅰとの合同交流会については好事例として地区別看護職能委員長会Ⅱに提出した

4. その他

- ・2025年6月11日(水) 2025年度全国職能別交流会検討会(幕張イベントホール)
- ・2025年6月12日(木) 三職能合同交流会(幕張イベントホール)
- ・2025年6月12日(木) 職能委員長会・全国看護師職能交流集会Ⅱ介護・福祉関係施設・在宅領域  
(東京ベイ幕張ホール)
- ・2025年11月7日(金) 看護連盟・看護協会合同会議及び2025年度地区別看護師職能委員長会Ⅱ  
(ホテルポストンプラザ草津)
- ・2026年3月6日(金) 2025年度 第2回 全国職能委員長会介護・福祉関係施設・在宅領域  
(TKP 新橋カンファレンスセンター)

# 2025 年度地区支部活動報告

◇ 奈良地区支部 ◇

奈良地区支部長 新田 伊津美

## 【活動目的】

1. 奈良地区の地域住民の疾病予防・健康づくり、療養支援の強化
2. 広域地域での医療・介護の連携を図り、看護・介護体制の構築

## 【活動内容】

1. 地区支部委員会：理事会開催月に合わせ計7回開催  
理事会報告、審議事項の検討、地区開催行事等の内容検討と調整
2. 奈良地区「一日まちの保健室」開催（地区支部役員5名+応援者5名）  
月 日：2025年10月11日（土）10：00～14：30  
場 所：奈良県総合医療センター「あをによし祭り」への参加  
内 容：1. 骨密度測定  
2. アロマオイルによるハンドマッサージ  
3. 看護相談  
参加者は約160名程度の参加があり、例年通りアロマオイルによるハンドマッサージに多くの参加があった。今回、看護相談を設けたが骨密度後に看護相談が受けられるように設定した。その結果、看護相談にも34名の参加があった。内容としては骨粗しょう症予防や成長期にある子連れの母親からは、食生活等に関する相談があった。
3. 交流会（東和地区・看護師職能Ⅱ合同）  
月 日：2026年1月24日（土）14：30～16：30  
テーマ：「在宅・施設・医療機関での看取り」  
場 所：高井病院 西館 1階講堂  
対象者：看護・介護職、MSW等  
内 容：1. 3施設（介護老人保健施設・訪問看護ステーション・高井病院）より現状報告と今後の課題  
2. グループ討議  
テーマ「看取りや連携で こうだったらいいのに」  
参加者：34名+役員15名  
参加者から、様々な職種が参加しており、各職種間で温度差があり価値観が異なることを理解した。それぞれの価値観に触れる機会があれば良い。お互いに顔を合わせる機会があれば更に連携が深まる等の意見が聞かれた。合同の交流会であり、自分たちの知らない施設の機能や役割等について理解が深まった。またグループ討議を通して、それぞれの施設での課題を共有し検討することで、自身の課題解決の方向性を見いだせた。

◇ 東和地区支部 ◇

東和地区支部長 有川 万里子

## 【活動目的】

1. 人々の健康に貢献していくために、看護職の専門性を発揮する
2. 地域住民が最期までその人らしく生き、また穏やかに家族と過ごせるために医療と介護の連携を強化する

## 【活動内容】

1. 地区支部委員会：毎月第4火曜日 全7回（10：00～12：00）
2. 「まちの保健室」幼児～児童期対象の病院見学及び体験に参加  
月 日：2025年9月27日（土）13：00～17：30  
場 所：社会医療法人 高清会 高井病院  
内 容：親子の共同体験の場と子どもの将来の夢応援のため、白衣体験・ベッドUP体験・血圧測定体験の援助と骨密度測定の実施。
3. 看護職能Ⅱ委員会・奈良地区支部・東和地区支部合同交流会  
月 日：2026年1月24日（土）14：30～16：30  
テーマ：「在宅・施設・医療機関での看取り」～こうだったらいいのにな～  
内 容：1) 各3施設の現状報告と今後の課題を発表  
2) グループディスカッションと発表  
参加者：49名（看護師24名 介護職4名 MSW2名 相談員2名）  
自分たちの知らない他施設の機能と役割について理解が深まった。また、グループディスカッションで、それぞれの施設の課題を共有し解決の方向性を見出せたと考える。お互い顔を合わせる機会があれば、さらに連携が深まる。

◇ 西和地区支部 ◇

西和地区支部長 大久保 由美子

## 【活動目的】

1. 地区支部における看護職間（病院・施設・在宅）の情報を共有し連携を強化する
2. 地域の活性化、レベルアップのために管理者が顔の見える連携の永続化

## 【活動内容】

1. 地区支部委員会：8回開催 第4火曜日
2. 地区支部交流会

月 日：2025年10月11日（土）10:00～12:00

テーマ：看護職・介護施設との交流会

場 所：奈良県看護研修センター3階

内 容：1) 病床機能を越えた連携や看護職の役割が発揮できるよう検討する場を設ける  
2) タスクシフト/シェアの観点から多職種協働での、ケアチームの活動や退院支援への取り組みの紹介と課題を共有する。  
3) 施設に転院した患者、訪問看護を受けている患者の現状報告から情報を共有し連携する

対 象：医療機関・施設の看護職および施設管理者

参加者：33名

退院支援・退院後の看護の継続には、他職種（社会福祉士・精神保健福祉士やケアマネジャーや他施設の看護職員）との連携は大きな課題と考える。今回の交流会では、社会福祉士・精神保健福祉士の出席から多方向からの意見があり、有意義な時間が持てたと考える。忌憚ない意見交換からの気づきや、顔の見える関係は、今後の信頼関係にも大きな一歩だと感じた。今後は社会福祉協議会等地域で活動される方の出席にも働きかけていきたいと考える。

◇ 中和地区支部 ◇

中和地区支部長 野村 佳香

【活動目的】

1. 新たな看看連携を模索し、スムーズからシームレスな入退院支援へチャレンジする
2. 誤嚥性肺炎、尿路感染症患者事例への取り組みの実現
3. 中和地区支部の2025年度の新たな看看連携による入退院支援の実践結果を報告、意見交換をすることで、さらなるステップアップした入退院支援の実現に繋げる

【活動内容】

1. 地区支部委員会：毎月第4金曜日開催 全12回（13：30～17：00）
2. 地区支部交流会：

月 日：2026年2月27日（金）14：00～16：00

テーマ：「見えない課題をあぶりだせ！医療的ケア児のリアルに迫る」

講 師：中和地区支部長 野村佳香

参加者：16名（施設看護部長、医療的ケア児への介入への興味のある未経験の看護師、京都府の訪問看護ステーション看護師、医療的ケア児に携わる県職員）

内 容：国内と奈良県内のデータからの現状の報告と過去10年以内の原著論文からメタ統合分析した医療的ケア児にかかわる困難感を病院看護師や訪問看護師、学校でケアを行う看護師や保育士の立場からの実際をまとめたものを報告。その後、奈良県立医科大学付属病院入退院支援センターの藤田主任看護師と藤本MSWから医療的ケア児を取り巻く実際のケースをもちこみ報告。報告後、休憩時間に机のレイアウトを変更して、研修参加者参加型のディスカッションを行った。

医療的ケア児を在宅で養育する家族の負担は極めて大きく、特に24時間の見守りや医療的ケアを必要とするケースにおいては、家族が常に緊張状態に置かれ、精神的・身体的疲弊が蓄積している実態が明らかとなった。実際に保護者からは「常に見張っているような状態である」といった声も聞かれ、気軽に相談できる相手がいない中で孤立感を深めている状況が伺えた。また、兄弟児への支援不足や保護者の高齢化も進行しており、家族全体としての生活の質の低下や将来的な養育不安が課題として浮き彫りとなった。さらに、緊急搬送を経験した事例では、医療機関による家族支援を受けたことで保護者の精神的安定が回復したとの報告もあり、支援の介入が家族に与える影響の大きさが示唆された。

<レスパイト支援の具体的な形態>

病院での短期入所、訪問看護による在宅レスパイト、宿泊施設を活用した宿泊型レスパイトの取り組みが確認された。病院においては、事前面談や見学、日帰り利用を経て段階的に宿泊へ移行するなど、家族および児の不安軽減に配慮した受け入れ体制が構築されていた。また、家族から24時間の生活リズムやケア内容を詳細に聴取し、病棟内で共有することで個別性の高いケアの提供が図られていた。しかしながら、病棟の都合により毎回同一環境での受け入れが困難であることや、環境変化に伴う発作など児への身体的・精神的負担が課題として挙げられた。さらに、短期入所では滞在期間が限られるため、看護計画の立案や評価が十分に行えないという側面も認められた。

<在宅レスパイトについて>

奈良県南部地域において試行的に実施されていたが、利用希望者は少数にとどまっていた。その背景として、他者を自宅に招き入れることへの心理的抵抗感や、緊急時対応への不安が挙げられた。また、地域における医療資源の不足や移動距離の長さにより、訪問看護側の負担が大きく、1件あたりに多くの時間を要することで他の利用者への影響や経営的赤字につながるという課題も明らかとなった。他県においては、緊急レスパイト入院を輪番制で対応する仕組みも導入されていたが、利用率の低さから経営的な持続可能性に課題を抱えていた。

<宿泊型レスパイトについて>

宿泊施設を活用し医療的ケア児とその家族がともに滞在できる取り組みが実施されていた。この取り組みでは、兄弟児を含めた家族全体での利用が可能であり、非日常的な環境の中で心身のリフレッシュが図られていた。また、必要に応じて医療スタッフが同行する体制が整えられており、人工呼吸器装着児であっても安心して利用できる点が評価されていた。このような取り組みは、家族の安心感の向上と孤立感の軽減に寄与する有効な支援手段であると考えられた。

<制度面において>

レスパイト利用に至るまでの手続きが煩雑であり、家族自身が医療機関への問い合わせや書類作成、受診、試泊など

を行う必要があることが大きな負担となっていた。また、ケアマネジャーのように支援全体を調整する役割が制度として確立されておらず、支援導入の障壁となっていることが明らかとなった。受診付き添いなどに対する報酬制度の不備も指摘されており、制度的整備の必要性が示された。

＜医療機関や訪問看護の現場において＞

小児や医療的ケア児への対応経験が少ないスタッフが多く、受け入れに対する不安や心理的負担が存在していた。そのため、経験者と未経験者のペア体制や研修の実施など、人材育成とスキル向上に向けた取り組みが行われていた。また、安全なケア提供のために複数名体制での対応を徹底するなど、受け入れ体制の整備も進められていた。加えて、長期にわたる在宅ケアの中で形成された家族独自のケア方法や「マイルール」が、施設側との間で認識の相違を生むことがあり、支援の難しさにつながっていた。このため、家族の価値観やこれまでのケアを尊重しつつ、信頼関係を構築していくことの重要性が示された。また、兄弟児への心理的負担にも配慮し、家族全体を対象とした支援の必要性が改めて認識された。

＜地域連携の観点から＞

消防機関、医療機関、訪問看護が連携し、緊急時の搬送先や対応方法を事前に明確化する取り組みが実施されていた。さらに、退院後一定期間のフォローアップを地域連携室が担うなど、切れ目のない支援体制の構築に向けた工夫もみられた。

以上のことから、医療的ケア児とその家族を支えるためには、病院、訪問看護、行政、地域社会が一体となった支援体制の構築が不可欠であると考えられた。また、レスパイト支援の多様化を進めるとともに、人材育成、制度的支援（報酬体系やコーディネート機能）の整備、さらには情報発信の強化を図ることで、家族の孤立を防ぎ、安心して在宅生活を継続できる環境づくりが求められる。

3. 次年度にむけて

次年度に向けても中和地区支部会は社会的課題も考えつつ、看護の役割発信と新たな課題への挑戦へ向かえるよう活動する。

◇ 南和地区支部 ◇

南和地区支部長 谷向 克子

【活動目的】

1. 高齢化が進む南和地区において医療・看護・介護の連携を図り、多職種がその専門性を活かし支援をつないでいけるネットワーク作りを推進していく
2. 南奈良総合医療センター主催の健康フェスティバルに参加し、地域住民の看護への関心を高める

【活動内容】

1. 地区支部委員会：計10回 開催
2. 施設及び僻地への出張研修：2回 / 2025年8月～11月  
＜五條市＞ 2025年9月26日（金）14：00～15：00  
テーマ：スキンケアと褥瘡  
講師：南奈良総合医療センター 皮膚・排泄ケア認定看護師 安井精江 氏  
場所：社会福祉法人正和会 まきの苑  
参加者：71名（看護師、栄養士、セラピスト、介護福祉士、介護士、歯科衛生士、ケアマネジャー、事務職）  
＜大淀町＞ 2025年9月29日（月）15：00～16：00  
テーマ：在宅場面におけるフィジカルアセスメント  
場所：社会福祉法人総合施設美吉野園 障害者支援施設 大淀園  
講師：南奈良総合医療センター 救急看護認定看護師 福塚一代 氏  
参加者：22名（看護師、介護福祉士、セラピスト、事務職）
3. 南和地区支部交流会  
月 日：2026年2月6日（金）18：00～19：30  
テーマ：「タスクシフト・タスクシェアへの取り組み」実践報告  
場所：南奈良総合医療センター  
講師：向井祐治 氏（南奈良総合医療センター）、五十實桃代 氏（五條病院）  
宗像マミ 氏（介護老人保健施設でいあほうむ吉野）  
内 容：報告：急性期病院での多職種タスクシフト・シェア、慢性期病院の看護補助者へのタスクシフト・シェア、老健施設での障がい者雇用と介護助手業務の取り組みについて  
グループワーク：各病院や施設の現状・取り組みについて  
参加者：21名（看護師20名・介護職1名）  
活発に話合われ有意義な研修となった。アンケート結果（回収率95.2%）より、参加目的達成100%、今後活用できる90%と評価。他施設との交流ができる良い機会であるという意見も多く、このような顔の見える関係や地域における『ヨコのつながり』を大切に、次年度も医療・看護・介護のよりよい連携、関係づくりを目指したい。
4. 南奈良総合医療センター 健康フェスティバルへ参加「ちびっこ白衣体験」ブース担当  
月 日：2025年11月16日（日）  
来場者：延べ1500名中81名  
「かんごちゃん」との写真撮影や隣ブースの南奈良看護専門学校学生が実施する看護体験に誘導して体験につなげた。聴診や赤ちゃん抱っこ体験を白衣に着替えて体験することができ好評であった。

# 2025 年度委員会活動報告

## ◇ 推薦委員会 ◇

委員長 丸橋 敦子

本委員会は、定款及び定款細則、内規に基づき、奈良県看護協会の運営及び事業活動を理解し、その任務を担い得る適正な人を推薦することを目的とした委員会で、5名の委員で構成し、6回の委員会を開催し、議論を進めた。

活動内容は、2026年度改選役員候補者(専務理事・常任理事を除く)及び常任委員会・特別委員会の委員候補者、2027年度の日本看護協会通常総会の代議員・予備代議員候補者の公募・推薦である。以下、主な活動を示す。

### 【活動内容】

1. 2026年度に改選を要する役員・委員・代議員(任期満了者)の抽出と名簿作成
2. 任期満了者への年次度継続意思確認文書の作成と発送
3. 各施設等への推薦依頼及び推薦依頼書及び承諾書の作成と発送
4. 2026年度役員・委員候補者及び2027年度代議員・予備代議員候補者の名簿作成

## ◇ 選挙管理委員会 ◇

委員長 藤本 理恵

### 【活動目的】

公益社団法人奈良県看護協会の役員及び推薦委員ならびに公益社団法人日本看護協会の代議員及び予備代議員の選任を公平かつ適正に選出する。

### 【活動内容】

1. 奈良県看護協会通常総会 (2025年6月21日)  
第1号議案から第5号議案の提出議題承認の確認
2. 2026年度 奈良県看護協会 役員及び推薦委員の公示・立候補者の受付  
2027年度 日本看護協会 代議員及び予備代議員の公示・立候補者の受付

## ◇ 看護労働環境改善推進委員会 ◇

委員長 前川 紋子

本委員会は6名で構成され、2025年度の活動目的は、以下の通りである。

1. 県内で安心して働き続けられる職場環境を構築する。

### 【活動内容】

1. 定例会5回開催
2. 追跡調査
  - 1) 2022年度～2024年度作成した3冊の事例集の活用促進、水平展開を進める。
    - (1) 3冊の事例集周知のためのチラシの作成と発送
  - 2) 3冊の事例集を参考に、施設での業務改善に向けた取り組み状況把握のための追跡調査の実施
    - (1) 追跡調査依頼施設：病院、学校関連、訪問看護、行政、施設を合わせて500施設に発送
    - (2) 追跡調査の結果より事例展開している施設を選択 (7～8施設)

## ◇ 教育企画・運営委員会 ◇

委員長 宮 寛明

委員会 8回

研修会運営 6回

本委員会は、7名の委員で構成され、活動目的に従って奈良県看護協会継続教育の方向性を提示し、先駆的な知識・技術を提供できるための支援プログラムの作成と評価、および、研修の運営を行った。本年は看護協会移転予定であったため、研修回数が6回となった。

### 【活動内容】

1. 2025年度の教育計画の評価  
受講状況、受講者のアンケート結果より
2. 研修会運営
3. 2026年度の教育計画の検討
  - 1) 日本看護協会 継続教育部の活動内容についての情報共有
  - 2) 研修の評価方法(企画としての)項目の検討
  - 3) 2026年度研修会計画14研修を企画した。

## ◇ 奈良県看護学会委員会 ◇

委員長 林田 麗

定例会 7回

構成員 8名

### 【活動目的】

臨床・教育・地域のすべての看護職が、同じ志をもつものとして集まる機会となる奈良県看護学会の企画・運営を行う。

### 【活動目標】

看護研究および看護実践の成果を発表し共有することで、発表者と参加者の相互の研鑽を図り、奈良県における看護

の質の向上に繋げる

【活動内容】

今年度は、示説を新しく導入し演題数拡大を見越して、会場をかしはら万葉ホールに変更した。また、昨年と同様に会場とオンライン参加のハイブリッド開催と後日、オンデマンド動画を作成し配信した。

1. 定例会

- 第1回 7月15日(火) PM:委員会役割の決定、昨年度の活動報告と新委員への活動周知、今年度の活動予定等
- 第2回 8月26日(火) PM:査読・選考(応募22演題→2演題取り下げ) 20演題で開催予定
- 第3回 9月16日(火) PM:再査読 口演・示説の選考とプログラム作成 取り下げにおける検討
- 第4回 11月18日(火) PM:学会当日運営について(マニュアル確認、会場設営、Web確認)、次年度特別講演講師の検討
- 第5回 12月12日(金) PM:会場にて学会前日準備(会場設営、資料スライドの確認、リハーサル)
- 第6回 12月13日(土) 1日:奈良県看護学会運営(当日)
- 第7回 2026年1月13日(火) PM:今年度開催学会の振り返り・評価と次年度の計画

2. 奈良県看護学会開催

- 月 日:2025年12月13日(土) 10:00~16:00
- 場 所:かしはら万葉ホール 5階レセプションホール
- テーマ:看護の本質~そこに看護はあるのか~
- 演題数:20題(口演15題・示説5題)
- 特別講演:テーマ ドラえもんは最後に何をしたら寄り添うって?向き合うって?~
- 講師 京都大学大学院 人間・環境学研究科 研究員 佐藤 泰子氏
- 学会形式:ハイフレックス方式(ハイブリッド)
- 参加状況:216名(会場111名 オンライン18名 看護学生87名:2校)
- 事前参加登録者208名 当日参加者8名
- 関係者(看護学会委員8名・広報委員2名・協会職員11名)
- 参加総数 237名

◇ 広報出版委員会 ◇

委員長 小坂 明子

1. 取材活動

- 1) 5月11日 看護の日イベント表彰式 取材及びイベント協力
- 2) 6月21日 通常総会 取材及び原稿寄稿
- 3) 10月25日 防災訓練 原稿依頼
- 4) 12月13日 奈良県看護学会 取材及び原稿寄稿
- 5) 原稿 教育担当研修・実習指導者研修・ファースト研修・訪問看護ステーション・職能集会・地区支部 原稿依頼
- 6) 表紙 105号撮影 106号依頼
- 7) 原稿 「看護の未来にむけて」:新人研修・2年目研修への依頼
- 8) 原稿 「ちょっと一息」の取材 奈良明日香およびクイズの写真撮影

2. 広報誌「看護なら」通常発行:年2回

- 1) 1) 2025年教育計画・行事日程発表後、取材・原稿依頼について計画・立案する  
7/4 9/5 10/10 12/16 1/9 3/3 5/14 5/29 6/9 6/20 活動実施
- 2) 「看護なら」発行数 奈良県看護協会会員数+100部  
8月・1月発行
- 3) 106号より、ちょっと一息の名所をクイズにして、正解者に1000円×5枚 クオカードプレゼント企画に77名の応募があり、電子抽選により5名を選出し、郵送

本委員会は5名の委員で構成され、奈良県看護協会機関紙「看護なら」の企画・編集・発行を担った。協会の活動内容を広く周知するとともに、奈良県における医療・看護・介護に関する情報提供を行った。また、会員の関心を高める取り組みとして、「ちょっとひと息」コーナーにて、明日香村の取材記事とクイズを掲載し、正解者にクオカードを贈呈する読者プレゼント企画を実施した。本年度は、定例会を10回、取材活動を3回、「看護なら」105号(2025.8月)および106号(2026.1月)を発行した

◇ 医療安全検討委員会 ◇

委員長 中村 光代

本委員会は、医療安全管理者研修を修了し、医療安全に携わっている委員9名から構成されている。

【活動目的】

医療安全質向上のため、安全管理活動を推進する

【活動内容】

1. 定例会 8回

2. 医療安全管理者養成研修集合研修(演習)の受託事業の企画・運営

主 催:日本看護協会

月 日:2025年7月1日~オンデマンド研修受講開始

2025年11月7日(金)演習

講 師:奈良県立医科大学附属病院 副委員長 病院教授 医療安全管理者責任者

医療の質・安全管理センター センター長 辰巳 満俊 氏  
演習支援：奈良県立医科大学附属病院  
医療の質・安全管理センター 副センター長 看護師長 堀川 勝代 氏  
看護主任 稲葉 由佳 氏

場 所：奈良県看護研修センター

修了者：54名

分析手法の体験を通じて現場課題の要因分析の重要性を再認識し、自部署での実践につなげたいという声が多く寄せられた。また、他施設の状況を知ることで視野が広がり、医療安全委員として主体的に取り組みたいという意欲の向上も確認された。これらのことから、本研修は個々の学びにとどまらず、部署内での改善活動や組織横断的な知見共有の促進にも寄与する効果が示された。

### 3. 医療安全管理者の情報共有によるスキルアップセミナーの企画・運営

月 日：2025年9月18日（木）

対 象：医療安全研修受講修了者（看護師） 参加者 17名

内 容：5グループに分かれテーマをそれぞれ決定

困っていること、自施設で取り組んでいること、今後取り組めることについてディスカッション  
その後、グループ別に発表にて情報共有を行った

他施設の取り組みを知ることで視野が広がり、自施設での改善に活かしたいという意欲が多く寄せられた。また、医療安全管理者としての役割理解が深まり、インシデント当事者への配慮や多職種間の情報共有の重要性を再認識する声もあった。経験豊富な管理者からの実践的な知見も得られ、今後の医療安全活動に向けた示唆に富む研修であったことが示された。

### ◇ 規約委員会 ◇

委員長 橋口 智子

本委員会は6名で構成され、公益社団法人に適した定款・諸規定の見直しやその他必要な規定の制定等について検討している。

2025年度は、委員会を6回開催し、その主な内容は、定款、理事会開催回数の変更、理事報酬規則の一部改正、委員会構成に関する見直しに伴う関係規定の変更、協会職員の給与支給規則、外部団体への後援・協賛に関する内規、研修受講料取り扱い規程など公益社団法人として、適正な運営を進めるため、理事会に上程した。

### ◇ 災害看護委員会 ◇

委員長 加藤 計至

本委員会は委員9名で構成

#### 【活動目的】

災害時における看護職の果たす役割の理解と活動の実践ができる人材の育成  
災害支援ナースの育成と登録促進を図り、県内及び他都道府県において災害発生し派遣要請がある際、災害支援ナース派遣と看護活動支援活動できる体制整備と、自施設の災害対策の推進に努める。

#### 【活動内容】

1. 委員会定例会9回（研修・訓練・会議を含む）

2. 奈良県防災総合訓練参加および指導

- 1) 参加者の訓練配置、訓練参加準備などを行う
- 2) チームビルディングとしての看護職の役割と実践の指導をする
- 3) コントローラーを担う
- 4) 他府県・他職種間の連携

近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練・奈良県総合防災訓練参加

月 日：2025年10月26日（日）

場 所：医療救護訓練：奈良県第二浄化センター

避難所運営訓練：三宅町体育館

参加者：37名（委員含む）

3. 災害支援ナース養成研修の集合研修（演習）企画・運営（日本看護協会受託事業補助あり）

月 日：災害編演習：2025年11月5日（水）講義および演習支援担当

感染症編演習：2025年11月18日（火）

場 所：奈良県看護研修センター

受講者：61名

4. 次年度災害支援ナース養成研修 企画・指導者研修受講

eラーニング研修終了後、災害・感染症演習受講にて修了

演習日時：2026年2月13・27日

参加者：災害委員より2名

### ◇ 認定看護管理者教育運営委員会（特別委員会） ◇

委員長 福山 麻里

定例会 2回

構成員 5名

#### 【活動目的】

認定看護管理者教育課程ファーストレベル研修およびセカンドレベル研修における教育課程の編成・企画・運営・評価に参加し、科目修了証明・教育課程修了証明に関する審議を行う

【活動内容】

1. 2025 年度認定看護管理者教育課程ファーストレベル研修について
  - ・受講者選考：受講者 63 名 修了判定 63 名
  - ・次年度運営方針と講師の検討
2. 2024 年度認定看護管理者教育課程セカンドレベル研修修了者報告会について
  - ・報告発表者 25 名 参加者 41 名
3. 2025 年度認定看護管理者教育課程における講師および演習支援

◇ 倫理審査委員会（特別委員会） ◇

委員長 高橋 久子

倫理審査委員会 1 回

本委員会は、6 名の委員会で構成され、所属施設に倫理審査委員会を持たない奈良県看護協会会員及び当協会の委員会等が実施する看護研究及び調査について 1 件の申請があり、基準に基づき倫理審査を行った。

◇ 准看護師委員会（特別委員会） ◇

委員長 西山 晋輔

定例会開催：7 回

(7 月 25 日・9 月 26 日・10 月 24 日・11 月 21 日・12 月 19 日・2026 年 1 月 23 日・3 月 6 日開催)

構成員：5 名

【活動内容】

1. 交流会

月 日：2026 年 1 月 23 日（金）13：30～16：30

目 的：職務を担う上で看護実践に必要な臨床での倫理問題について考える

講 師：奈良県立医科大学 渋谷洋子氏

参加者：14 名

研修内容：①講演「患者さんへの尊厳を忘れていませんか？」

～臨床倫理について学び看護師の感性磨きましよう～

・倫理の基本について（倫理 4 原則）について

・価値観ゲーム（グループワーク）

②准看護師ディスカッション

「GENBA の悩みやモヤモヤを語り合いましよう！」

交流会では参加者が少なかったが、倫理の基本について学び、このプロセスが関係性を深める機会となった。

# 2025年度奈良県看護協会 教育計画実施一覧

## 1. 専門職としての活動の基盤となる研修

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
101	【集合研修】【オンライン】 訪問看護管理者研修① ～クリニカルリーダーの活用による 人材育成～	4/26(土)	3	50	38	33	32	21	訪問看護クリニカルリーダーの活用方法 を理解し、自部署の人材育成に活用 することができる	訪問看護教育の考え方、人材育成 とは/奈良県版訪問看護クリニカル リーダーの使い方/人材育成への活 用/評価方法
102	新人看護職員研修 ～新人集合研修～	5/16(金)	5	100	107	105	105	81	県内各病院で行う新人看護職員研修 を補完するための「集合研修」を実施 することにより、新人看護職員の医療 事故への不安やストレス等による早期 離職を防止し、新人看護職員研修の 着実な推進を図る/看護専門職業 人としての責任と役割を理解し、看護 に対するやりがいを感じ、看護師として 成長できる	看護倫理・コミュニケーションスキル /感染防止の技術/急変時の対応/医療 と法律/新人に必要な管理的側面/多重 課題と優先順位/リフレクション
		6/13(金)	2.5			103	103	79		
			2.5			104	104	80		
		7/3(木)	5			99	97	75		
		7/28(月)	2.5			95	95	74		
			2.5			96	95	74		
11/4(火)	5	108	92	92	73					
105	【集合研修】【オンライン】 訪問看護ハラスメント対策研修	5/31(土)	2	60	43	41	41	25	管理者が主として暴力・ハラスメントに 対する基礎知識と対応能力を習得する ことで、安全に安心した訪問看護活 動の勤務環境改善をし、離職防止に つなげる/スタッフが本研修を受講す ることで、訪問看護の現場における危 険性の判断ができる知識・技術と対応 を習得する	暴力・ハラスメントの現状報告(令和 6年度 奈良県訪問看護実態調査結 果)/認知症や高次脳機能障害/精神 疾患からくる暴言・暴力・セクハラ ・悪質クレーム・ハラスメント対応 手順 その取組み/契約書・重要事項 説明書/カスハラ事前対策のPDCA
121	【オンデマンド】 訪問看護ハラスメント対策研修	8/1(金)～ 12/26(金)	1.5	制限 なし	113	89	77	34		
106	令和7年度奈良県訪問看護師養成講習 会【訪問看護eラーニング～訪問看護 の基礎知識～活用】 (訪問看護人材養成基礎カリキュラム)	6/1(日)～ 11/28(金)	集合 19.5	30	14	14	14	11	訪問看護に必要な基礎的知識・技術・ 態度を修得し、より質の高い看護がで きる訪問看護師を育成する	日本訪問看護財団「訪問看護e ラーニング」カリキュラムを活用し eラーニング及び集合研修と実習 (同行訪問4日間)
120	【公開講座:訪問看護①】 ①在宅での緩和ケアの実際 ②精神・認知症看護の基本、在宅での ケアや家族支援の実際	7/12(土)	5	30	18	17	16	11	①緩和ケアを必要とする患者・家族 への在宅でのケア、支援の方法を学 ぶ ②精神・認知症看護の基本、および、 在宅でのケア・家族支援の方法を学 ぶ	①がん患者・その家族の心理・ケア の実際、症状の緩和に向けた看護 ②精神・認知症看護の基本、在宅 でのケアや家族支援の実際
128	【公開講座:訪問看護②】 最新の褥瘡ケア	10/18(土)	1.5	30	36	33	33	29	「褥瘡の予防に必要な知識」や「褥瘡 の状態評価」など、ケアや管理を理解 する	褥瘡の予防/褥瘡のケアと管理 (指導者むけ院内研修での教え方 の説明あり)/任意参加「地域包括 ケアシステム」(奈良県における地 域包括ケアシステム)の理解
109	訪問看護技術研修～ビギナー研修～① はじめの一歩	6/7(土)	2	10	9	8	8	4	訪問看護活動に要する初歩的な知識 を学ぶ	訪問看護のしくみ/訪問看護の基 礎/新採用者同士の仲間づくり
110	訪問看護技術研修～ビギナー研修～② 技術研修(輸液管理)	6/7(土)	2	10	7	7	7	5	訪問看護に必要な医療技術の手技確 認と最新の医療物品の取り扱いを知 り、現場に活用できる	輸液管理(講義・シミュレーターで 針刺し演習)
111	訪問看護技術研修～ビギナー研修～③ (排尿管理・気管切開管理・経腸栄養 管理)	6/7(土)	2	10	9	8	8	5	訪問看護に必要な医療技術の手技確 認と最新の医療物品の取り扱いを知 り、現場に活用できる	排尿とストーマ管理、気管切開・経 腸栄養の管理(講義・シミュレー ターで演習)
144	訪問看護技術研修～カスタム研修～ (輸液・排泄・気管切開・経腸栄養の 管理) 全7回開催	8/1(金)～ 12/1(火)	-	各回 10	17	17	17	-	訪問看護に必要な医療技術の手技の 確認と最新の医療物品、医療機器の 取り扱いを知り、現場に活用できる	輸液管理(静脈注射・ポート)/排泄 ケア(膀胱留置カテーテル・ストマ) /気管切開管理(気管孔・吸引)/栄 養管理(胃瘻・経管栄養)/会場とシ ミュレーター使用
118	【公開講座:新人看護職員】 医療と法律 ～安心して働くための基礎的法知識～ (オンライン)	7/3(木)	5	40	27	25	25	25	法律の立場からみた医療における法 的リスクを理解し、職場で起こり得 る事態から患者及び自分を守る医療 安全を学ぶ	医療とは/医療における法的リスク (過失・説明・記録)/医療における 個人の責任、義務、患者と自己を 守る方/個人情報保護/医療事故 防止に貢献する記録/法的に適切 な記録

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
124	【集合研修】【オンライン】 訪問看護技術研修 セミナー① ～在宅における脳卒中療養者への看護～	9/20(土)	2.5	30	30	27	26	14	脳卒中を理解し、在宅療養支援に必要な知識・技術を習得する	脳卒中の病態と治療の概要・在宅ケアに必要な看護
132	【集合研修】【オンライン】 訪問看護技術研修 セミナー② ～在宅における認知症看護～	11/8(土)	2.5	30	45	36	34	17	認知症を理解し、在宅療養支援に必要な知識・技術を習得する	認知症の病態と治療/認知症の人の日常生活行動や生活のあり方への看護
125	認知症高齢者の看護実践に必要な知識<認知症ケア加算2,3対応>	10/1(水) ～ 11/14(金)	11	100	90	87	87	81	認知症高齢者における国の施策や医療の現状を理解することができる/入院中の認知症高齢者を適切にケアするための基本的な知識を理解することができる	認知症に関連する疾患と病態・治療/組織で取り組む認知症高齢者ケア/認知症高齢者の看護に必要なアセスメント/認知症高齢者の看護に必要なコミュニケーションと援助技術/認知症高齢者ケアにおける多職種・看看連携のあり方/多職種・看看連携による認知症高齢者ケアの進め方/認知症高齢者に適した療養環境と調整方法/認知症高齢者に特有な倫理的課題/認知症高齢者の意思決定
127	新人看護職員研修 「2年目フォローアップ研修」	10/17(金)	5	100	65	63	63	55	自身の業務・環境等の日常を振り返り、新たな課題を明確にすることで、エンゲージメントの向上ができる	職場における自身の立つ位置と自身への期待を理解する/自施設の価値を理解する/他施設の仲間と課題を共有することで看護への意欲を高める
131	みのがさない『急変のサイン』とあわてない『対応』～現場であなたはどうか動く?～	11/6(木)	5	100	51	49	49	46	急変予測のフィジカルアセスメントと急変発生時のアセスメント/現場メンバー、リーダーとしての動きを想像でき、体得することができる	急変予測のフィジカルアセスメントと急変時のサインからアセスメントに繋げる/急変時の対応としてどう行動すべきか/事例を用いてグループワークでアセスメントや報告方法、リーダーとしての動きを確認する
135	現場で活かせるスキンケアと排泄ケア～高齢者のスキンケアと排泄ケアの実際を知る～	11/19(水)	5	100	58	56	54	48	解剖生理学の視点から、皮膚とスキントラブルのアセスメントができる/褥瘡やスキントアのアセスメントができ、ドレッシング剤の選定ができる/予防および生じた際の処置方法を理解し、実践できる/排泄のメカニズムとアセスメント方法を学び、適切な排泄ケアの方法を選択できるようになる/排泄ケアを受ける相手の気持ちや悩みを自分ごととして考えることができる	皮膚の構造と役割/皮膚トラブルの特徴(スキントア・褥瘡)/好発部位(褥瘡・スキントア)と予防について/生じた皮膚トラブルの処置方法とドレッシング剤の選定・これだけは知っておきたい(排泄)に関するメカニズムを学ぶ/排尿・排便のアセスメント方法を学ぶ/事例から、地域丸ごとケアの実践を学ぶことができる
136	人生会議(ACP)の進め方(実践編)～期まで自分らしく生きることを支える～	11/26(水)	5	100	66	66	66	60	ACPという言葉は知っているけど使えない。どう進めればよいかわからない。という看護師のために、様々な場における患者さんやご家族の「どう生きたいか」を聞くためのコミュニケーションスキルを学ぶ	ACPとは/人生会議の進め方「どう生きたいか」を聞く方法(対話の始め方)/事例を通して理解を深める
138	急性期から施設・在宅まで継続した摂食嚥下看護について考える～口から食べるをあきらめない～	12/4(木)	5	100	60	59	59	54	摂食嚥下について理解を深め、歯や口腔内の疾患を理解したうえで、対象者に合った適切な口腔ケアが実践できる/栄養管理の重要性と誤嚥性肺炎をはじめとする全身疾患との関連性を理解する/急性期から施設・在宅まで、その特性を踏まえた摂食嚥下看護について理解する	摂食嚥下評価について/高齢者の口腔内の特性について/口腔ケアと誤嚥性肺炎について/チームで取り組む口腔ケア・栄養サポートの実際
140	令和7年度奈良県病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修	1/22(木)	3	50	24	21	21	7	認知症の人や家族の視点に立ち、その生活を支えるために必要な基本的な知識を習得する/認知症の人のQOLの向上を図るため、コミュニケーション、ケア及び多職種連携による支援の実際を理解する/認知症の人を取り巻く、医療・介護及び地域の社会資源の活用的重要性を理解する	基本的知識/地域における実践/社会資源等について

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
141	くすりの知識と検査データの読み方・活かし方(循環器看護編)	1/28(水)	5	100	52	51	50	45	循環器看護における薬の知識、検査データ・画像の見方を学び、実践に活かす	循環器疾患の基礎知識/血液検査・画像のミ・カ・タ/主な治療/循環器疾患に用いる薬剤/事例で学ぶ薬の知識、データの活かし方
142	患者に伝わる看護師のフレーズ～行動経済学に学ぶ看護師の伝え方～	2/10(火)	5	100	68	68	68	66	医療現場でも看護教育の現場でも活用できる”相手に伝わる・行動変容につながる”効果的な行動経済学の手法を学ぶ	行動経済学とは/行動経済学の基礎/看護に活かす行動経済学

## 2.看護・医療政策に関する研修

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
104	看護補助者標準研修－看護補助体制充実加算該当パッケージ	5/20(火)～7/4(金)	集合3	40	24	19	19	0	看護チームの一員として、看護師の指示のもと、安全な看護補助業務が行えるために必要な知識と技術を習得する/直接ケアを主として行う看護補助者が看護チームとして質の高い看護を提供できる	医療機関で働く看護補助者の役割と業務/直接ケアに関わる医療安全と患者・患者家族とのコミュニケーション/直接ケア業務/安全な直接ケア業務の実践(演習)
126	看護補助者の活用促進のための看護管理研修	10/10(金)	5	100	86	85	85	81	看護管理者が看護補助者の活用促進のために必要な知識や考え方を理解し、安全で効率的な業務実施体制整備に活用することができる	看護補助者の活用促進の背景/看護補助者の位置づけ/看護補助者との協働に関する基本的な考え方/勤務実施体制の整備/看護職への教育体制の整備/看護補助者の労働環境の整備及び確保等/看護補助者の育成・研修・評価/看護補助者に関する課題抽出と対策案の作成
130	外来における在宅療養支援能力向上のための研修	11/4(火)～1/15(木)	集合3	70	26	26	26	25	外来看護を取り巻く現状と課題のもと、地域における自施設の外来が果たすべき役割と、自らが外来で担うべき役割を認識するとともに、外来患者を支えるために必要な在宅療養支援に関する知識を習得出来る/習得した知識を、在宅療養支援の強化に向けた取り組みに役立てることができる	【JNAオンデマンド】外来看護を取り巻く現状と課題、国の政策動向等に基づく外来看護職の役割/外来における在宅療養支援/在宅療養を支える地域連携とネットワーク/在宅療養患者(外来患者)の意思決定支援/在宅療養患者(外来患者)を支える社会資源 【演習】講義:奈良県における医療・看護を取り巻く状況について/グループディスカッション/意見交換

## 3.人材育成や教育支援を行う者を対象とした研修

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
103	【集合研修】【オンライン】新任訪問看護師教育担当者(プリセプター)研修 ～新採用者の訪問看護師を現場指導するための指導方法を学ぶ～	5/17(土)	3	20	14	12	12	11	訪問看護事業所で新採用した看護職員が、在宅看護に必要な知識と実践能力を獲得するため、教育担当者(プリセプター)としての指導や支援ができる人材育成の知識と技術を習得する	プリセプターの役割/新任訪問看護師の指導・支援/看護活動の自立にむけた支援/訪問看護展開のための知識と技術/メンタルヘルス・ストレスマネジメント(グループワーク)
107	令和7年度奈良県保健師助産師看護師実習指導者講習会(一般分野)	6/2(月)～10/28(火)	189	70	65	65	66	60	看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう必要な知識・技術を修得する	保健福祉の動向と看護の現状と課題/教育の基礎(教育原理・教育心理・教育方法・教育評価)/看護論/看護教育課程論/実習指導の基盤(実習指導方法論・実習指導方法演習)
108	令和7年度奈良県保健師助産師看護師実習指導者講習会(特定分野)	6/2(月)～10/28(火)	54	20	7	7	6	3	特定分野における看護基礎教育実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう必要な知識・技術を修得する	教育の基盤(教育原理・教育心理・教育方法) /実習指導の基盤(実習指導の実際)/実習指導者に必要な知識
112	【公開講座:実習指導】令和7年度保健師助産師看護師実習指導者講習会	6/11(水)	6	40	5	5	5	5	実習指導者としてのスキルとマインドを理解し、実習指導に活かす	臨地実習の意義/指導者としてのスキルとマインド/学生を輝かせるための支援
114	組織分析に活かす問題解決のフレームワークを理解しよう	6/25(水)	6	80	57	57	57	54	組織分析のためのフレームワークを理解し課題抽出をする	フレームワークを理解し組織分析を行う

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
133	新人看護職員卒後研修 ～研修責任者・教育担当者研修～	11/10(月)	5	60	46	45	45	40	新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するために、新人看護職員研修ガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な研修責任者・教育担当者としての能力を習得し、適切な研修実施体制の構築をめざす	新人看護職員研修ガイドラインの考え方/部署における新人看護職員の教育体制/自施設に求める人材育成/教育計画の実際と評価
		1/9(金)	5			42	42	38		
		1/16(金)	5			43	42	38		
134	新人看護職員卒後研修 ～実地指導者研修～	11/10(月)	5	70	70	69	69	53	新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するために、新人看護職員研修ガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な実地指導者としての能力を習得し、適切な研修実施体制の構築をめざす	新人看護職員研修ガイドラインの考え方/部署における新人看護職員の教育体制/学習に関する基礎知識/新人看護職員研修に関わる看護職員のメンタルサポート/自部署の新人看護職員教育の現状と課題把握
		11/17(月)	5			70	70	54		
		12/5(金)	5			69	69	54		
		1/19(月)	5			68	68	53		
137	令和7年度奈良県看護職員認知症対応力向上研修	11/27(木) 11/28(金) 12/10(水)	1020	60	122	60	58	44	認知症の人の入院から退院までのプロセスに沿って、認知症の原因疾患の病態・特徴等基本的な知識を習得する・認知症の人を理解し、より実践的実践的対応力(アセスメント、看護技術、チーム対応、院内外の連携等)を習得する・病棟等における認知症ケア体制(院内・地域)の構築及びスタッフ育成・教育等の知識と技法を習得する	認知症に関する知識(講義)/認知症看護の実践対応力(講義及び演習)/体制構築・人材育成(講義及び演習)

#### 4.看護管理者を対象とした研修

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
145	【JNAオンデマンド研修&集合研修】 医療安全管理者養成研修 ※社会保険診療報酬上「医療安全加算」算定要件内の「医療安全対策に係る適切な研修」に該当	7/1(月)～ 11/7(金)	集合 5	60	54	54	54	JNA 登録	医療の質の向上と安全確保を目的とした、医療安全管理業務を遂行するための基本的な知識と実践能力を習得する	【JNAオンデマンド】医療安全の基礎知識/安全管理体制の構築/医療安全についての職員研修の企画・運営/医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価/医療事故発生時の対応 【演習】安全文化の醸成
122	【集合研修】【オンライン】 訪問看護管理者研修② ～訪問看護実態調査結果から自事業所の運営を考える～	8/23(土)	3	50	29	25	25	17	奈良県訪問看護実態調査結果から、奈良県における訪問看護ステーションの現状を理解し、自事業所の運営に役立てることができる	2024年度訪問看護実態調査結果報告/管理者交流会「実態調査結果から、自事業所の課題を見出し、解決策を考える」/グループワークによる意見交換
129	【集合研修】【オンライン】 訪問看護管理者研修③ ～訪問看護における看護管理～	10/18(土)	2.5	50	31	28	28	19	訪問看護ステーションにおける看護管理を再確認し、自事業所の運営に役立てることができる	訪問看護事業所の管理、運営/経営のためのマネジメント/人材育成、人材確保、職場環境づくり

#### 5.資格認定教育

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
113	認定看護管理者教育課程 ファーストレベル	6/16(月)～ 7/18(金)	132	60	65	63	63	63	看護専門職として必要な管理に関する基本的知識・技術・態度を習得する	ヘルスケアシステム論Ⅰ/組織管理論Ⅰ/人材管理Ⅰ/資源管理Ⅰ/質管理Ⅰ/統合演習Ⅰ
115	【公開講座：ファースト①】 組織管理論Ⅰ 組織マネジメント概論	6/28(土)	6	20	10	10	10	8	認定看護管理者教育課程のカリキュラムの一部を公開することにより資質向上と自己研鑽の機会とする	組織マネジメントに関する基礎知識/看護管理の基礎知識
119	【公開講座：ファースト②】 ヘルスケアシステム論Ⅰ ヘルスケアサービスにおける看護の役割	7/5(土)	6	20	1	0	0	0		看護の社会的責務と業務基準
117	【JNAオンデマンド&集合研修】 災害支援ナース養成研修	7/1(火)～ 11/18(火)	30	80	65	64	61	JNA 登録	災害・感染症の基礎知識・技術・派遣概要を理解し、実際の派遣時に対応できる技能を習得する	JNAオンデマンド研修20時間/ 集合研修(講義・災害演習・感染症演習)10時間
123	2024年度セカンドレベル実践報告会	9/17(水)	6	50	42	41	25	25	看護専門職として基本的責務を遂行するために必要な知識・技術・態度を習得後の実践報告をする	セカンド受講時の実践可能な改善計画を実践し報告する

6.奈良県看護学会、各委員会と連動した交流会・研修

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
143	CLoCMIP®レベルⅢ認証申請必須研修 ～妊産褥婦のフィジカルアセスメント(呼吸・循環)・妊娠と糖尿病～	2/14(土)	3	50	13	13	13	13	妊産褥婦の呼吸循環系における母体の生理的変化と逸脱状況の予測と対応について理解できる 妊娠糖尿病、糖尿病合併妊婦の妊娠期・分娩期の管理と支援を理解できる	妊産褥婦の呼吸循環系における母体の生理的変化/具体的事例を通じた逸脱状況の予測と対応/妊娠糖尿病、妊娠中の明らかな糖尿病、並びに糖尿病合併妊婦の妊娠期・分娩期の管理/妊娠糖尿病既往妊婦の産後のフォローアップ/妊娠糖尿病既往妊婦から出生した新生児の病態とケア

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	参加	参加証明	登録	ねらい	主な内容
139	【集合・オンライン・オンデマンド】 奈良県看護学会	12/13(土)	5	250	216	208	121	-	学会テーマ：看護の本質～そこに看護はあるのか～ 特別講演 「ドラえもんは最後に何をした 一寄り添うって？向き合うって？」 (京都大学大学院人間・環境学研究科) 佐藤泰子	

		時間	定員	応募	参加	修了	登録		
合計	43コース								
	+ 学会 1	1645	2670	2203	2817	2685	1957	・学会含む(修了・登録以外) ・No.107修了・登録…前年度受講2名を加え66名 ・No.166参加内訳…来館192名(うち学生87名)・オンライン16名	

# ナースセンター事業報告

## 1. ナースセンター事業

### 1) ナースセンター利用状況

求人						求職						進学	
来所	出張 相談	電話	郵送・ FAX	eNC	メール	来所	出張 相談	電話	郵送・ FAX	eNC	メール	就職相談 会等	
38	40	1698	49	5	708	62	95	899	35	138	1547	12	2
2538						2788							

### 2) 相談内訳

求人	就業・採用	959	求職	就業・採用	1391
	e ナース利用関連	420		イベント関係等	528
	研修関連	275		研修関連	399
	苦情	2		e ナース利用関連	360
	イベント関係等	882		相談予約等	106
	合計	2538		苦情	2
				採血	2
				合計	2788

### 3) ナースセンターコンピュータシステム (NCCS) 実績

#### (1) 有効求人・求職者数、就職者数

有効求人数	有効求職数	就職		
		紹介システム	HW 就職	自己就職
1204	271	125	9	60

#### (2) 職種別の求人紹介率・紹介就職率

【NCCS 都道府県別データより】

職種	求人数	紹介者数		就職者数		求人 紹介率	求人 就職率	紹介 就職率
		NC	eNC	NC	eNC			
保健師	34	1	6	1	4	21%	15%	19%
助産師	12	4	1	1	1	42%	17%	8%
看護師*	1122	167	148	70	115	28%	16%	68%
准看護師	36	10	1	1	1	31%	6%	11%
合計	1204	338		194		28%	16%	58%

#### (3) 施設別登録求人数

	病院	診療所	その他	計
保健師	0	0	34	34
助産師	4	2	6	12
看護師	348	102	672	1122
准看護師	18	7	11	36
合計	370	111	723	1204

## 4) 看護職復職応援事業

### (1) 看護職復職支援研修参加状況

講義申込人数：74名  
 講義参加人数：62名  
 延べ参加人数：516名  
 講義：38講座  
 実習参加実人数：0名  
 実習依頼施設：0施設

離職期間	人数
20年以上	1人
10年以上	4人
5～9年以内	3人
1～4年以内	7人
1年未満	8人
無回答	35人

### (2) 受講者 62名について受講時の就業状況

就業中	32人
未就業	30人

### (3) 参加後就業状況調査結果

対象者：復職支援研修受講者 62名  
 回答 33名・回答率 53%

調査期間：2026年2月1日～2月28日

(4) 復職支援研修申込時未就業 30 名のうち

採用決定者 17 名

【就職方法】

就職方法	
ナースセンター（ミニ就職含む）	8
ハローワーク	2
NC・ハローワーク以外の転職サイト	1
その他	3
無回答	3

【雇用形態】

雇用形態	
常勤	2
非常勤	13
臨時	1
不明	1

【就業施設種別】

就職先	
病院	3
診療所	3
訪問看護	5
特養	2
デイサービス	1
看護学校	1
その他	2

(4) 研修内容

奈良県看護協会ホームページを参照

(5) プレゼンテーション施設: 29 施設

(6) 採血演習: 26 名

(ナースセンターでの個別採血演習)

## 2. ナースセンター機能強化事業

### 1) 看護師等の届出制度「とどけるん」

「看護職等の人材確保の促進に関する法律」により、離職時に看護職はナースセンターへ届出る制度。

届け出を行った看護職に対し、就職フェアや研修など情報提供や相談などの支援を行っている。

登録者数: 1502 名 (2026 年 3 月末現在)

### 2) 看護職のメンタル相談事業

相談件数 (9 件)

### 3) セカンドキャリアナース研修

日時: 2026 年 2 月 17 日 (火) 13:30~16:00

対象: セカンドキャリアについて考えている看護職 (おおむね 50 歳以上) および定年退職後や定年退職を控えた看護職

協力: 奈良県医療勤務環境改善支援センター

内容:

- ・講義「定年後“見えない不安を数字に変える！看護職のための生活設計講座」

講師: 赤松 実 氏

(奈良県医療勤務環境改善支援センター)

- ・体験者発表

定年退職後、生き生きと活躍している先輩看護職のお話

参加者: 38 名

### 4) LINE による情報の発信

・登録者数 577 人 (2026 年 3 月末)

発信回数 29 回 (のべ 18591 件)

## 3. 「看護の心」普及事業

### 1) 出前授業: 「みんなで話そう-看護の出前授業」

内容: 看護職による出前授業

実施日: 実施学校の希望日

実施学校: 小学校 7 校 中学校 5 校 高等学校 3 校  
講師協力病院

- ・ 済生会奈良病院
- ・ 生駒市立病院
- ・ 天理よろづ相談所病院
- ・ 高井病院
- ・ 大和高田市立病院

### 2) ふれあい看護体験

開催期間: 7 月 28 日 (月) ~ 8 月 22 日 (金)

協力病院: 38 施設 (26 病院で実施)

参加者 96 名 (中学生 13 名、高校生 83 名)

《体験者アンケート結果》

動機 (重複回答)	
① 将来看護職になりたいから	80 名
② 看護師の仕事を見てみたい	79 名
③ 病院の施設を見てみたい	37 名
④ 患者とのふれあいをしてみたい	22 名
⑤ 親の勧め	10 名
⑥ 学校の先生の勧め	8 名
⑦ 友人に誘われて	3 名
⑧ その他	3 名

### 進路について (重複回答)

看護大学 (看護短大) に進学	47 名
看護専門学校に進学	15 名
看護系の医療・福祉関係の大学・専門学校に進学	23 名
看護系以外の仕事をしたい	1 名
わからない	11 名
その他	3 名

### 3) 看護学校進学ガイダンス

開催日時: 7 月 26 日 (土) 10:00~15:00

開催場所: ミグランス橿原市役所分庁舎

4 階 コンベンションセンター

参加看護学校等: 15 校

参加者: 学生、社会人 35 名 保護者等 20 名

内容: 看護学校個別相談、各学校 PR 動画放映

### 4) お仕事体験博

(1) 7 月 5 日 (土) 6 日 (日) イオンモール高の原  
参加者 約 110 名 付添 約 200 名

(2) 広陵町おしごとチャレンジデー in 中央公民館  
参加者 15 名 (こども 7 名、大人 8 名)  
内容: 白衣体験、血圧測定、創傷処置

## 4. その他

### 1) 地域に必要な看護職確保推進事業

(1) 奥大和地域医療見学ツアーの実施

実施日時: 11 月 21 日 (金) 9:00~16:00

見学施設: 宇陀市大宇陀田原集会所

移動診療車による診療見学

宇陀市国民健康保険直営東里診療所

参加者：3名（内県外1名）

就職者：1名

(2) 奥大和ナースネット登録制6名

## 2) 看護補助者の確保・定着に向けた取り組み

(1) セミナー、オンデマンド研修：就職者5名

### ① ハローワーク奈良

・看護補助者セミナー

開催日時：7月4日（金）14:00～15:00

参加者：33名

・看護補助者オンデマンド研修

開催日時：7月28日（月）14:00～15:30

参加者：41名

### ② ハローワーク大和高田

・看護補助者セミナー

開催日時：6月4日（水）13:00～14:00

参加者：24名

### ③ 看護補助者オンデマンド研修

・奈良県看護研修センター

随時4回 参加者：5名

・自宅で受講：11名

(2) 看護補助者お仕事見学：就職者0名

開催期間：

2026年1月14日（水）～3月10日（火）

協力病院：41施設

参加者：3名（4施設の見学）

# 訪問看護総合支援センター事業報告

## 1. インターンシップ事業

○実施日：2025年7月28日～8月29日のうち2日間（15事業所） 参加者：看護学生24名

## 2. プリセプター配置・現場指導事業

○実施期間：2025年4月～2026年2月

利用状況

申請数	新規採用者	プリセプター数
22事業所	28名	102名

※現場指導事業  
申請：5事業所  
実施回数：5回  
受講者数：19名

○新任訪問看護師教育担当者（プリセプター）研修：5月17日 受講12名

## 3. 訪問看護制度研修

（訪問看護技術研修：集合研修）

研修名	実施日	応募数	受講者数
ビギナー	6月7日（土）10：00～17：00	23名	23名
カスタム：輸液管理・排泄・気管切開・経腸栄養管理	9/2・9/9・11/10・11/14・11/27 12/11・12/16	17名	17名

（訪問看護技術セミナー：ハイブリッド研修）

研修名	実施日	応募数	受講者数
脳卒中看護・認知症看護	9月20日（土）・11月8日（土）	75名	63名

## 4. 多職種連携会議

○実施日：2026年2月7日（土）13：00～16：00 応募数（52名）参加者（46名）

テーマ「災害時における医療・介護・福祉の多職種連携を考えよう」

## 5. 訪問看護管理者研修（対面とオンラインの併用）

研修名	実施日	応募数	受講者数
人材育成	4月26日（土）13：00～16：00	38名	33名
実態調査結果報告・管理者交流会	8月23日（土）13：00～16：00	29名	25名
訪問看護事業所運営・管理	11月18日（土）13：30～16：00	31名	28名

## 6. 地域教育事業（9か所の教育ステーションで実施）：連携会議（20回）研修（12回）全体会議（2回）

○BCPによる災害訓練の実施、災害時支援の検討

○各地域での研修：災害対応・ACP・摂食嚥下障害看護

## 7. 教育計画・プログラム策定（委員会を設置）

○訪問看護ラダーに基づく教育計画や研修の検討会議実施（2回）

## 8. 認定看護師等派遣調整事業

派遣依頼数	研修件数	受講者数	派遣講師	講師所属機関
8件	8件	144名	認定看護師（8名）	病院5か所・訪看ステーション2か所
研修内容	褥瘡・人工呼吸管理・小児看護・がん看護・精神疾患看護・嚥下障害看護・暴力ハラスメント対応			

## 9. 訪問看護経営相談事業

相談件数	相談者
95件（面談6件・電話86件・メール3件）	訪問看護ステーション（78件）・利用者（8件）病院・診療所（7件） 福祉関係機関2件）
相談内容	経営運営・訪問看護制度・介護保険制度・看護技術・開設・苦情対応

## 10. 訪問看護実態調査：2025年10月に実施 ※結果は奈良県看護協会ホームページで公開

○調査対象（198事業所）➡ 回答数（141事業所） 回答率（71.2%）

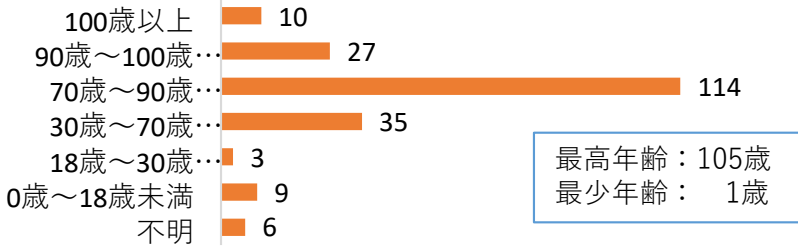
# 2025年度 訪問看護利用者満足度調査結果

(協会立訪問看護ステーション・全3ステーション)

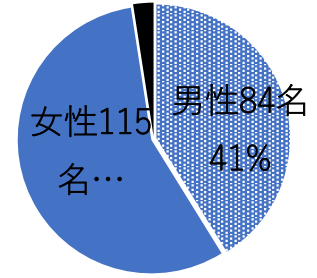
調査期間：2025年11月14日～29日

対象者304名：回収率：67.1% n = 204

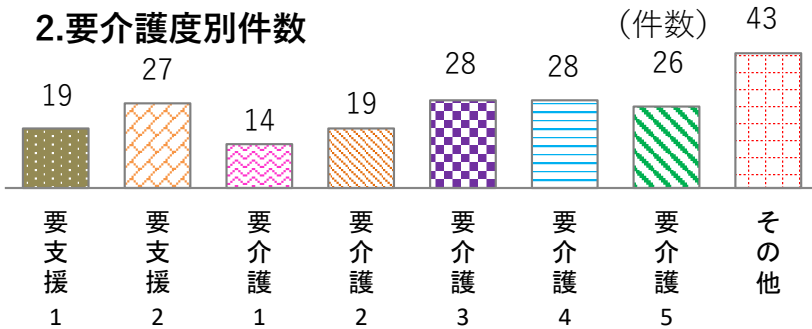
## 1. ①年齢別人数



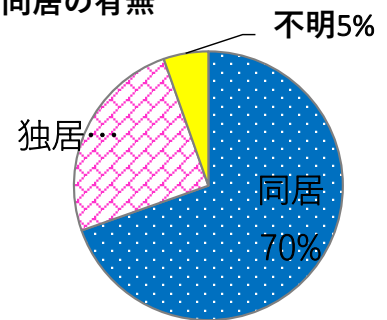
## 1.②性別



## 2.要介護度別件数

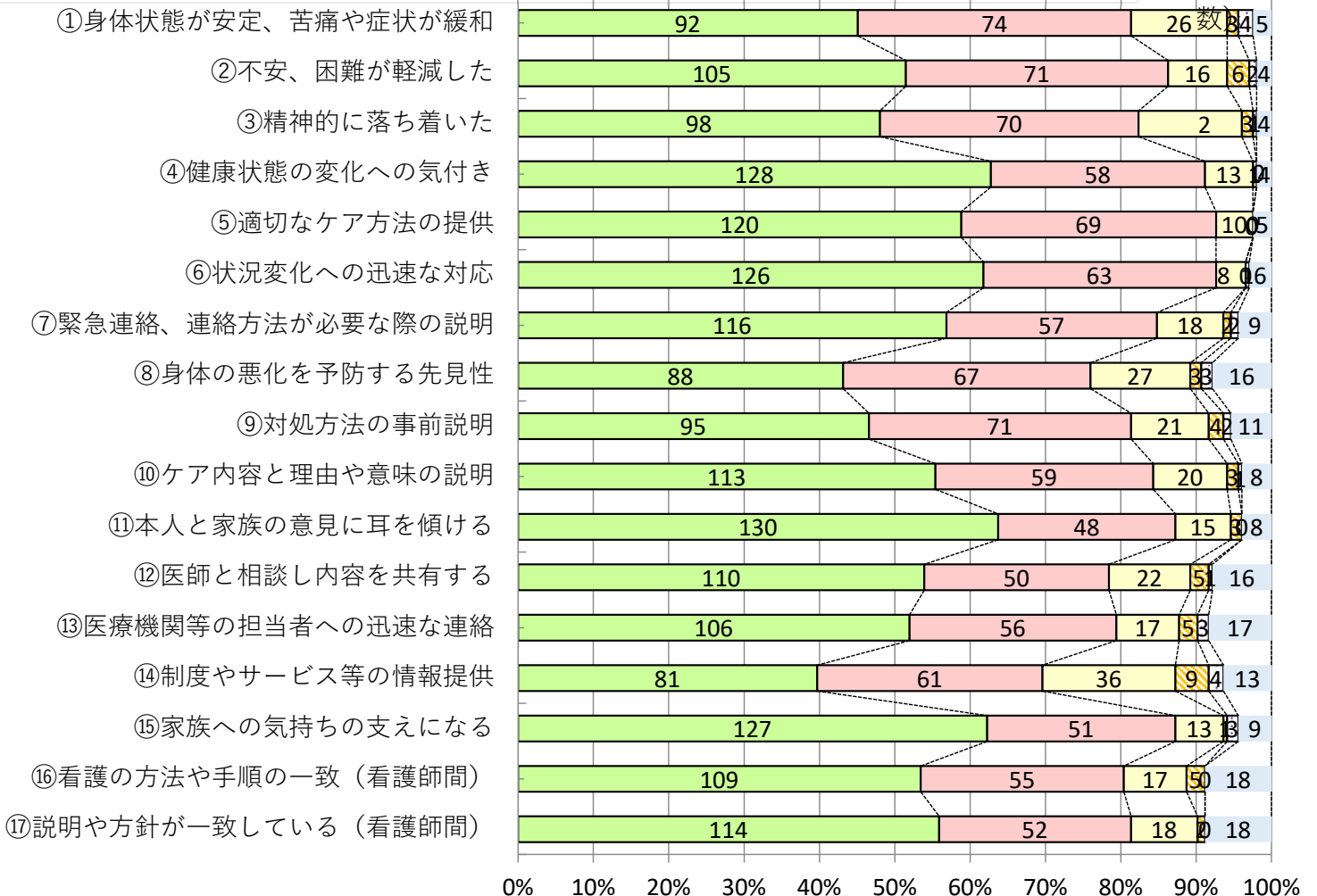


## 3.同居の有無



## 4.利用者の状況について

■ とも思う ■ やや思う ■ どちらとも言えない ■ あまり思わない ■ 思わない ■ 不明



## 公益社団法人 奈良県看護協会立訪問看護ステーション 訪問看護利用状況

(2025年4月1日～2026年3月31日)

項目		橿原訪問看護ステーション	橿原訪問看護ステーション やわらぎの郷	宇陀訪問看護ステーション
医療保険利用者数		682	599	387
介護保険利用者数		967	862	879
総数		1,649	1,461	1,266
新規医療保険利用者数（再開）		29 (6)	36 (14)	29 (24)
新規介護保険利用者数（再開）		32 (7)	33 (13)	38 (20)
総数（再開）		61 (13)	69 (27)	67 (44)
転帰	入院	116	58	68
	死亡	35	21	24
	終了	26	9	32
総数		177	88	124
医療保険訪問回数		4,317	6,111	3,843
介護保険訪問回数		4,366	5,092	5,747
総数		8,683	11,203	9,590
自己負担利用者数（訪問回数）		11 (122)	0	2 (2)
DOTS 事業訪問者数（訪問回数）		0	0	0
訪問看護従事者数（常勤換算）		10.6	14.7	10.8
実習生延べ人数		311	188	94
ケアプラン利用者数延べ人数 （予防プラン含）		526	1,065	0

## 奈良県看護協会 ホームナースングセンター利用状況

(2025年4月1日 ～ 2026年3月31日)

### 【ホームナースングセンターの目的】

- ・奈良県看護協会立訪問看護ステーションの統括拠点とし、運営の効率化と看護の質向上を図る
- ・看護・介護・福祉にかかわる人々の知識・技術の向上を図る
- ・地域住民の在宅ケアを支援する
- ・県民の健康への意識向上と啓発事業の場とする

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
研 修	回数	2	2	1	3	2	6	4	6	2	0	0	3	31
	人数	110	90	10	95	80	136	150	126	4	0	0	93	894
会 議	回数	5	6	3	5	2	5	5	4	6	0	2	2	45
	人数	40	123	13	29	10	55	25	26	32	0	8	13	374

## 奈良県看護協会 2026年度 事業計画

近年、少子高齢化の進行や医療ニーズの高度化・多様化、在宅医療の推進、災害への備えなど、看護職に求められる役割は一層重要性を増しています。また、看護職の確保・育成、働き続けられる環境整備、専門性の向上は、地域医療を支える上で喫緊の課題となっています。

このような背景に鑑み、日本看護協会が2025年6月に発表した「看護の将来ビジョン2040～いのち・暮らし・尊厳をまもり支える」に基づく重点政策を踏まえ、奈良県看護協会には看護職の資質ならびに職能向上の支援と併せて、関連諸機関との連携を強化し、地域社会における看護提供体制の整備・拡充を推進することが求められます。

本会では看護職の専門性の向上と看護の質の確保・向上を図るとともに、地域における看護提供体制の充実および看護職の人材育成・確保を推進することを目的として、学術活動の振興、研修事業の実施、看護の普及啓発、災害対応体制の強化等、次の事業を実施します。

### 奈良県看護協会 2026年度 事業計画

#### 1. 看護の質の向上に関する事業

- 1) 看護職のニーズと看護の質向上に対応するための研修事業の企画および運営

#### 2. 看護学会開催等学術研究の振興に関する事業

- 1) 奈良県看護学会の開催を通じた学術研究の推進
- 2) 倫理審査会の質の向上

#### 3. 認定看護管理者研修の準備

- 1) 管理者研修および認定看護管理者研修における演習実施に向けた準備

#### 4. 看護の心の普及に関する事業

- 1) 看護フェスタ等を通じた看護ならびに看護職への理解促進を目的とした企画立案および運営
- 2) 看護協会の認知および理解促進を目的とした広報活動の企画・運営の強化

#### 5. 働き手の看護職人材の確保に関する事業

- 1) 在籍型派遣ナース制度の構築に向けた取組み（ナースセンター事業）

#### 6. 看護職のタスクシフト・シェアに関する事業

- 1) 看護補助者の確保および看護職との協働体制の推進（ナースセンター事業）

#### 7. 災害 BCP

- 1) 奈良県看護協会におけるBCPの整備
- 2) 地域の災害支援活動への協働

## 事業計画

### I. 看護教育及び学会等学術振興に関する事業（公益目的事業）

1. 看護職の継続教育の推進
  - 1) 「新たな看護の将来ビジョン」達成に向けて、看護実践能力の向上及び質の高い看護人材を育成する教育プログラムの企画・運営・評価
  - 2) 教育研修実施録の作成
  - 3) 次年度の教育企画（案）作成
2. 研修
  - 1) 専門職としての活動の基盤となる研修
    - (1) 教育企画・運営委員会より（14 研修）
    - (2) 新人看護職員研修
      - ・新人看護職員研修～集合研修（全4回）
      - ・公開講座：新人看護職員研修～集合研修～「医療と法律」～安心して働くための基礎的知識～
      - ・新人看護職員研修～2年目フォローアップ研修～
    - (3) 訪問看護師養成講習会～訪問看護 e ラーニング活用～他
    - (4) 訪問看護ハラスメント対策研修（集合研修）（DVD 活用・オンライン研修）
    - (5) 訪問看護技術研修（ビギナー）
    - (6) 訪問看護技術研修（カスタム）
    - (7) 訪問看護技術研修（セミナー）
  - 2) 看護・医療政策に関する研修
    - (1) 認知症対応力向上研修（認知症ケア加算）
      - ・2026 年度奈良県看護職員認知症対応力向上研修（奈良県受託事業）
      - ・2026 年度奈良県病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修（奈良県受託事業）
      - ・2026 年度 JNA-e コンテンツ研修「認知症高齢者の看護実践に必要な知識」（JNA）
    - (2) 外来における在宅療養支援能力向上のための研修（在宅療養指導料加算）
    - (3) 看護補助者の活用推進のための看護管理者研修（看護補助体制充実加算）
  - 3) 人材育成や教育支援を行う者を対象とした研修
    - (1) 新人看護職員研修～研修責任者・教育担当者研修（全3回）～
    - (2) 新人看護職員研修～実地指導者研修（全4回）～
    - (3) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（一般分野）
    - (4) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）
    - (5) 教育事業部集合研修
      - ・わかりやすい！看護におけるレポート作成の思考と書き方
    - (6) 2025 年度訪問看護管理者研修
  - 4) 看護管理者を対象とした研修
    - (1) 新任訪問看護師教育担当者（プリセプター）研修
    - (2) 医療安全管理者養成研修（日本看護協会委託事業）（医療安全対策加算）
  - 5) 資格認定教育（看護管理者を対象とした研修含む）
    - (1) 認定看護管理者教育課程ファーストレベル研修
    - (2) ファーストレベル研修 公開講座
      - ・「組織マネジメント概論」
      - ・「ヘルスケアサービスにおける看護の役割」
    - (3) 認定看護管理者教育課程セカンドレベル研修
    - (4) セカンドレベル研修 公開講座
      - ・「人材管理Ⅱ 人事・労務管理」

- (4) 災害支援ナース養成研修
- 6) 各委員会等と連動した交流会・集会他 (50 ページ～54 ページ参照)
  - (1) 准看護師交流会 (准看護師委員会)
  - (2) 看護師職能 I 交流会 (看護師職能 I 委員会)
  - (3) 周産期看護職者職能集会 (助産師職能委員会)
  - (4) 保健師・多職種交流会 (保健師職能委員会)
  - (5) 看護師職能 II 交流会 (看護師職能 II 委員会)
  - (6) 医療安全・東和地区支部交流会
  - (7) 奈良地区支部交流会
  - (8) 西和地区支部交流会
  - (9) 中和地区支部交流会
  - (10) 南和地区支部交流会

### 3. 看護学会

2026 年度奈良県看護学会

テーマ : 『看護をつむぐ』～一人ひとりの物語に寄り添って～

特別講演 講師 : 日本赤十字看護大学 名誉教授 川嶋 みどり 氏

## II. 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業 (公益目的事業)

1. ナースセンター事業 (奈良県受託事業)
  - 1) ナースバンク事業 無料職業紹介
    - (1) NCCS システムによる登録・管理
    - (2) 求人・求職者に対する相談及び紹介・連絡調整
    - (3) 求人・求職に関する情報提供
    - (4) 求人・求職動向の把握
    - (5) 「病院ガイド」協会ホームページに無料掲載
  - 2) ナースセンター事業運営協議会
2. ナースセンター機能強化事業 (奈良県受託事業)
  - 1) 看護師等免許保持者の届出制度「とどけるん」離職時等の届出支援・管理
  - 2) 届出制度 PR と潜在看護職の把握
  - 3) NuPS (ナップス) の周知及び人材活用システムの運用
  - 4) 出張相談
    - (1) ハローワーク (奈良、大和高田、大和郡山)
    - (2) ハローワークの相談者とのオンライン相談実施
    - (3) 看護職・看護補助者セミナーの実施
    - (4) 看護補助者お仕事見学の実施
  - 5) ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議
  - 6) 他機関・他団体との連携
    - (1) 中央ナースセンター、近畿府県ナースセンター
    - (2) 奈良労働局
    - (3) 福祉人材確保推進協議会、奈良県訪問看護推進協議会、奈良県老人福祉施設協議会
    - (4) 奈良県福祉人材センター、奈良県医療勤務環境改善支援センター
  - 7) 看護職員就業状況調査
  - 8) セカンドキャリアナース研修 (セカンドキャリア就業支援の取組み)
  - 9) 奥大和地域の看護職確保
    - (1) 奥大和地域医療現地見学ツアーの実施
    - (2) 奥大和ナースネット登録制度と LINE での情報発信
    - (3) 奥大和地域を対象とした看護師不足への支援体制構築についての検討
  - 10) 看護職員復職応援事業
    - (1) 看護職復職支援研修 (講義、演習)
    - (2) 看護職復職支援研修「実習」(病院、高齢者福祉施設、訪問看護ステーション)
    - (3) 採血、喀痰吸引、経管栄養演習 (シミュレーター使用) 予約制
    - (4) 有事における看護職登録制度
    - (5) キャリア支援ナース登録制と支援ナース派遣調整
  - 11) 広報活動
    - (1) 看護学生にナースセンターを PR 講義
    - (2) 求人情報誌発行
    - (3) 看護協会広報誌「看護なら」掲載 (ナースセンターだより)
    - (4) 出張相談案内チラシ
    - (5) 看護協会ホームページの事業掲載
    - (6) 県ホームページ等情報提供

- (7) ポスター、チラシ作成・掲示依頼(復職・就職・ナースセンター周知チラシ)
  - (8) 看護協会の研修で講義(看護管理者研修・実習指導者講習会等)
  - (9) LINEによる就業、イベント情報の発信
3. 「看護の心」啓発・普及事業
    - 1) 看護フェスタ開催
    - 2) 看護の出前授業：「みんなで話そう-看護の出前授業」
    - 3) ふれあい看護体験
    - 4) 進路・キャリアアップ相談
      - (1) 看護学校進学ガイダンス
      - (2) 看護職の進学や看護職を目指す方からの相談・問合せに対応、情報提供
      - (3) 看護職をめざす方への情報提供
    - 5) 市町村就職等イベント参加
    - 6) 行政・企業の看護学生の就職相談会の協力
  4. 各賞候補者の推薦
    - 1) 叙勲    2) 奈良県看護功労者知事表彰    3) 日本看護協会会長表彰    4) 奈良県看護協会会長表彰
  5. 労働環境改善委員会
  6. 医療安全委員会
    - 1) 医療安全管理者養成研修

### Ⅲ. 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業（公益目的事業）

1. 保健師職能委員会
2. 助産師職能委員会
3. 看護師職能Ⅰ委員会
4. 看護師職能Ⅱ委員会
5. 地区支部委員会
6. 図書室の管理
  - 1) 図書文献サービス
    - (1) 図書室資料の充実      (2) 収集資料の受け入れ整備と所蔵資料目録の運営管理
    - (3) 看護文献検索・情報提供サービスの向上
  - 2) 図書室の利用促進

### Ⅳ. 地域ケアサービスの実施及び促進等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業（公益目的事業）

1. 地域住民への看護サービス
  - 1) 出前研修
2. 看護の日イベント
  - 1) 一日まちの保健室
  - 2) 看護の日 看護フェスタ    2026年7月19日（日）    場所：奈良県立図書情報館 交流ホール  
地域住民への健康管理に対する支援、健康相談、進学ガイダンス、就職説明会、看護体験など
3. 訪問看護事業
  - 1) 訪問看護事業に関すること
    - (1) 質の高い看護サービスの提供
 

①研修会・講習会への参加	②認定看護師・特定行為看護師へのキャリアアップ支援
③24時間緊急時対応体制の整備	④各委員会の定例開催(医療安全対策・業務・記録)
⑤顧客満足度調査の実施と評価	⑥ステーションだよりの発行
    - (2) 健全な事業運営

- ①事業計画に則した事業実施                      ②職場環境、福利厚生の見直しと充実
- ③所長会議の定例開催                      ④会計士による経営評価                      ⑤診療報酬・介護報酬の理解と確実な請求

(3) 連携の推進

- ①行政、関係機関との連携・ネットワークづくり                      ②地域ケア会議・自立支援会議への参加
- ③奈良県訪問看護ステーション協議会との連携                      ④近畿地区看護協会立訪問看護ステーション交流会参加
- ⑤看護学生・研修生の実習受け入れと教育指導

2) 居宅介護支援事業に関すること

- (1) 専門性を生かしたケアマネジメントの提供
  - ①自立支援に向けたケアプランの作成・評価                      ②確実な給付管理
- (2) 介護サービス担当者会議への出席
- (3) 連携の推進
  - ①地域包括支援センター、他事業所との連携
- (4) 地域住民の在宅ケアの支援
  - ①お楽しみ会の実施                      ②医療・介護の相談窓口

3) 訪問看護総合支援センター事業に関すること

- (1) インターンシップ事業
  - 県内看護大学・看護専門学校の学生に夏休み中、訪問看護ステーションで実践体験してもらう
- (2) プリセプター配置・現場指導事業
  - ①新人訪問看護師が職場になじめるように支援する                      ②新任訪問看護師教育担当者研修の実施
- (3) 訪問看護技術研修
  - ①訪問看護技術研修（ビギナー・カスタム）の実施                      ②訪問看護実践研修（セミナー）の実施
- (4) 多職種連携会議
  - 多職種連携会議開催
- (5) 訪問看護管理者研修
  - ①人材育成研修                      ②奈良県の訪問看護実態調査からの課題検討・管理者交流会
  - ③訪問看護事業経営管理
- (6) 地域教育事業
  - 地域ごとに教育ステーションを設け、地域連携活動を支援する
- (7) 教育計画・プログラム策定事業
  - ①委員会の開催                      ②訪問看護用クリニカルラダーの周知、研修内容の検討
- (8) 認定看護師等派遣調整事業
  - 病院や訪問看護ステーションに勤務する認定看護師等を派遣し、技術向上を支援
- (9) 訪問看護経営相談事業
  - ①新規開設する訪問看護ステーションの支援                      ②既存の訪問看護ステーションの経営運営への相談
- (10) 訪問看護実態調査事業
  - ①委員会の開催                      ②県内訪問看護ステーションへ実態調査を実施し結果を検討する

4) 訪問看護研修事業

- (1) 訪問看護師養成講習会（奈良県受託事業）
  - ①訪問看護の仕組み・役割、在宅での緩和ケアの実際
  - ②在宅での褥瘡ケア、排泄ケアの実際、在宅における呼吸管理、ケアの実際
  - ③精神・認知症看護の基本、在宅でのケアや家族支援の実際、疾患や障がいのある小児の在宅看護の実際
  - ④地域包括ケアシステム構築に向けた取組
- (2) 訪問看護ハラスメント研修（集合研修）（DVD活用：オンライン研修）

4. 地域包括ケアシステムの推進

1) 5 地区支部活動

## 5. 災害時の看護支援体制

- 1) 災害支援ナースの養成
- 2) 災害支援ナースの派遣
- 3) 奈良県に協力
  - (1) 災害対策基本法に基づく協力・支援
  - (2) 奈良県防災総合訓練に参加・協力
  - (3) 国民保護法に基づく協力・支援
  - (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力・支援
  - (5) 医療法に基づく協力・支援
- 4) 県・市主催の運営、協議会等に参加
- 5) 災害委員会
- 6) 奈良県看護協会におけるBCPの整備

## V. 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業（公益目的事業）

### 1. 日本看護協会主催事業

- 1) 日本看護協会への入会手続き
- 2) 各種会議への出席（再掲）
  - (1) 通常総会 2026年6月10日（水）場所：幕張メッセ
  - (2) 全国職能交流集会 2026年6月11日（木）場所：幕張メッセ
- 3) 日本看護協会会長賞候補者の推薦

## VI. 施設の貸与に関する事業（公益目的事業／法人管理に関する事業）

### 1. 施設の賃貸運営に関する事業

- 1) 看護研修センターの賃貸運営

## VII. その他本会の目的を達成するために必要な事業（公益目的事業／共益事業／法人管理に関する事業）

### 1. 広報活動に関する事項

- 1) 機関紙その他啓発出版物の刊行
  - (1) ホームページ・SNSの活用
  - (2) 「看護なら」の作成配布（広報委員会）
  - (3) 県医師会広報誌 医師会新報への寄稿

### 2. 渉外活動に関する事項

- 1) 関係団体との連携強化
  - (1) 日本訪問看護財団
  - (2) 日本看護連盟・奈良県看護連盟
  - (3) 看護学校等
- 2) 看護関連政策の実現
  - (1) 要望・提案をする
- 3) 県主催事業の審議・会議等に委員として参加
- 4) 市町村事業・関係団体機関等への出席・協力
  - (1) 介護保険制度に関する事業に協力
  - (2) 関係団体の総会等への出席
  - (3) 関係機関の事業等に参加協力
  - (4) 関係団体機関の事業等に後援団体として協力
- 5) その他関係団体への協力支援

### 3. 会員支援に関する事業

- 1) 表彰（再掲）
- 2) 見舞い・その他
  - (1) 物故会員への弔慰（同時に日本看護協会へ申請）
  - (2) 災害見舞い（日本看護協会への申請）
- 3) 身分擁護と福利厚生
  - (1) 医療事故に関する情報提供と相談
  - (2) 日本看護協会医療安全対策担当と連携

- (3) 個人情報の適正管理 (4) 提携事業者による会員福利厚生サービスの提供

#### 4. 組織に関する事項

##### 1) 協会組織の強化

###### (1) 会員支援に関する事業

- ①会員サービスの充実 ②日本看護協会との連携と情報交換・要望・提案をする ③5 地区支部活動の充実

###### (2) 規約委員会

- ①奈良県看護協会の運営に必要な諸規程の見直し

###### (3) 事務局

- ①業務分掌の見直しと整備 ②職員研修の実施

##### 2) 円滑な組織運営のための諸会議の開催

###### (1) 諸会議の開催

- ①通常総会 ②職能集会 ③地区支部 ④理事会 ⑤業務執行理事会  
⑥職能委員会 ⑦常任委員会 ⑧特別委員会

##### 3) 推薦委員会

##### 4) 選挙管理委員会

#### 5. 奈良県看護協会の管理運営

##### 1) 施設管理に関すること

###### (1) 施設整備・保守管理業者委託

- ①館内清掃 ②警備、消防、給水設備点検 ③エレベータ点検 ④空調保守 ⑤自動ドア点検  
⑥電気設備点検 ⑦植木剪定、消毒

###### (2) 機器等リース保守管理

- ①コピー機 ②パソコン ③レンタルサーバー・公衆無線機器  
④電話機 ⑤防犯 ⑥ダスキンマット

###### (3) 音響・映像設備の保守・点検

##### 2) 会計管理に関すること

###### (1) 消費税・所得税積算等についての税務処理

##### 3) 研修管理システムに関すること

###### (1) 研修管理システム（マナブル）の運用

## 2026 年度職能委員会活動計画

◆ 保健師職能委員会 ◆	
活動目的	1. 県内保健師の連携強化とネットワークの推進 2. 保健師のキャリアラダーに沿った人材育成の継続と資質向上の推進
活動内容	1. 定例会 8回/年 2. 広報誌「かのこ」発行 3. 交流会の開催 月日：2026年7月4日（土）13：30～ 場所：ミグランス（橿原市役所分庁舎） テーマ：今さら聞けない 「その子がよりよい人生を歩めるために ～発達特性のみかたと支援～」 講師：藍野大学 医療保健学部 作業療法学科 准教授 作業療法士 高畑脩平 氏 新任期や長期休暇（育休等）から復帰した保健師が発達に特性のある（発達障害の疑いのある）子どもを乳幼児健診の場で早期発見、早期支援につなぐ重要性を理解し、健診後から就学に向けて、子どもと保護者に適切な支援ができるようにする。また、業務に不安のある保健師の交流の機会とする。

◆ 助産師職能委員会 ◆	
活動目的	1. 「母子のための地域包括ケア病棟」の普及・推進 2. 女性とその家族への健康支援 3. 奈良県内の産科施設の連携強化
活動内容	1. 定例会 2. GLoCMiP レベルⅢ認証申請のための必須研修（90分×2） 月日：2027年2月13日（土）9：00～12：10 テーマ：①臨床病態生理 ②分娩期の胎児心拍数陣痛図（CTG） 講師：地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター 産婦人科部長 佐道俊幸 氏 3. 周産期看護職者職能集会 月日：2026年10月3日（土）9：30～12：30 場所：奈良学園大学 テーマ：1. 日本看護協会・奈良県看護協会助産師職能委員会 助産関連事業報告 2. 性暴力被害者支援 「～被害を疑う女性や子どもに出会った時、どう対応する？～」 （GLoCMiP レベルⅢ認証申請のための選択研修 90分） 講師：奈良学園大学 保健医療学部 看護学科 母性看護学・助産学 教授 服部律子 氏 4. 近畿地区助産師職能合同研修会（オンライン 奈良県担当） 月日：2026年12月 テーマ：未定 5. 看護の出前授業

◆ 看護師職能Ⅰ委員会 ◆	
活動目的	1. 県内の病院看護師を取り巻く現状と課題を抽出し、共有する 2. 県内看護師が研修会と現場を結び付け、看護協会活動に参画する意識を高める機会とする
活動内容	1. 定例会 7回/年 2. 全国、地区別看護師職能Ⅰ委員長会議への参加による情報収集とその内容を職能Ⅰ会員と共有 1) 全国、地区別看護師職能Ⅰ委員長会のテーマ・意見について、交流会を開催し情報提供する 3. 病院看護師を取り巻く現状と課題を抽出し、共有する 1) 2.-1) に続き、同テーマに関して、参加する各施設の状況についてディスカッションする 2) ディスカッション内容から課題を抽出し共有する

◆ 看護師職能Ⅱ委員会 ◆	
活動目的	1. 地域包括ケアシステムの推進を図り、看護師・他職種との連携を強化する 2. 地域の看護の評価の可視化に向けて交流を深める
活動内容	1. 定例会 6回/年 2. 奈良県内のつながりを深めるために地域の関係者が集う交流会を実施 月日：2026年10月31日（土）14：00～16：00

## 2026 年度地区支部活動計画

◆ 奈良地区支部 ◆	
活動目的	1. 奈良地区の地域住民の疾病予防・健康づくり、療養支援の強化 2. 地域でその人らしい暮らしを支えるため、医療・介護・在宅支援の連携強化を図る
活動内容	1. 地区支部委員会 6回/年 2. 「一日まちの保健室」開催 目的：地域住民の疾病予防・健康づくり・療養支援の強化 月日：2026年7月19日（日）10：00～ 場所：奈良県看護協会 看護フェアに参加 内容：健康相談、骨密度測定等 3. 交流会 目的：在宅・施設（介護含）・医療機関での ACP の実際（取り組み内容）や課題を共有し、多職種連携強化及人材育成に繋げる 月日：2027年2月中土曜日にて調整中

◆ 東和地区支部 ◆	
活動目的	1. 地域住民の健康づくりに貢献するために、看護の専門性を発揮する。 2. 全世代の地域住民が、穏やかにその人らしく過ごせるよう医療従事者の連携を強化する。
活動内容	1. 地区支部委員会 6回/年 2. 「一日まちの保健室」開催 目的：地域住民の健康作り及び健康管理に対する支援とともに、交流の場とする。 月日：2026年 秋頃 内容：「一日まちの保健室」（福祉フェアに参加）予定、健康測定・健康相談 3. 地区支部交流会（医療安全委員会と合同）：1回 目的：医療・介護従事者の交流で、虐待発見の現状と課題を明確化するとともに共有し連携強化、人材育成に繋げる。 月日：2027年1月23日（土）10：00～12：00

◆ 西和地区支部 ◆	
活動目的	地区支部における看護職間（病院・施設・訪問看護）の情報を共有し連携を強化する 地域の活性化、レベルアップのために、管理者が顔の見える連携を永続化する
活動内容	1. 地区支部委員会 6回/年 2. 西和地区支部看護職・介護職・在宅との交流会 1) 地域の活性化及び医療機関・施設・在宅の情報を共有し、連携の強化に向けて取り組む 月日：2026年11月7日（土）10：00～12：00 場所：ミグランス（橿原市役所分庁舎） 対象者：県内の医療・介護・福祉関係者、事務職など多職種 概要：高齢化と多死社会を迎える中、日々の臨床現場での看取りについて患者と課増に医師検定支援について考える

◆ 中和地区支部 ◆	
活動目的	看護がリーダーシップをとり、医療的ケアにかかわる必要な情報共有をシームレスに引き継がれ、ケアの受け手が生活に困らない連携支援の課題と解決策を見出す
活動内容	1. 地区支部委員会 8回/年 2. 地区支部交流会 月日：2026年12月11日ごろ 14：00～16：00 対象者：看護職、介護職、行政、事務職等関連職種 開催方法：対面 3. 研究調査 1) ダブルケアに関する文献レビュー（ダブルケアに関する課題抽出） 2) ダブルケアに関する横断的実態調査（後ろ向き質的研究の予定） 3) 質的研究で明らかになった結果から大規模調査への準備検討

◆ 南和地区支部 ◆	
活動目的	高齢化が進む南和地区において医療・看護・介護の連携を図り、多職種がその専門性を活かし支援をつないでいけるネットワーク作りを推進していく
活動内容	1. 地区支部委員会 8回/年（ZOOM 会議2回含む） 2. 交流会

	<p>1) 地区支部交流会          目的：医療・看護・介護の連携と機能強化を図る          月日：2027年2月5日（金）          場所：南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター          内容：患者・家族の意思決定支援への取り組み ～医療従事者それぞれの立場から～</p> <p>2) 施設及びへき地へ出張研修：2回/年</p> <p>3. 健康フェスティバルへの参加          目的：地域住民と交流を図り、医療・看護や健康への関心を高める          場所：南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター          内容：ちびっ子白衣体験</p>
--	---

## 2026 年度委員会活動計画

◆ 推薦委員会 ◆	
活動目的	奈良県看護協会の運営及び事業活動を円滑にするため、会長から委託された2026年度の役員並びに常任委員・特別委員・2027年度日本看護協会代議員候補者の推薦に関するを行う。
活動内容	<p>1. 2026年度 任期終了者の確認にかかわる内容</p> <p>1) 規定に基づいて作成</p> <p>2) 任期終了者の継続意思の有無確認</p> <p>2. 公募にかかわる内容</p> <p>1) 協議会・団体等への推薦依頼文作成・発送</p> <p>2) 立候補者・推薦者の確認</p> <p>3) 推薦候補者紹介用紙、推薦報告書の作成・発送</p> <p>3. 奈良県看護協会役員及び委員推薦にかかわる内容</p> <p>1) 2027年度役員及び委員への立候補者・推薦者名簿を作成し総会3か月前までに会長へ提出</p> <p>2) 2027年度役員及び委員への立候補者・推薦者名について、総会2週間前には、会員に発表</p> <p>4. 日本看護協会代議員・予備代議員候補者の推薦にかかわる内容</p> <p>1) 2027年度代議員・予備代議員への立候補者・推薦者名簿を作成し、日本看護協会総会60日前までに選挙管理委員会へ提出</p> <p>2) 2027年度代議員・予備代議員への立候補者・推薦者名について、奈良県看護協会総会2週間前には会員に発表</p>

◆ 選挙管理委員会 ◆	
活動目的	奈良県看護協会の運営及び事業計画を円滑にするために、会長から委嘱された2026年度役員並びに常任委員か特別委員会、2027年度日本看護協会代議員候補者の選任に関し、必要な事項を決定するための選挙に関する運営を行う。
活動内容	<p>1. 選挙に関する公募</p> <p>2. 2026年度 事業の内容（案） 候補者の届出受理</p> <p>3. 選挙委員会による推薦候補者の名簿の受理</p> <p>4. 候補者及び推薦候補者の公示</p> <p>5. 投票及び開票の管理</p> <p>6. 選挙結果の総会議長への広告</p> <p>7. 選挙結果の公示</p> <p>8. その他選挙事務の管理に必要な事項</p>

◆ 労働環境改善委員会（看護労働環境改善推進委員会） ◆（）内は旧名称	
活動目的	県内の看護職が県内で安心して働き続けられる労働環境を構築する
活動内容	<p>2022年～2024年に実施した業務改善報事例集を参考に、2025年度は、新たに業務改善に取り組んだ施設、すでに取り組んでいる事業を発展させている施設を把握するためにアンケート調査を実施した。アンケート調査の中から業務改善に取り組んでいる施設の事例報告会を開催する。</p> <p>1) 定例会 8回/年（事例報告会細微含む）</p> <p>2) タブロイド紙の作成と発送（9月）</p> <p>3) 事例報告会          月日：2026年11月14日（土）</p>

◆ 教育企画・運営委員会 ◆	
活動目的	奈良県看護協会継続教育として先駆的な知識・技術を提供できるための支援や教育計画の企画と運営・評価を行う
活動内容	<p>1. 委員会活動</p> <p>1) 日本看護協会が提示する「研修分類」に則った継続教育研修の企画と評価</p> <p>2) 定例会8回/年</p>

	<p>3) 企画した継続教育研修の運営（内容は下記参照）</p> <p>(1) みのがさない『急変のサイン』とあわてない『対応』 ～現場リーダーとしてあなたはどう動くか～</p> <p>(2) 第一印象で信頼を作る看護師へ～接遇のプロから学ぶ実践研修～</p> <p>(3) 人材育成研修 ～看護職のキャリアアップとキャリア育成～</p> <p>(4) 見逃さない、支えぬく！～心不全ケア 最前線～</p> <p>(5) 明日への備えをチームで育てる～災害時に強い看護をはぐくむ研修～</p> <p>(6) いまさら聞けない心電図から心電図検定まで ～現場に活かす判断力と対応力を磨く～</p> <p>(7) 看とり期とグリーンケア</p> <p>(8) 患者の声なき声を聴く力～フィジカルアセスメント研修～</p> <p>(9) 看護師として知っておきたい、高齢者が生き生きと生活するための支援</p> <p>(10) 新興感染症を恐れぬ感染管理が実践できる看護師を目指そう！</p> <p>(11) 「生きる！」を支えるACP</p> <p>(12) 組織を円滑にするアンガーマネジメント</p> <p>(13) 拘束に頼らないケアを考える ～チームで取り組む安全対策～</p> <p>(14) 現場で活かせるスキンケアと排泄ケア ～高齢者のスキンケアと排泄ケアの実際を知る～</p>
--	--

◆ 看護学会委員会（奈良県看護学会委員会） ◆

活動目的	実践している看護の評価をもとに新たな看護を創造し、発表・視聴することで更なる奈良県における看護の発展と質の向上を図る
活動内容	<p>1. 主な活動</p> <p>1) 定例会 7回/年</p> <p>2) 定例会内での演題査読</p> <p>3) 学会開催の運営</p> <p>2. 2026年度 奈良県看護学会</p> <p>2026年度の奈良県看護学会のテーマは、一人ひとりの物語に沿ったケアの創造を、看護のわざをナラティブを通して考えると、一人ひとりのいのちと人生の物語、看護専門職としての経験とわざ、そして人との暖かい絆を丁寧な対話を通して結び合わせ、ケアの価値の意味付けと未来の看護へと紡ぐ営みについて考え、何を、どのような意図で、どのような視点から伝えるか看護学会を通して改めて考える機会とした。</p> <p>1) ハイブリッド方式運営（オンデマンド配信あり）</p> <p>2) 演題及び参加者の拡大（示説の拡大）</p> <p>3) 特別講演： 講師 日本赤十字看護大学 名誉教授 川嶋みどり先生</p> <p>4) 看護協会会員獲得の一助</p> <p>5) 奈良県の看護を可視化し、看護学生の県内就職への推進</p>

◆ 広報委員会（広報出版委員会） ◆

活動目的	「看護なら」の発行を通して、奈良県看護強化の活動を会員に伝えるとともに、奈良県における医療・看護・介護に関する情報提供を行い、専門性に基づき看護の質の向上を図ることを支援する
活動内容	<p>1. 取材活動</p> <p>1) 看護の日（取材）</p> <p>2) 通常総会（取材・原稿）</p> <p>3) 防災訓練（原稿依頼）</p> <p>4) 奈良県看護学会（取材・原稿）</p> <p>5) その他研修・講習会・職能集会・交流会（取材・原稿依頼）</p> <p>6) 看護なら プレゼント企画（クオカード1,000円×5名）クイズ場所 およびちょっと一息（取材）</p> <p>2. 広報誌「看護なら」通常発行 年2回 7月・1月</p> <p>1) 2026年教育計画・行事日程発表後に、取材・原稿依頼について計画・立案する。</p> <p>2) 「看護なら」発行予定数、奈良県看護協会会員数+100部</p>

◆ 医療安全委員会（医療安全検討委員会） ◆

活動目的	医療安全質向上のため、安全管理活動を推進する
活動内容	<p>1. 定例会 6回/年</p> <p>2. 医療安全管理者養成研修集合研修（演習）の企画と運営</p> <p>1) 集合研修の企画・運営の準備（2026年度より主催が日本看護協会から奈良県看護協会に変更となる）</p> <p>月日：2026年11月13日（金）10:00～16:00</p> <p>3. 医療安全管理者の情報共有による交流会（東和地区支部・医療安全コラボ企画）</p> <p>1) 研修の企画・運営の準備</p> <p>目的：医療・介護従事者の交流で、虐待発見の現状と課題を明確化するとともに共有し連携強化、人材育成に繋げる。</p> <p>月日：2027年1月23日（土）10:00～12:00</p>

◆ 規約委員会 ◆

活動目的	公益社団法人に適應した諸規程の見直しを行う
活動内容	諸規程の見直し

◆ 災害委員会（災害看護委員会） ◆

活動目的	災害時における看護職の果たす役割の理解と活動の実践ができる人材の育成 1. 災害支援ナースの活動のための体制整備 2. 災害支援ナースの育成と活動に必要な EMIS への登録促進
活動内容	1. 定例会 6 回/年 2. 奈良県防災総合訓練参加および指導 場所：川西町予定（奈良県防災訓練）2026 年度は橿原市主催の防災訓練開催予定 1) 事前準備 ・参加者の訓練配置計画、訓練参加準備などの調整を行う 2) 訓練当日 ・訓練当日・チームビルディングとしての看護職の役割と実践の指導をする ・コントローラーとして役割を遂行する ・保健医療福祉活動チームへの参加し実践する（避難所） ・他職種間の連携と連携強化を図る 3. 災害支援ナース養成研修 集合研修（演習）企画・運営（日本看護協会受託事業） 1) 災害演習支援および支援者の育成 2) 感染症演習支援及び支援者の育成 3) 研修企画・指導者の育成

◆ 認定看護管理者教育運営委員会（特別委員会） ◆

活動目的	認定看護管理者教育に関する事を目的とした委員会活動と研修
活動内容	認定看護管理者教育課程運営委員会 委員会活動 ①ファーストレベル研修 20 日間 ②ファーストレベル研修公開講座 2 科目 ③セカンドレベル研修 32 日間 ④セカンドレベル研修公開講座 2 科目 1) 認定看護管理者制度教育課程の企画・運営・評価に関する事 ・講師選択、受講者決定、講義、演習支援、修了判定 ・研修運用に関する審議 2) 予算審議及び決算報告

◆ 倫理審査委員会（特別委員会） ◆

活動目的	所属する施設で倫理審査委員会を持たない会員及び当協会の委員会などが実施する看護研究・実態調査における倫理的配慮に関して審査する
活動内容	1. 研究および調査の対象となる個人の倫理的配慮の妥当性の審査 2. 研究および調査の対象となる個人に理解を求め同意を取る方法の妥当性の審査

◆ 准看護師委員会（特別委員会） ◆

活動目的	准看護師制度についての諸問題を検討し、准看護師の抱えている課題やニーズを把握して改善策の方向を見出すとともに、准看護師の看護の質の向上を図る
活動内容	1. 定例会 6~7 回/年 2. 交流会 奈良県内在住の准看護師をメインとして、自己のスキルアップを検討する機会を提供し、また看護実践に繋げ働きやすい職場を目指すため情報交換できる機会を検討する。 内容：自己啓発のための資格や現状の情報交換と職場環境について（臨床現場で遭遇している問題や課題についてディスカッションする）

---

## 資 料

---

2026 年度 役員・委員候補者

公益社団法人奈良県看護協会定款

公益社団法人奈良県看護協会定款細則

公益社団法人奈良県看護協会総会運営規則

公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員の選出に関する内規  
地区別会員数一覧

奈良県看護研修センター利用状況

奈良県看護協会 組織図・事務局体制

2025 年度 役員・委員

看護職の倫理綱領



## 2026年度 役員・委員 候補者

### 役 員

会 長	春 木 邦 惠	准看護師理事	西 山 晋 輔
第 1 副 会 長	橋 口 智 子	地区理事 (奈良)	杉 下 薫
第 2 副 会 長	高 橋 久 子	地区理事 (東和)	高 間 朋 子
専 務 理 事	黒 田 和 子	地区理事 (西和)	大久保 由美子
常 任 理 事	高 島 範 子	地区理事 (中和)	村 島 明 子
保健師職能理事	尾 島 典 子	地区理事 (南和)	谷 向 克 子
助産師職能理事	吉 川 紀 子	外 部 理 事	森 田 康 文
看護師職能Ⅰ理事	宮 本 雅 美	監 事	福 井 智 賀 子
看護師職能Ⅱ理事	山 崎 優 美 代	監 事	山 本 隆 良

### 職 能 委 員 会

#### 保健師職能委員会

啜 素 代 仲 村 有 里 葛 本 奈 美 岡 本 奈 央

#### 助産師職能委員会

赤 松 友 美 池 田 久 里 子 井 上 佐 知 初 井 山 下 千 桃 生  
榊 志 保 上 田 美 沙 子

#### 看護師職能Ⅰ委員会

上 野 め ぐ み 古 川 優 子 北 飯 ふ み 野 田 真 里  
吉 川 有 子 野 澤 綾 乃 田 口 千 里

#### 看護師職能Ⅱ委員会

山 上 由 美 子 松 岡 美 穂 子 森 口 和 子 中 川 朋 子  
辰 巳 恵 理

### 推 薦 委 員 会

村 上 智 美 烏 頭 尾 寛 子 住 田 恵 覚 野 典 子  
堀 口 陽 子

## 選挙管理委員会

山口玲子 森川芳恵 小間美由起 藤本理恵  
的場美香

## 常任委員会

### 労働環境改善委員会

近藤貴代美 池之畑直子 治田美津子 酒井久美  
坂上由美 前川紋子

### 広報委員会

古賀めぐみ 亀本望 山下友子 武藤知也子  
森花美絵

### 教育企画・運営委員会

志茂友紀子 木下美紀 東千恵 田和勢津子  
大沼住江 宮寛明 寶明日香

### 看護学会委員会

吉田五月 宮本雅美 吉田明美 高山雅子  
安田明美 山寄知栄 澤見一枝 丸田裕子

### 医療安全委員会

山崎巳如 中川清隆 西井光守 和田愛子  
阪田貴子 中村光代

### 災害委員会

岡本知也 福西富士人 松原圭亮 的場明美  
笹田泉樹 栢木明誉 大門尚子 加藤計至  
辻谷太

### 規約委員会

春木邦恵 橋口智子 高橋久子 黒田和子  
高島範子 山口豊仁

## 特別委員会

### 認定看護管理者教育運営委員会

福山麻里 橋口智子 津森 栄 黒田和子

### 倫理審査委員会

春木邦恵 橋口智子 高橋久子 黒田和子  
高島範子 山口豊仁

### ハラスメント委員会

橋口智子 乾 隆一 山本隆良 春木邦恵

### 准看護師委員会

西山晋輔 中元麻紀 東 智子 新見真希  
杉本美津子

## 地区支部役員名簿

	奈良地区支部	東和地区支部	西和地区支部	中和地区支部	南和地区支部
支部長	杉下 薫	高間 朋子	大久保 由美子	村島 明子	谷向 克子
副支部長	和田 衣	今西 豊香	田中 礼子	仲 久美	榊井 真寿美
会計	山本 糸美	馬場 敏子	藤山 由美	乾 悦子	原 智子
書記	高木 匡代	田村 亜矢子	大谷 須美子	坂本 昭子	小森 智江
監事	清水 真樹	吉川 圭	島田 尚美	山崎 里美	田端 鈴子

# 公益社団法人 奈良県看護協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人奈良県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を奈良県橿原市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）との連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師が、教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 看護教育及び学会等学術振興に関する事業
- (2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業
- (4) 地域ケアサービスの実施及び促進等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (5) 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業
- (6) 施設の貸与に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職」という。）であって、奈良県内に在住又は在勤するもので本会の目的に賛同して入会したもの

(2) 名誉会員

看護事業に顕著な功績があり、かつ、本会に功労があった看護職で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認されたもの

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、定款細則の入会手続きにより、申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、定款細則に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、定款細則に定める退会の申し出により、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 看護職の資格を喪失したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

- (4) 正当な理由なく3箇月以上会費を滞納したとき。
- (5) すべての正会員が同意したとき。
- (6) その他会員資格に該当しなくなったとき。

(会員資格喪失に伴う抛出品品の不返還)

第11条 本会は、会員資格を喪失した者が既に納入した会費等その他の抛出品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成及び議決権)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 第1項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会費等の額
- (2) 名誉会員の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 本会の解散、残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。
- 3 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
  - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項その他の法令で定める事項を記載した書面（電磁的方法を含む。）をもって、総会の日から1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令が定める参考書類及び議決権行使書面を添えて総会の日から2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会に議長団を置く。

- 2 議長団は、3名とし、総会においてその都度、出席正会員の中から選出する。
- 3 議長は、議長団内で互選により決定する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 本会の解散
  - (5) その他法令に定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第19条 総会に出席しない正会員は、他の正会員又は理事を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、議決権の行使を委任した者は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事録は法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 議事録には議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印をしなければならない。

(総会運営規則)

- 第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める総会運営規則による。

## 第5章 役員

(役員の設定)

- 第22条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上18名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 役員構成は次のとおりとする。
- (1) 理事のうち、会長を1名、副会長を2名以内、専務理事を1名、常任理事を2名以内、保健師職能理事、助産師職能理事、看護師職能Ⅰ理事、看護師職能Ⅱ理事を各1名、地区理事を5名以内、准看護師理事を1名、外部理事を1名以上とする。
- (2) 監事のうち、1名以上を外部監事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副会長、専務理事及び常任理事を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。
- 4 監事のうち1名を、公認会計士又は税理士とする。
- 5 外部理事は次の全てを満たすものとする。
- (1) 本会の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本会の業務執行理事又は使用人であったことがない者
- (2) 本会の正会員ではない者
- 6 外部監事は次の全てを満たすものとする。
- (1) 本会の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本会の理事又は使用人であったことがない者
- (2) 本会の正会員ではない者

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、業務執行理事及びその他の役付き理事は、理事会の決議によって選定及び解職する。
- 3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長及び副会長を選定する方法によることができる。
- 4 第2項の場合において、理事会は、会長が推薦する専務理事候補者及び常任理事候補者から専務理事及び常任理事を選定する方法によることができる。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員親族等割合の制限)

- 第24条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 他の同一の団体（公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第11号の委任を受けて公益法人に準ずるものとして政令で定められるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員欠格事由)

- 第25条 次に掲げる者は、本会の役員となることができない。
- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 認定法第6条に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号に該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員地位の喪失)

- 第26条 本会の役員は、前条各号に該当するに至ったときは、本会の役員としての地位を喪失する。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が、不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に理事会を開催する旨の招集通知（その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とするものに限る。）が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が、本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一の役職に引続き就任するときは、最初の選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、監事（公認会計士又は税理士の監事は除く。）は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 5 役員は、第22条第1項で定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 6 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第31条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員報酬及び費用に関する規則による。ただし、監事の報酬については、監事の協議による。

(役員責任の免除及び限定)

第32条 役員が法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事業の内容、当該役員が職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

## 第6章 理事会

(設置)

第33条 本会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、業務執行理事及びその他の役付き理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な職員の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備）
  - (6) 第32条に規定する責任の免除

(種類及び開催)

- 第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 定例理事会は、原則として毎月1回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 会長が必要と認めたとき。
    - (2) 会長以外の理事から理事会の目的を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
    - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
    - (4) 第28条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、前条第3項第3号による場合及び同項第4号後段による場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(定足数)

- 第38条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

- 第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

## 第7章 委員会

(職能委員会)

- 第43条 本会に、保健師職能委員会、助産師職能委員会及び看護師職能委員会を置く。
- 2 各職能委員会は、それぞれ職能上の問題を審議し、会長に助言する。
  - 3 各職能委員会の委員長は、保健師職能、助産師職能、看護師職能の理事をもって充てる。
  - 4 各職能委員会の委員は、理事会において選任する。
  - 5 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職能委員会以外の委員会)

- 第44条 この定款及び定款細則に定めるもののほか、本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、総会、理事会その他の権限を冒すものではないものとする。
  - 3 委員会の委員は、理事会が選任する。
  - 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

- 第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
  - 3 事務長その他の重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 地区支部

(設置等)

- 第46条 本会は、第3条に規定する目的を達成するため、地区支部を設置する。
- 2 地区支部長は、地区理事をもってこれに充てる。
  - 3 地区支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 資産及び会計

(事業年度)

- 第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則等)

- 第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準及びその他の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

- 第49条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

- 第50条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「予算等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経るものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 予算等については、通常総会に報告するものとする。
  - 3 予算等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - 4 予算等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第51条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - (7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類は、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - 4 第1項各号（第7号を除く。）及び前項各号の書類並びに正会員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
  - 5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第52条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

(株式等に係る議決権)

- 第53条 本会は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

## 第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第54条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。
- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
  - 3 前項の変更以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第55条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ行政庁へ届け出なければならない。

(解散)

第56条 本会は、総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、総会の決議により、認定法第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第12章 公 告

(公告方法)

第59条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

## 第13章 補 則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「移行登記日」という。）から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第47条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 移行登記日における理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事 寺川佐知子、前田聡子、内田八重子、大橋のぶ子、高石理恵子、安彦倭子、高橋美雪、安富恵美子、和家佐日登美、西 幸江、伊藤とみゑ、高林 新、中村京子、長谷川寿乃、伊東厚子、辰巳富祐子  
監事 深本千賀恵、平岡由美子、藤原幸子
- 4 本会の最初の代表理事（会長）は、寺川佐知子とする。
- 5 この定款施行時に同一の職に既に通算して6年を経過している常任理事の任期については、第29条第2項の規定にかかわらず、平成25年に開催する通常総会までとする。
  - 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。（平成25年6月22日）
  - 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。（平成28年6月18日）
  - 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。（令和元年6月15日）
  - 1 この定款は、2025年6月21日から施行する。ただし、第22条の改正は2026年度役員の選出に係る事項についてから適用する。

# 公益社団法人奈良県看護協会定款細則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この定款細則は、公益社団法人奈良県看護協会（以下「本会」という。）定款第60条の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

## 第2章 会 員

(入会の手続き)

第2条 正会員になろうとする者は、入会金及び当該年度の会費を添えて、会長が別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、入会の申し込みを受けた場合、申込者について定款第5条に定める資格要件を満たしていることを確認した上で、第5条及び第6条に定める入会金及び当該年度の会費の受領により正会員名簿に登録しなければならない。

3 申込者は、正会員名簿に記載された日から正会員としての資格を取得するものとする。

(退会の手続き)

第3条 正会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届に会員証を添えて会長に申し出なければならない。

2 前項の場合、正会員は、退会届を提出した日をもって、正会員の身分を喪失する。

3 第1項の申し込みを受けたときは、本会は、当該正会員について正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所及び勤務地の変更届け)

第4条 会員は、本会に登録した住所又は勤務地が変更となる場合には、会長が別に定めるところにより変更を届け出なければならない。

## 第3章 会 費

(入会金)

第5条 正会員の入会金は、10,000円とする。ただし昭和59年度以降に本会に入会したことがある者は免除する。

(会費)

第6条 本会の会費は、1ヶ月9,500円とする。ただし、この年会費は、本会の事業費及び運営費の合計額とする。

2 他の都道府県から異動により入会する会員の当該年度の会費は免除する。

3 定款第5条第1項第2号に定める名誉会員については、会費は免除するものとする。

(納付期日)

第7条 正会員は、毎年本会の指定する期日までに翌年度分の会費を前納しなければならない。ただし、新入会員については、この限りでない。

(会費等の使途)

第7条の2 第5条の入会金及び第6条の会費は、それぞれの3割を公益目的事業会計に直接計上し、公益目的事業の費用の財源に充てることとし、残余である7割については、法人会計に直接計上し、管理費の財源に充てることとする。

2 前項の定めにかかわらず、理事会の決議により定める額を法人会計から公益目的事業会計又は収益事業等会計へ他会計振替し、事業費の財源に充てることのできるものとする。

## 第4章 役員等の選挙

(役員及び推薦委員選挙)

第8条 役員（専務理事及び常任理事を除く）及び推薦委員の候補者は、推薦委員会が推薦し、総会において出席正会員が選挙する。

(役員改選)

第9条 会長、第2副会長、理事5人（保健師職能理事、看護師職能Ⅱ理事、地区理事2人及び准看護師理事）、常任理事1人、監事1人は、原則として奇数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

2 第1副会長、理事5人（助産師職能理事、看護師職能Ⅰ理事及び地区理事3人）、専務理事、常任理事1人、監事2人は、原則として偶数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

(役員等候補者)

第10条 役員及び推薦委員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて、選挙管理委員会に総会の3ヵ月前までに届け出なければならない。

2 推薦委員会は、同一職について改選定数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員

- 会に総会の2ヵ月前までに提出しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前2項の立候補者及び推薦名簿を総会の2週間前までに会員に発表しなければならない。
  - 4 専務理事及び常任理事は、理事会の推薦により総会において承諾する。

(選挙管理委員会)

- 第11条 本会に選挙を管理するため、選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員は、会員の中から推薦委員会の推薦があった者を通常総会において議長が指名する。
  - 3 選挙管理委員の任期は、選出された通常総会終了の翌日から次年度通常総会終了の日までとする。

(選挙規程)

- 第12条 選挙に関して必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

## 第5章 総会

(総会運営規則)

- 第13条 総会の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める総会運営規則によるものとする。

## 第6章 理事会

(理事会運営規則)

- 第14条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則によるものとする。

## 第7章 職能委員会

(職能委員会規則)

- 第15条 職能委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、法令及び定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める職能委員会規則によるものとする。

## 第8章 推薦委員会

(推薦委員会)

- 第16条 本会に推薦委員会を置く。
- 2 推薦委員会は、委員5名をもって構成し、そのうち1名を委員長とする。
  - 3 推薦委員は、総会において正会員から選任する。
  - 4 推薦委員の任期は、2年とする。
  - 5 委員長は、委員の互選により選任する。
  - 6 推薦委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、この細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定めるものとする。

(推薦委員会の任務)

- 第17条 推薦委員会は、本会の役員（専務理事及び常任理事を除く。）、選挙管理委員、推薦委員、職能委員会、常任委員会及び特別委員会の委員、地区支部委員並びに公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）の代議員及び予備代議員の候補者の推薦に関する事項をつかさどる。
- 2 推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、予め本人の同意を得て推薦しなければならない。

## 第9章 委員会

(常任及び特別委員会)

- 第18条 本会に次の常任委員会を置く。
- (1) 労働環境改善委員会
  - (2) 教育企画・運営委員会
  - (3) 看護学会委員会
  - (4) 広報委員会
  - (5) 医療安全委員会
  - (6) 規約委員会
  - (7) 災害委員会
- 2 前項の各号に掲げる委員会のほか、会長が必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。
  - 3 常任委員会及び特別委員会は、それぞれ専門事項に関する調査、企画等会長の諮問事項を審議する。
  - 4 常任委員会及び特別委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

## 第10章 地区支部

(設置)

- 第19条 定款第46条による地区は、次のとおり置くものとする。
- (1) 奈良地区支部（奈良市）
  - (2) 東和地区支部（天理市・桜井市・宇陀市・山添村・川西町・三宅町・田原本町・曾爾村・御杖村）

- (3) 西和地区支部（大和郡山市・生駒市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町）
- (4) 中和地区支部（大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・葛城市・高取町・明日香村・広陵町）
- (5) 南和地区支部（五條市・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村）

（支部運営規則）

第20条 地区支部の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める支部運営規則によるものとする。

## 第11章 日本看護協会との連携

（法人会員）

- 第21条 本会は、日本看護協会の法人会員となるものとする。
- 2 本会は、法人会員の代表者として会長および代議員を選出する。
  - 3 代表者は、法人会員会に出席し、日本看護協会との事業の連携をはかる。

（会員）

- 第22条 本会に登録された正会員は、日本看護協会の会員となることができる。
- 2 本会は、日本看護協会から委託を受けて、本会の正会員の日本看護協会への入会手続きをするものとする。
  - 3 日本看護協会の会員となる本会の正会員は、日本看護協会の会費5,000円を日本看護協会の定める日までに納入しなければならない。

（代議員及び予備代議員）

- 第23条 代議員及び予備代議員の選出については、本会の「公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員の選出に関する内規」に基づき行うものとする。
- 2 代議員及び予備代議員の地区代表候補者の選出は、地区支部ごとに協議を経て決める。
  - 3 代議員及び予備代議員は、任期の始まる前年度の当協会の通常総会において選出し、その名簿を選出した年度の7月末日までに日本看護協会会長へ提出する。

（代議員の任務・任期）

- 第24条 代議員は、日本看護協会総会に出席し、選挙権及び議決権を行使する。
- 2 代議員は、日本看護協会総会出席にあたり、会員の意見を聴取して出席し、議決事項について会員に報告するものとする。
  - 3 代議員の任期は、4月1日から翌3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

（代議員の定員）

- 第25条 代議員の定員は、前々年度12月末の会員数により日本看護協会が決定する。
- 2 代議員は、本会の役員及び地区代表とする。

## 第12章 補 則

（細則の変更）

- 第26条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議による。ただし、第5条「入会金」及び第6条第1項「会費」の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

（委任）

- 第27条 この細則により会務を執行するために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、理事会は、総会の決議によることが相当と認める場合には、定款第13条第10号に基づき、総会の決議を求めることができる。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
    - 1 この細則は、平成25年2月8日から施行する。
    - 1 この細則は、平成25年10月11日から施行する。
    - 1 この細則は、平成26年2月14日から施行する。
    - 1 この細則は、平成28年8月16日から施行する。ただし、第17条の地区支部の変更は、平成29年6月17日から適用する。
    - 1 この細則は、平成29年11月10日に一部改正し、平成30年4月1日から適用する。
    - 1 この細則は、平成31年3月8日から施行する。
    - 1 この細則は、令和元年6月15日から施行する。
    - 1 この細則は、令和2年5月22日から施行する。
    - 1 この細則は、令和3年6月19日から施行する。ただし、第17条の改正は、令和3年3月12日から施行する。
    - 1 この細則は、令和4年10月14日から施行する。
    - 1 この細則は、2024年11月8日から施行する。
- この規程は、2025年12月12日に一部を改正し、2026年6月20日から施行する。

# 公益社団法人奈良県看護協会総会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人奈良県看護協会（以下「本会」という。）定款細則第12条の規定に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る正会員（以下「正会員」という。）その他総会出席者は、法令、定款、定款細則及びこの規則を遵守しなければならない。

## 第2章 総会の出席者等

### (正会員本人の出席)

第3条 総会に出席しようとする正会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

### (正会員代理人の出席)

第4条 総会に出席しない正会員は、他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。

### (役員及び役員以外の出席)

第5条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。  
2 本会の職員及び弁護士等は、理事、監事を補助するため、議長の許可を得て総会に出席することができる。

## 第3章 総会の開会等

### 第1節 開会

#### (議長団選出前の進行役)

第6条 議長が選出されるまでの間、会長又はその指名した者が会の進行をつかさどるものとする。

#### (議長団の選出)

第7条 議長団は、総会前の理事会で正会員の中から選出し、総会において承認決議を得なければならない。

#### (権限)

第8条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長又は重複する発言
- (4) その他総会の品位を汚したり、他人の名誉を毀損するなど、議事を妨害又は議場を混乱させる発言

#### (定足数の確認)

第9条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告しなければならない。

#### (開会の宣言)

第10条 議長は、前条の報告により定款第17条に定める総会成立のための定足数が満たされたことを確認したときは、開会を宣言しなければならない。

#### (開会時刻の繰り下げ)

第11条 議長は、正会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対し、遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

### 第2節 議題の審議

#### (議題の提出)

第12条 総会に付する議題は会長より文書をもって議長に提出しなければならない。

#### (出席状況の報告)

第13条 議長は開会を宣言した後、審議に入る前に、総会の正会員の出席の状況を会場に報告しなければならない。

(審議の順序等)

第 14 条 議長は提出された議題について、あらかじめ記載された順序に従い、審議に入るものとする。ただし、理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第 15 条 議長は提出された議題について、提出した理事又は監事に主旨説明を行わせた後、その審議に入るものとする。

2 当該議題に関する事項の報告又は説明を行う理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(質疑)

第 16 条 出席正会員は、議題について質疑することができる。

(発言の機会)

第 17 条 正会員は、議題に関する事項の報告又は説明終了後でなければ、当該議題に関し発言することはできない。

(発言)

第 18 条 正会員が議題について発言するときは、議長の許可を得なければならない。発言に先立ち自己の氏名と所属を明らかにしなければならない。

2 発言の順序は、議長が決する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議長の発言)

第 19 条 議長が討論のために発言しようとするときは議長を交代し、正会員席に着かなければならない。

2 議長が討論に参加したときは、その議題又は議案の採決が終わるまで議長に復することはできない。

(説明義務者)

第 20 条 正会員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。

2 正会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事又は監事は、議長の許可を得た上で補助者に説明をさせることができる。

(一括説明)

第 21 条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明をすることができる。

(説明の拒絶)

第 22 条 理事又は監事は、質問が次の理由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明をすることにより本会、その他の者(当該正会員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査を行うことが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

### 第3節 動議

(動議の提出)

第 23 条 議長は出席正会員より動議の提出があった場合には、まず賛否の決議を行い、賛成の決議を得た場合に議題とする。

(優先動議)

第 24 条 次の動議は他の議事に優先して取り扱い、少なくとも賛否各 1 名の討論の後、直ちに採決に入らなければならない。

- (1) 議事の進行、討論の打ち切り、休憩又は休会の動議
- (2) 議長不信任
- (3) 大会の秩序保持に関する動議

(議長不信任動議の審議)

第 25 条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができるものとする。

(動議の却下)

第 26 条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。

(4) 法令、定款その他本会が定める規則等に適合しないとき又は権利の濫用に当たるとき。

#### 第4節 休憩

(休憩)

第27条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

#### 第5節 審議の終了・採決

(採決)

第28条 議長は質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、議案の可否を採決する。

(採決の方法)

第29条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(議案の修正)

第30条 議案を修正しようとする正会員は10名以上の正会員の賛成を得て、修正案をあらかじめ議長に提出し、その主旨を説明しなければならない。

2 議長は討論の終結後前項の修正案につき、まず採決しなければならない。

3 同一議案について数個の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を決める。

4 修正案がすべて否決されたときは原案について採決しなければならない。

#### 第6節 閉会等

(延期又は続行)

第31条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知する。

4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第32条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第33条 総会の議事録は書面又は電磁的方法をもって作成し、議長及び議事録署名人が署名又は記名押印(電子署名を含む。)をしなければならない。

2 議事録署名人は、総会前の理事会で正会員の中から2名以上を選出し、総会において承認決議を得なければならない。

3 議事録には下記の事項を記載する。

(1) 会議の日時、場所及び目的

(2) 出席した正会員数、役員及び議長団の氏名

(3) 会長又は役員の報告事項

(4) 会議に付された議題

(5) 議題となった動議及び動議者の氏名

(6) 議事及び発言の要旨

(7) 決議事項

(8) その他議長において必要と認めた事項

(欠席者に対する報告)

第34条 会長は、総会の議事の経過の要領及びその結果に基づき、欠席した正会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

#### 第4章 雑則

(改廃)

第35条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規則は、平成24年5月11日から施行する。

平成29年7月14日 一部改正

# 公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員の選出に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本看護協会定款第12条に規定される代議員及び第14条に規定される予備代議員の公益社団法人奈良県看護協会(以下「本会」という。)における選出方法を定めることを目的とする。

(職種ごとの最低選出数)

第2条 代議員には、看護師2名並びに保健師、助産師及び准看護師より各1名ずつ、計5名を最低選出しなければならない。

(代議員の選出)

第3条 推薦委員会が推薦する代議員の候補者は、役員7名及び地区代表3名とする。

2 役員7名の内訳は、専務理事、副会長2名のうち1名、保健師職能理事、助産師職能理事、看護師職能Ⅰ理事、看護師職能Ⅱ理事及び准看護師理事とする。

3 地区代表3名は、5地区のうち年度ごとに指定された3地区より各1名とする。

4 代議員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて選挙管理委員会に任期の始まる前年度の本会の通常総会(以下「総会」という。)の60日前までに届け出なければならない。

5 推薦委員会は、推薦する代議員の候補者を、前項に定める同様の期日までに、選挙管理委員会に届け出なければならない。

6 選挙管理委員会は、立候補者及び推薦委員会が推薦する代議員の候補者を、総会の2週間前までに、会員に発表しなければならない。

7 代議員は、立候補者及び推薦委員会が推薦する候補者のうちから、総会において出席正会員が選挙により選出する。

(予備代議員の選出)

第4条 予備代議員の選出については、前2条に準じ、予備代議員選出基準に基づき行うものとする。

(代議員の変更)

第5条 やむなく選出した代議員を変更する場合は、原則として予備代議員選出基準で定めるその代議員に対応する予備代議員から選出する。

## 附則

- 1 この内規は、平成23年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成22年4月9日施行
- 1 この内規は、平成24年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成23年3月11日改正
- 1 この内規は、平成25年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成24年3月9日改正
- 1 この内規は、平成26年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成24年8月10日改正
- 1 この内規は、平成27年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成25年10月11日改正
- 1 この内規は、平成30年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成28年7月8日改正
- 1 この内規は、平成31年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成30年2月9日改正
- 1 この内規は、令和4年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。令和3年3月12日改正
- 1 この内規は、令和5年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。令和4年1月25日改正
- 1 この内規は、令和6年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。令和4年10月14日改正

## <予備代議員選出基準>

予備代議員は、役員又は委員7名及び地区代表3名を次の基準に基づき選出する。

- 1 専務理事に対応する予備代議員は、常任理事2名のうち1名
- 2 副会長に対応する予備代議員は、副会長2名のうち代議員でない副会長
- 3 保健師職能理事、助産師職能理事、看護師職能Ⅰ理事及び看護師職能Ⅱ理事に対応する予備代議員は、それぞれ同一職能委員会委員より各1名
- 4 准看護師理事に対応する予備代議員は、准看護師会員より1名
- 5 地区代表3名に対応する予備代議員は、それぞれ同一地区より各1名

## 2025年度地区別会員数一覧

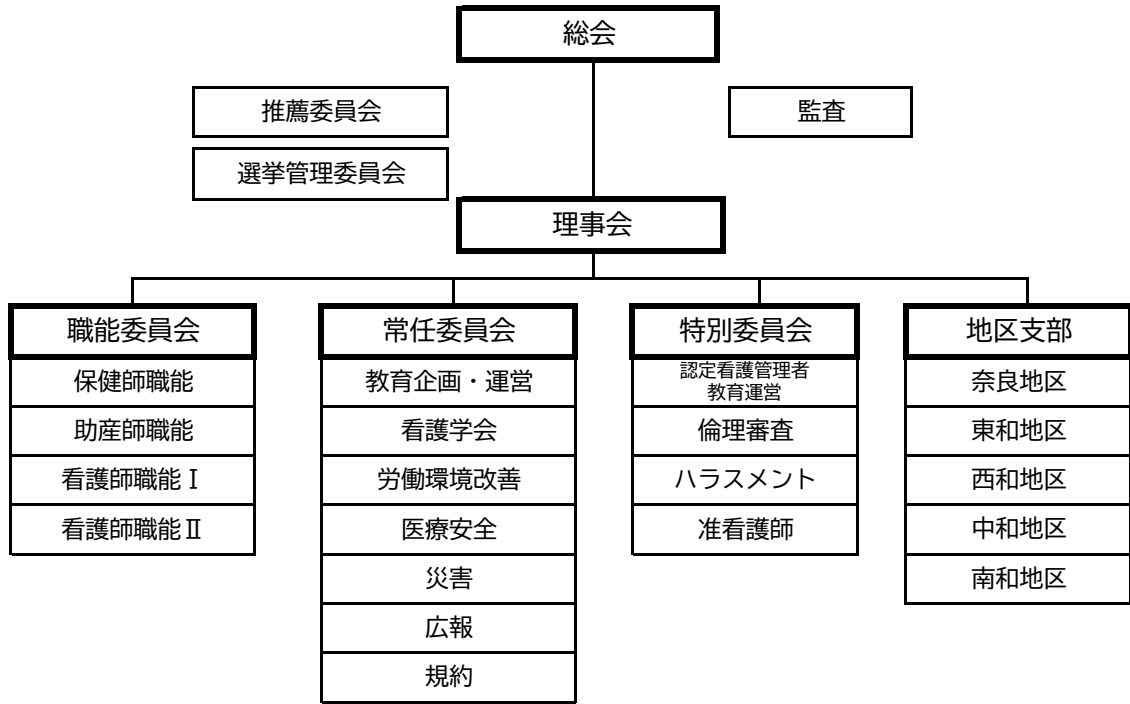
	新入会	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
奈良	105	15	70	2,060	58	2,203
東和	108	22	59	1,766	40	1,887
西和	116	9	40	1,726	39	1,814
中和	200	24	116	2,619	75	2,834
南和	22	4	6	404	15	429
計	551	74	291	8,575	227	9,167

奈良地区	—	奈良市
東和地区	—	天理市・桜井市・宇陀市・山添村・川西町・三宅町・田原本町・曾爾村・御杖村
西和地区	—	大和郡山市・生駒市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町
中和地区	—	大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・葛城市・高取町・明日香村・広陵町
南和地区	—	五條市・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村

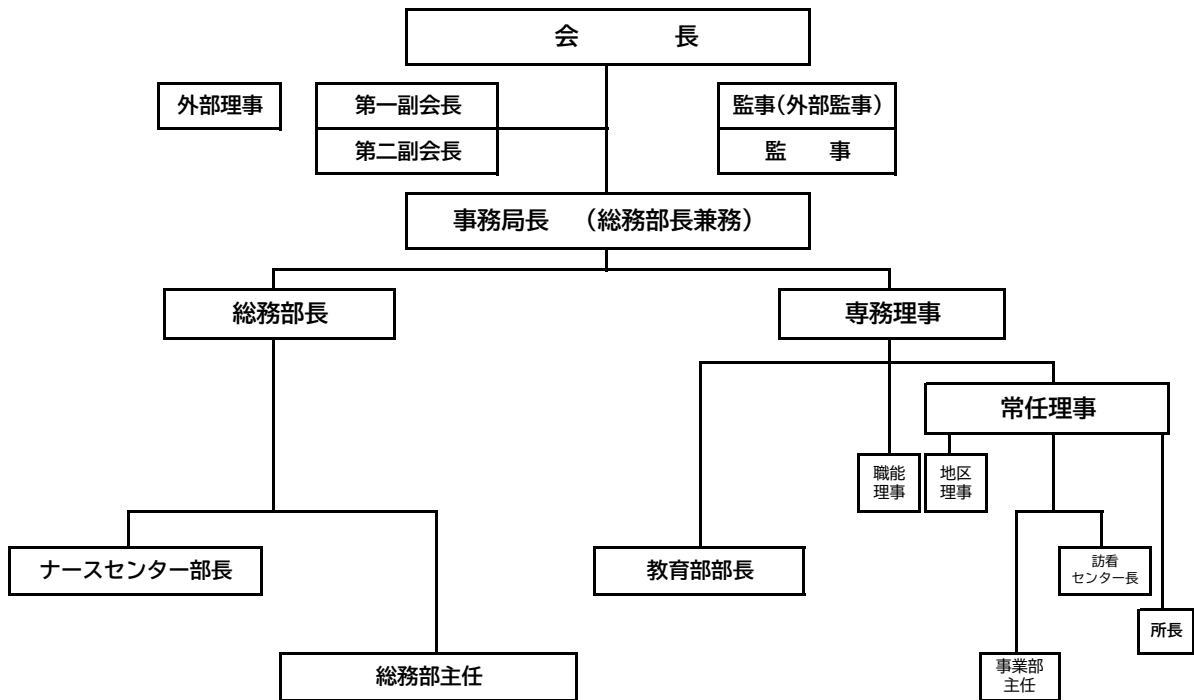
奈良県看護研修センター 利用状況  
 (2025年4月1日 ~ 2026年3月31日)

部屋 月		研修室①		研修室②		会議室①		会議室②		講師控室		大研修室		総 計		
		協会	他団体	協会	他団体	協会	他団体	協会	他団体	協会	他団体	協会	他団体	協会	他団体	合 計
4月	回数	6	0	2	0	6	0	4	0	1	1	0	1	19	2	21
	人数	44	0	11	0	47	0	8	0	2	1	0	80	112	81	193
5月	回数	7	1	4	0	11	0	7	0	4	0	1	0	34	1	35
	人数	52	11	41	0	70	0	13	0	6	0	100	0	282	11	293
6月	回数	5	3	3	0	10	1	10	0	16	1	17	1	61	6	67
	人数	45	41	21	0	90	10	16	0	21	2	1095	100	1,288	153	1,441
7月	回数	9	1	5	0	17	0	7	0	17	0	20	0	75	1	76
	人数	53	11	57	0	125	0	16	0	22	0	1360	0	1,633	11	1,644
8月	回数	3	2	1	0	7	0	5	0	2	0	0	0	18	2	20
	人数	12	22	5	0	57	0	10	0	5	0	0	0	89	22	111
9月	回数	6	0	4	0	11	0	7	0	1	0	2	0	31	0	31
	人数	35	0	19	0	70	0	12	0	2	0	80	0	218	0	218
10月	回数	10	2	6	0	14	0	18	0	11	0	15	0	74	2	76
	人数	106	22	37	0	91	0	24	0	23	0	875	0	1,156	22	1,178
11月	回数	9	1	12	0	12	0	11	0	12	0	12	1	68	2	70
	人数	102	12	47	0	80	0	15	0	12	0	870	50	1,126	62	1,188
12月	回数	9	2	3	0	14	0	9	0	5	0	4	0	44	2	46
	人数	95	27	35	0	85	0	16	0	7	0	220	0	458	27	485
1月	回数	6	1	2	0	8	0	14	0	7	0	6	0	43	1	44
	人数	70	12	10	0	60	0	24	0	7	0	290	0	461	12	473
2月	回数	6	2	1	0	10	0	10	0	2	0	6	0	35	2	37
	人数	61	26	5	0	81	0	23	0	2	0	195	0	367	26	393
3月	回数	9	1	2	0	8	0	7	0	1	0	0	0	27	1	28
	人数	73	12	7	0	65	0	9	0	1	0	0	0	155	12	167
2025 年度 計	回数	85	16	45	0	128	1	109	0	79	2	83	3	529	22	551
	人数	748	196	295	0	921	10	186	0	110	3	5,085	230	7,345	439	7,784

奈良県看護協会 組織図 (2026年6月20日から)



奈良県看護協会 事務局体制 (2026年6月20日から)



## 2025年度 役員・委員

(2026年3月31日現在)

### 役員

会長	春木 邦 恵	准看護師理事	西山 晋 輔
第1副会長	橋口 智 子	地区理事(奈良)	新田 伊津美
第2副会長	高橋 久 子	地区理事(東和)	有川 万里子
専務理事	西岡 令 子	地区理事(西和)	大久保 由美子
常任理事	森田 冴 子	地区理事(中和)	野村 佳 香
常任理事	高島 範 子	地区理事(南和)	谷 向 克 子
保健師職能理事	尾島 典 子	監 事	木村 花 子
助産師職能理事	細川 喜美恵	監 事	山本 隆 良
看護師職能Ⅰ理事	河野 恵		
看護師職能Ⅱ理事	山崎 優美代		

### 職能委員会

#### 保健師職能委員会

岡本 奈 央      竹内 めぐみ      啜 素 代      仲村 有 里

#### 助産師職能委員会

酒井 かおり      田中 佐 世      小川 真紀子      石田 千 陽  
赤松 友 美      池田 久里子      井上 佐 知

#### 看護師職能Ⅰ委員会

吉川 有 子      田口 千 里      中村 順 美      野田 真 里  
野澤 綾 乃      上野 めぐみ      古川 優 子      北飯 ふ み

#### 看護師職能Ⅱ委員会

西村 泰 恵      中川 朋 子      平 慶 子      松岡 美穂子  
森口 和 子      山上 由美子

### 推薦委員会

丸橋 敦 子      中村 理 枝      村上 智 美      烏頭尾 寛 子  
住田 恵

## 選挙管理委員会

山口玲子 森川芳恵 小間美由起 藤本理恵  
的場美香

## 常任委員会

### 看護労働環境改善推進委員会

前川紋子 西村和子 的場美佳 近藤貴代美  
池之畑直子 小田由美子

### 広報出版委員会

小坂明子 杉原薫 仲嶌佳代 古賀めぐみ  
亀本望

### 教育企画・運営委員会

宮寛明 杉山里佳子 橋詰佳純 宮原啓子  
中藪瑞枝 寶明日香 志茂友紀子

### 奈良県看護学会委員会

林田麗 芝崎美保 奥田美幸 上野栄一  
吉田明美 吉田五月 高山雅子 宮本雅美

### 医療安全検討委員会

西浦聡子 中村光代 山崎巳如 中川清隆  
西井光守 和田愛子

### 災害看護委員会

加藤計至 藤原千明 辻谷太 浦西ゆかり  
笹田泉樹 岡本知也 福西富士人 松原圭亮  
的場明美

### 規約委員会

橋口智子 高橋久子 西岡令子 森田冴子  
高島範子 山口豊仁

## 特別委員会

### 認定看護管理者教育運営委員会

福山麻里 撫養真紀子 橋口智子 森田冴子  
津森 栄

### 倫理審査委員会

橋口智子 高橋久子 西岡令子 森田冴子  
高島範子 山口豊仁

### 准看護師委員会

下川久仁子 高瀬好子 坂上由美 西山晋輔  
中元麻紀

### ハラスメント委員会

橋口智子 森田冴子 乾 隆一 山本隆良

## 地区支部役員名簿

	奈良地区支部	東和地区支部	西和地区支部	中和地区支部	南和地区支部
支部長	新田伊津美	有川万里子	大久保由美子	野村佳香	谷向克子
副支部長	和田衣	今西豊香	田中礼子	仲久美	榊井真寿美
会計	中村明子	馬場敏子	藤山由美	稲田充代	原智子
書記	福田裕美	藤原小百合	大谷須美子	坂本昭子	小森智江
監事	森田純子	吉川圭	島田尚美	山崎里美	田端鈴子

# 看護職の倫理綱領

2021年3月 公益社団法人日本看護協会

## 前 文

人々は、人間としての尊厳を保持し、健康で幸福であることを願っている。看護は、このような人間の普遍的なニーズに応え、人々の生涯にわたり健康な生活の実現に貢献することを使命としている。

看護は、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象としている。さらに、健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、生涯を通して最期まで、その人らしく人生を全うできるようその人のもつ力に働きかけながら支援することを目的としている。

看護職は、免許によって看護を実践する権限を与えられた者である。看護の実践にあたっては、人々の生きる権利、尊厳を保持される権利、敬意のこもった看護を受ける権利、平等な看護を受ける権利などの人権を尊重することが求められる。同時に、専門職としての誇りと自覚をもって看護を実践する。

日本看護協会の『看護職の倫理綱領』は、あらゆる場で実践を行う看護職を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の実践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会に対して明示するものである。

## 本 文

### **1 看護職は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。**

すべての人々は、その国籍、人種、民族、宗教、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的地位、経済的状态、ライフスタイル、健康問題の性質によって制約を受けることなく、到達可能な最高水準の健康を享受するという権利<sup>1</sup>を有している。看護職は、あらゆる場において、人々の健康と生活を支援する専門職であり、常に高い倫理観をもって、人間の生命と尊厳及び権利を尊重し行動する。

看護職は、いかなる場でも人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重し、常に温かな人間的配慮をもってその人らしい健康な生活の実現に貢献するよう努める。

### **2 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。**

看護における平等とは、単に等しく同じ看護を提供することではなく、その人の個別的特性やニーズに応じた看護を提供することである。社会の変化とともに健康や生き方への意識も変化し、人々の看護へのニーズは多様化・複雑化している。人々の多様で複雑なニーズに対応するため、看護職は豊かな感性をもって健康問題の性質や人々を取り巻く環境等に応じた看護を提供し、人々の健康と幸福に寄与するよう努める。

また、看護職は、個人の習慣、態度、文化的背景、思想についてもこれを尊重し、受けとめる姿勢をもって対応する。

### **3 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。**

看護は、高度な知識や技術のみならず、対象となる人々との間に築かれる信頼関係を基盤として成立する。

よりよい健康のために看護職が人々と協調すること、信頼に誠実に応えること、自らの実践について十分な説明を行い理解と同意を得ること、実施結果に責任をもつことを通して、信頼関係を築き発展させるよう努める。

また、看護職は自己の実施する看護が専門職としての支援であることを自覚し、支援上の関係を越えた個人的関係に発展するような行動はとらない。

さらに、看護職は対象となる人々に保健・医療・福祉が提供される過程においては、対象となる人々の考えや意向が反映されるように、積極的な参加を促す。また、人々の顕在的潜在的な能力に着目し、その能力を最大限生かすことができるよう支援する。

### **4 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観にそった選択ができるよう支援する。**

人々は、知る権利及び自己決定の権利を有している。看護職は、これらの権利を尊重し、十分な情報を提供した上で、保健・医療・福祉、生き方などに対する一人ひとりの価値観や意向を尊重した意思決定を支援する。意思決定支援においては、情報を提供・共有し、その人にとって最善の選択について合意形成するまでのプロセスをともに歩む姿勢で臨む。

保健・医療・福祉においては、十分な情報に基づいて自分自身で選択する場合だけでなく、知らないでいるという選択をする場合や、決定を他者に委ねるといった選択をする場合もある。また、自らの意思を適切に表明することが難しい場合には、対象となる人々に合わせて情報提供を行い、理解を得たうえで、本人の意向を汲み取り、その人にとって最善な合意形成となるよう関係者皆で協働する。さらに、看護職は、人々が自身の価値観や意向に沿った保健・医療・福祉を受け、その人の望む生活が実現できるよう、必要に応じて代弁者として機能するなど、人々の権利の擁護者として行動する。そして、個人の判断や選択が、そのとき、その人にとって最良のものとなるよう

支援する。

## **5 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報に適正に取り扱う。**

看護職は、個別性のある適切な看護を実践するために、対象となる人々の秘密に触れる機会が多い。看護職は正当な理由なく、業務上知り得た秘密を口外してはならない。

また、対象となる人々の健康レベルの向上を図るためには個人情報が必要であり、さらに、多職種と緊密で正確な情報共有も必要である。個人情報には氏名や生年月日といった情報のみならず、画像や音声によるものや遺伝情報も含まれる。看護職は、個人情報の取得・共有の際には、対象となる人々にその必要性を説明し同意を得るよう努めるなど適正に取り扱う。家族等との情報共有に際しても、本人の承諾を得るよう最大限の努力を払う。

また、今日の ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) の発展に伴い、さまざまなソーシャルメディアが普及している。これらを適切に利用することにより、看護職だけでなく、人々にとっても健康に関する有用な情報をもたらすなどの恩恵がある。看護職は、業務上の利用と私的な利用を区別し、その利用に伴う恩恵のみならず、リスクも認識する。また、情報の正確性の確認や対象となる人々と看護職自身のプライバシー権の保護など、細心の注意を払ったうえで情報を発信・共有する。

## **6 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。**

看護職は、常に、人々の健康と幸福の実現のために行動する。看護職は、人々の生命や人権を脅かす行動や不適切な行為を発見する立場にある。看護職がこれらの行為に気づいたときは、その事実を目を背けることなく、人々を保護し安全を確保するよう行動する。その際には、多職種で情報を共有し熟慮したうえで対応する。

また、保健・医療・福祉の提供においては、関係者による不適切な判断や行為がなされる可能性や、看護職の行為が対象となる人々を傷つける可能性があることを含めて、いかなる害の可能性にも注意を払い、人々の生命と人権をまもるために働きかける。非倫理的な実践や状況に気づいた場合には疑義を唱え、適切な保健・医療・福祉が提供されるよう働きかける。

## **7 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任をもつ。**

看護職は、自己の責任と能力を常に的確に把握し、それらに応じた看護実践を行う。看護職は自己の実施する看護について、説明を行う責任と判断及び実施した行為とその結果についての責任を負う。

看護職の業務は保健師助産師看護師法に規定されている。看護職は関連する法令を遵守し、自己の責任と能力の範囲内で看護を実践する。また、自己の能力を超えた看護が求められる場合には、支援や指導を自ら得たり、業務の変更を求めたりして、安全で質の高い看護を提供するよう努める。さらに、他の看護職などに業務を委譲する場合は自己及び相手の能力を正しく判断し、対象となる人々の不利益とならないよう留意する。

## **8 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。**

看護職には、科学や医療の進歩ならびに社会的価値の変化にともない多様化する人々の健康上のニーズに対応していくために、高い教養とともに高度な専門的能力が求められる。高度な専門的能力をもち、より質の高い看護を提供するために、免許を受けた後も自ら進んでさまざまな機会を活用し、能力の開発・維持・向上に努めることは、看護職自らの責任ならびに責務である。

継続学習には、雑誌や図書などの情報や自施設の現任教育のプログラムの他に、学会・研修への参加など施設外の学習、e ラーニング等さまざまな機会がある。看護職はあらゆる機会を積極的に活用し、専門職としての研鑽を重ねる。

また、自己の能力の開発・維持・向上のみならず、質の高い看護の提供を保障するために、後進の育成に努めることも看護職の責務である。

## **9 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。**

看護職は、多職種で協働し、看護及び医療の受け手である人々に対して最善を尽くすことを共通の価値として行動する。

多職種での協働においては、看護職同士や保健・医療・福祉の関係者が相互理解を深めることを基盤とし、各々が能力を最大限に発揮しながら、より質の高い保健・医療・福祉の提供を目指す。

また、よりよい医療・看護の実現と健康増進のためには、その過程への人々の参画が不可欠である。看護職は、対象となる人々とパートナーシップ<sup>2</sup>を結び、対象となる人々の医療・看護への参画のみならず、研究や医療安全などでも協力を得て、ともにより質の高い保健・医療・福祉をつくりあげることが促進する。

## **10 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。**

自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動することを通して自主規制を行うことは、専門職としての必須の要件である。この行動基準は、各々の職務に求められる水準やその責務を規定したものであり、看護職の専門的価値を支持するものである。

このような基準の作成は組織的に行い、個人としてあるいは組織としてその基準を満たすよう努め、評価基準としても活用する。また、社会の変化や人々のニーズの変化に対応させて、適宜改訂する。

看護職は、看護職能団体が示す各種の基準や指針に則り活動する。また、各施設では、施設や看護の特徴に応じたより具体的・実践的な基準等を作成することにより、より質の高い看護を保障するように努める。

## **11 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。**

看護職は、常に、科学的知見並びに指針などを用いて看護を実践するとともに、新たな専門的知識・技術の開発に最善を尽くす。開発された専門的知識・技術は蓄積され、将来のより質の高い看護の提供に貢献する。すなわち、看護職は、研究や実践に基づき、看護の中

核となる専門的知識・技術の創造と開発、看護政策の立案に努めることで看護学の発展及び人々の健康と福祉に寄与する責任を担っている。

また、看護職は、保健・医療・福祉のあらゆる研究参加に対する人々の意向を尊重し、いかなる場合でも人々の生命、健康、プライバシーをまもり、尊厳及び権利を尊重するとともに、適切な保健・医療・福祉の提供を保障する。

## **12 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイング<sup>3</sup>の向上に努める。**

看護職がより質の高い看護を提供するためには、自らのウェルビーイングをまもることが不可欠である。看護職が健康で幸福であることが、よりよい看護の提供へとつながり、対象となる人々の健康と幸福にも良好な結果をもたらす。

看護職は、自身のウェルビーイングの向上のために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとることやメンタルヘルスケアに努める。

さらに、看護職の実践の場には、被曝、感染、ハラスメント、暴力などの危険が伴う。そのため、すべての看護職が健全で安全な環境で働くことができるよう、個人と組織の両方の側面から取り組む。

## **13 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。**

看護は、看護を必要とする人々からの信頼なくしては存在しない。常に、看護職は、この職業の社会的使命・社会的責任を自覚し、専門職としての誇りを持ち、品位を高く維持するように努める。

看護に対する信頼は、専門的な知識や技術のみならず、誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚さなどに支えられた行動によるところが大きい。また、社会からの信頼が不可欠であり、専門領域以外の教養を深めるにとどまらず、社会的常識などをも十分に培う必要がある。

さらに、看護職は、その立場を利用して看護職の信頼を損なうような行為及び不正行為はしない。

## **14 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の考え方をもって社会と責任を共有する。**

看護職は、人々の生命、尊厳及び権利をまもり尊重する立場から、生命と健康に深く関わるあらゆる差別、貧困、さまざまな格差、気候変動、虐待、人身売買、紛争、暴力などについて、地球規模の観点から社会正義の考え方をもって社会と責任を共有する。常に、わが国や世界で起きているこれらの問題についての知識を更新し、意識を高め、それらについて社会に発信するよう努める。また、これらの問題の潜在的な状況から予防的に関わり、多職種や関係機関で連携し看護職として適切な対応をとる。

さらに、看護職は保健・医療・福祉活動による環境破壊を防止する責務を果たすとともに、清浄な空気と水・安全な食物の確保、騒音対策など、人々の健康を保持増進するための環境保護に積極的に取り組む。そして、人々の生命の安全と健康がまもられ平和で包摂的な社会の実現を目指す。

## **15 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。**

看護職は、いつの時代においても質の高い看護の提供を通して社会の福祉に貢献するために、専門職としての質の向上を図る使命を担っている。保健・医療・福祉及び看護にかかわる政策や制度が社会の変化と人々のニーズに沿ったものとなるよう、看護職は制度の改善や政策決定、新たな社会資源の創出に積極的に取り組む。

看護職は看護職能団体に所属し、これらの取り組みをはじめとする看護の質を高めるための活動に参加することを通してよりよい社会づくりに貢献する。

## **16 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。**

災害は、人々の生命、健康、生活の損失につながり、個人や地域社会、国、さらには地球環境に深刻な影響を及ぼす。看護職は、人々の生命、健康、生活をまもる専門職として災害に対する意識を高め、専門的知識と技術に基づき保健・医療・福祉を提供する。

看護職は、災害から人々の生命、健康、生活をまもるため、平常時から政策策定に関与し災害リスクの低減に努め、災害時は、災害の種類や規模、被災状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行う。また、災害時は、資源が乏しく、平常時とは異なる環境下で活動する。看護職は、自身の安全を確保するとともに刻々と変化する状況とニーズに応じた保健・医療・福祉を提供する。

さらに、多種多様な災害支援の担い手とともに各々の機能と能力を最大限に発揮するよう努める。

1 WHO (World Health Organization : 世界保健機関) は「世界保健機関憲章」前文において、「人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつ」(公益社団法人日本 WHO 協会仮訳)としている。これを参考に、本倫理綱領は、到達可能な最高水準の健康を享受することは人々の権利であるという考え方を基盤としている。

2 ここでいう、保健・医療・福祉におけるパートナーシップは、看護職と対象となる人々がよりよい健康や生活の実現に向かって対等な立場で協力しあう関係のことを示している。

3 1948年に出された「世界保健機関憲章」において“Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.”と述べられている。これを参考に、本倫理綱領においては、ウェルビーイングを身体的、精神的、社会的に良好な状態であることと意識し、使用している。ウェルビーイングを一語の日本語に翻訳することが難しいこと、また、意味するところが曖昧であることから日常的に使用される言葉ではない。そのため、本倫理綱領では看護職のウェルビーイングへの親和性を高めるためカタカナ表記とした。

MEMO

---

# 光 求めて

作詩 山本敏子  
補作詩・作曲 小椋 佳

大空のもと 光求めて  
看護の心 胸深く  
両手にかざす 愛のほむらは  
静かに燃える 優しく燃える  
今 この時 そして明日に

さざなみに揺れ 光求めて  
看護の願い 胸熱く  
つなぐその手に 通う血潮は  
さやかにとける 優しくとける  
ただ ひとすじ またひたむきに

そよ風に乗り 光求めて  
看護の祈り 胸清く  
枕べにたつ 花の香りは  
ほのかに匂う 優しく匂う  
今 この時 そして明日に  
今 この時 そして明日に

The musical score is written in treble clef with a 3/4 time signature. It consists of nine staves of music. The lyrics are written below the notes, and guitar chords are indicated above the staff lines. The chords include C, F, Dm7, Am, G7, Em, E7, and (F/G). The lyrics are as follows:

1. おさ おさ ぞな らの も とれり ひ か  
2. おさ おさ よ なか み に ゆ の り ひ ひ か  
3. そよ 風 花の 香りは ほのかに 匂う 優しく 匂う

りり もとめ ててり かか んん じじ のの  
りり もとめ ててり かか んん じじ のの

こねい かがの ろいり むむね ねね ふあき かつよ くく

りよ うなく てぐら にそへ かの た ぎて すにつ

のう ほちか むしお りは は

るる やさし し く もえ るる いた  
るる やさし し く とに お るる いた

まだま こひの とすと きじき

にに

き



公益社団法人 奈良県看護協会

〒634-0074 橿原市四分町 252-1

TEL (0744)25-4014 FAX (0744)24-7703

■奈良県ナースセンター

〒634-0074 橿原市四分町 252-1

TEL (0744)25-4031 FAX (0744)24-7703

■訪問看護総合支援センター

〒634-0074 橿原市四分町 252-1

TEL (0744)25-8441 FAX (0744)25-8442

■橿原訪問看護ステーション（居宅介護支援事業所併設）

〒634-0074 橿原市四分町 252-1

TEL (0744)29-0611・20-3303 FAX (0744)29-7032

■橿原訪問看護ステーションやわらぎの郷（居宅介護支援事業所併設）

〒634-0847 橿原市飯高町 103-1

TEL (0744)25-0222 FAX (0744)25-0066

■宇陀訪問看護ステーション（居宅介護支援事業所併設）

〒633-0253 宇陀市榛原萩原 155-4

TEL (0745)82-6603 FAX (0745)82-6604

(支所) ■東宇陀訪問看護ステーション

〒633-1211 宇陀郡曾爾村塩井 991-1（曾爾村老人福祉センター内）

TEL (0745)94-2828 FAX (0745)94-2828

公益社団法人 奈良県看護協会  
〒634-0074 奈良県橿原市四分町 252-1  
TEL 0744-25-4014  
FAX 0744-24-7703  
(労働大臣認可) 看護職無料職業紹介所  
TEL 0744-25-4031